

# フランス会社法 (11)

——第 218 条～第 235 条——

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理      中村眞澄      福井 守

奥島孝康      井上治行      荒木正孝

## 第 6 節 株式会社の監督

## SECTION VI

## CONTRÔLE DES SOCIÉTÉS ANONYMES

## 〔前 注〕

1. 序説 株式会社における監査制度は、現代会社法の中心課題の一つであるが、フランスにおいても、1966年7月24日の会社法（以下、1966年法という）によって行なわれた主要な改正点の一つに会計監査役の制度が挙げられる。まず、同法によって実現されたフランス監査制度の特質を指摘しよう（Guyon et Coque-reau, *Le commissariat aux comptes*, 1971, n° 7, p. 15）。

まず第1に、1966年法の定める監査制度は、統一的（unitaire）性質を有する。「株式会社の監督」（*Contrôle des sociétés anonymes*）と題する第218条以下の規定は、株式会社に適用される監査の普通法を定めており、立法者は、できる限りこの規定を他の形態の会社ないし法人にまで拡張して適用すべく努力している。株式合資会社については、会社が資金を公募していない場合においても、株式会社の監査制度が適用される（法251条2項、254条）。有限会社の場合、資本が30万フランを超える会社にあつては、少なくとも1人の会計監査役の選任が強制され（法64条2項、令43条1項）、また資本が30万フラン以下の、任意監査制の会社においても、社員が会計監査役を選任する限り、その監査は強制監査の場合と同一の条件にしたがって行なわれる（法66条）のは注目される。つぎに、社債を発行する経済利益団体（*groupement d'intérêt économique*）は、1966年法第219条に定める会計監査人名簿にもとづいて、1人以上の会計監査役を選任しなければならないと規定されている（1967年9月23日のオルドナンス10条）。これは、同団体の財務状況に

## 株式会社の監督

関する客観的な情報を開示させることによって投資家の保護をはかろうとするものである。最後に、資金を公募する民事会社(*société civile faisant publiquement appel à l'épargne*)もまた、1966年の会社法第219条に定める会計監査人名簿にもとづいて、1人以上の会計監査役を選任しなければならない(1970年12月31日の法律18条)。この民事会社は、銀行その他の金融業者または株式仲買人(*agents de change*)を介して、あるいは印刷物などの広告方法を用いて事業資金を公募することが許されており(同法1条)、しかもその社員は、民法典第1863条の特則として、第三者に対して無限責任を負うことなく、法定の有限責任の利益を享受することができる(同法4条)。

監査制度の統一的性質は、以上に掲げた会社または法人以外の者には及ばない。したがって、商事会社の中でも合名会社および合資会社の人的会社または匿名組合においては監査制度は任意であり、定款をもって自由に定めることができる。監査役を設ける場合にも、会計監査人名簿に登録されていない者から選任することができる。

監査制度の第2の特質は、監査は一般的である(*général*)という点にある。それは、1867年法のもとにおける場合と異なり、監査役の職務は、もはや会社の会計帳簿および計算書類の監査に限定されていないという意味である。監査役はこのような会計上の領域を越えて、業務執行者または取締役と会社間に締結された取引に関する報告書を提出し(法50条, 101条, 143条)、株主間において平等原則が遵守されているか否かを確認し(法228条)、また定款の変更が適法な条件にしたがって行なわれたかどうかを審査し(法7条)なければならない。この結果、監査役には、会社指揮者(*dirigeants*)を教導すべき者(*directeur de conscience*)となることが志向されている。監査はまた、会社の利益、すなわち多数派株主と少数派株主の利益を同時に配慮して行なわれるという意味で一般的である。1966年法の審議に際して、一部の国会議員から、少数派株主を代表する監査役の制度が提案された。これは、総会において選任された、いわば多数派株主を代表する監査役と競合して、委任を受けた業務を遂行しようというものである。しかし、監査役については別に裁判上の忌避(*récusation*)の制度が設けられたこと(法225条)、および少

数株主による鑑定人 (expert) の選任が認められ、鑑定人の職務は業務監査にまで拡張されていること (法 226 条) のために、上記提案は最終的に廃棄された。もともと、監査はその客観性と独立性とを前提とするものであるから、監査がもし特定範囲の社員のためにのみ行なわれるとすれば、そこには監査の前提要件が存在しないものといわなければならない。

第 3 に、監査は継続性 (caractère permanent) を有する。なるほど、監査役の主要な職務は当該営業年度の計算書類が作成されてから総会が招集されるまでの期間内において行なわれる。しかし、この期間は限られたものであり、計算書類の最終的な審査とその証明は、会社の営業年度の全期間にわたって行なわれる継続的な監査によって準備されていなければならないのである。

第 4 に、監査は強行的な (d'ordre public) 性質を有する。会社法は、会社の形態と規模を考慮して、選任すべき監査役の員数を強行的に定めている。また監査役の職務と権限も法定されている。したがって、会社の事業活動の規模が小さいことを理由に、計算書類の監査を要しない旨を定款で定めることは許されない。

第 5 に、監査は専門的性質 (caractère professionnel) を有する。経過措置はとられているが、厳格な意味で監査は、後述の専門職の名簿に登録された者によってのみ行なうことができる。したがって、もはや有限会社においても、また資金を公募していない株式会社および株式合資会社においてさえも、無資格者による監査の時代 (période de l'amateurisme) は過ぎ去った。現在においては、1969年8月12日の命令が定める、唯一の専門家たる会計監査人しか存在しない。このようにして、立法者は、監査役の専門的能力とその独立性を同時に保障しようと望んでいるのである。

第 6 に、監査は私的性質 (caractère privé) を有する。この点で監査役の職務は、証券取引委員会 (la commission des opérations de bourse) の職務と区別され (1967年9月28日の命令3条)、また混合経済会社において会計検査官 (commissaires du gouvernement) または財務検査官 (contrôleurs financiers) によって行なわれる監査と区別される。

2. 監査の効用 監査は多くの効用を有する。監査は、まず第1に、社員

## 株式会社の監督

に対して客観的かつ正確な情報の提供を可能ならしめる。実際において、会社指揮者の作成した貸借対照表などの計算書類を毎年承認する社員総会は、これらの計算書類が果して会社事業の実態を正確に反映したものであるかどうかを自ら確認することは困難である。社員、とくに株主は、通常、計算書類を確かめるために必要な時間的余裕も専門的能力も持たないし、法律は、株主が会社業務の運営を妨害することのないようにするため、株主に対しては必ずしも多くの権限を与えていない。それゆえ、監査権限の強化は、会社指揮者の権限の増大に対する代償(*contrepartie*)をなしている。

少数派株主は、会社指揮者が多数派株主の利益をはかるために自分達の利益を無視するのではないかという疑惑を容易に抱く傾向があるので、監査役の介入は、少数派株主にとってとくに貴重である。かくして、1966年法は、監査役の独立性を確保するために適切な多くの措置を定め、多数派株主の意向に迎合しているのではないかと疑われる監査役の忌避を請求する権利までも少数株主に与えるに至っている(法225条)。それゆえ、計算書類の監査は、従来のように、多数決の濫用を改めることに満足するよりは、むしろこれを防止することを目的とした一連の措置の一つとして位置づけられる。

また、監査は、被監査人たる会社指揮者にとっても有益である。なるほど、監査役が会社指揮者の不適法または不正確な行為を摘発することは、彼等にとって決して快いことではない。しかし、会計(*comptabilité*)は、業務執行の不可欠の手段となっている。したがって、計算書類が正規に作成され、会社業務の発展を真正にあとづけていることを確めることに会社指揮者は利益を有している。監査役との協力は、指揮者が過誤をおかすのを回避し、過ちがおかされた場合も、その結果を速かに是正することを可能ならしめる。監査役監査は、内部監査(*contrôle interne*)の延長である。それゆえ、監査を受ける会社指揮者と監査役との間には、信頼関係が樹立されることが期待されよう。そこでは、もはや監査役は、会社指揮者の過誤を告発する検査役ではなく、計算書類から引き出しうる最良の方針を示すことによって、会社業務の発展に貢献するガイドたる地位に立つ。

さらに、会社と取引関係に入ろうとする第三者は、会社の財務状況を知らなけ

ればならないので、この第三者にとっても監査は必要である。これら第三者は、会社指揮者が作成しただけの貸借対照表その他の計算書類に信頼をよせるわけにはいかない。これに対し、専門的能力があり、かつ独立した監査役によって証明された計算書類は、第三者に対して著しい証明力を与え、取引の安全を増大する。

最後に、監査は一般公衆の投資の発展に寄与する。会社に対する投資は、投資家が計算書類の真正とその適法性に信頼をおくことができる範囲において可能とされる。それゆえ、金融市場の増大と証券取引の活発化は、会社によって提供される情報の質と量に大部分依存する。したがって、資金公募会社においては、監査役が証券取引委員会と協力するのが望ましいし、証券取引委員会もまた、公衆に対して提供される情報の質を監督すべき義務を負っているのである。

しかしながら、最近なされた発展にもかかわらず、情報の開示に関してはなすべき多くのものが残されている。会社指揮者は、今なお、会社業務の秘密という絶対的な観念に固執しており、監査を秘密漏洩の犠牲でしか見ない。このような態度は、現行法規制がかなり控え目にとどまっているだけに（——立法者は、会社従業員の利益を目的とする監査制度の法定化の提案を排除している——）遺憾である。このほか、監査役はその職務の遂行中に知得した犯罪事実を検察官に告発しなければならないとされているが（法233条2項）、この監査役の役割は、会社指揮者の意に反して、社内に導入された公権力の補助者として監査役をみるためには、余りにも例外的なものにすぎない。

**3. 会社組織における監査役の地位** 監査役は、会社において独自の地位を占めている。というのは、監査役は、社員たることもなく、かつ会社の管理・業務執行の権限を付与されることもなく、会社の業務に従事しているからである。

監査役の役割は、一方において経理担当者（comptable）の役割と混同されてはならない。経理担当者は、取締役会、董事会または業務執行者の権限のもとにおかれ、会社の計算書類を規則正しく（au jour le jour）作成し、会社とは労働契約によって結ばれている。監査役の使命はまた、会社において計算書類の内部監査（contrôle interne）の実施を委託されている専門会計士（expert comptable）または認可会計士（comptable agréé）の使命とは異なる。これらの会計士は、一般

## 株式会社の監督

に計算書類の作成を入念に監督し、かつ会社の経理担当者を適確に指導する。しかし、これらの会計士は固有の権限を有しない。なぜなら 彼等は一般に請負契約 (*louage d'ouvrage*) により会社と結び付けられ、会社指揮者の補助者にすぎないからである。これに対し監査役は、自己の責任のもとに、計算書類の外部監査の手続をなすべき法定の使命を与えられている。監査役の仕事は、すでに作成された計算書類を作り変えることにあるのではなく、計算書類が正規かつ誠実に作成されているか否かを審査することにある。

他方、監査役は、取締役会、董事会または業務執行者と異なり、会社の業務執行機関でないことはいうまでもない。1966年法の第 228 条は、監査役が会社の業務執行に干渉することを禁止している。監査役が会社の名において契約を締結したり、財務政策の決定に介入することのできないのはもちろんである。しかしながら、業務執行と監査の区別は、時には判別の困難な場合を生ぜしめる。とくに、計算書類の資産項目の評価または会社指揮者と会社間に締結された契約に関する報告書の評価の場合である。

最後に、監査役は、会社の業務監査機関 (*organe de surveillance*) ではない。業務執行の監督は、計算書類の監査よりさらに広範な適用領域を有している。すなわち 業務監査は、会社運営の全般について行なわれ、単に、監査役の主たる介入領域である財務上の諸問題および定款変更にのみ限られるものではない。また、業務監査は、単に業務執行の適法性に関するものにとどまらず、その妥当性 (*l'opportunité*) にまで及ぶのである。業務監査は、社員自身により、あるいは監事会 (*conseil de surveillance*) により、さらには少数株主の申請にもとづいて裁判上選任される鑑定人 (*expert*) ——時には《少数派監査役》とよばれる——によって行なわれる。このような業務監査の権限は監査役には存しない。したがって 計算書類の上では不適式な事項として現われない業務執行の過誤を明らかにしなかったからといって、監査役に過失は認められない。

**4. 沿革** フランス会社法の歴史において 取締役の業務執行を監督する機関が初めて設けられたのは、1856年7月17日～23日の法律であった。株式合資会社だけをその適用の対象とするこの法律によれば、すべての会社に監査役会 (*con-*

seil de surveillance) を設置すべきものとし (5 条), 監査役会は, その任務として, 会社の帳簿, 現金, 有価証券を監査し, また業務執行者によって作成された財産目録および利益配当議案につき毎年, 株主総会に報告書を提出すべきものと定めていた (8 条)。その後制定された 1863 年 3 月 23 日の法律は, フランスの会社法制として初めて, 会社の運営に欠くことのできない三つの機関, すなわち取締役, 監査役および株主総会を設置することとなった。この法律は, 「有限責任会社に関する……法律」(loi……sur les sociétés à responsabilité limitée) と題しているが, ここにいう有限責任会社とは, いわゆる有限会社とは全く異なるもので, ——有限会社は 1925 年 3 月 7 日の法律によって創設された——近代的な株式会社のいわば前身であった。同法の定める監査役に関する規定は, わずか 2 ヶ条 (15 条および 16 条) にすぎないが, その監査役 (commissaire de surveillance) は, みずから適当と判断するときはいつでも, 会社のために帳簿を閲覧し, 会社の活動を調査し, 株主総会を招集する権限を有し, 年次総会には広く会社の状況に関する報告および取締役によって提出された貸借対照表その他の計算書類に関する報告をなすべき任務を有していた (Escarra et Rault, *Les sociétés commerciales*, 1959. tome IV pp. 7, 8)。

その後, 間もなく 1867 年 7 月 24 日, 株式合資会社と株式会社についての近代的な会社法典が制定され, 「以後, 株式会社は政府の許可なくしてこれを設立することができる」(21 条) とする画期的な規定をはじめとし, 株主総会については, とりわけ多数の重要な規定が設けられた。しかし, 監査役の制度に関するかぎり, 1867 年の法律にはとくに注目すべきものはみられず, 細部にわたる点は別として, ほとんど従来の立法を踏襲するにとどまった。すなわち, 株式合資会社においては監査役会の制度がそのまま維持され, 株式会社には 1863 年法の監査役の制度がそのまま引き継がれた。むしろ後者の場合には, 1863 年法が監査役による常時監査 (contrôle permanent) を定めていたのに対して, 1867 年法においては 監査役による監査期間を定款所定の総会開催の日に先立つ 3 ヶ月間に限るものとした。これは, 当時, 監査役による監査に敵意を抱いていた取締役の側からの要望によるものであるといわれている (E. du Pontavice, *Le Commissariat aux comptes*

dans les lois des 24 juillet 1966 et 4 janvier 1967 sur les sociétés commerciales, Etudes de droit commercial à la mémoire de Henry Cabrillac, 1968)。

1867年法は、自由主義の理念にもとづき、あくまで会社当事者の自由なイニシアティブに信頼していたので、監査役の専門的能力やその誠実性および取締役からの独立性を確保するための法的配慮は、ほとんど行なわれていなかった。このような立法のもとで、株主が期待するような有効適切な監査は困難であった。1867年法における監査制度の欠陥は、リペールおよびロブロの次の叙述に余すところなく指摘されている。すなわち、「1867年の法律のもとでの監査役は、1営業年度を任期として選任され、専門的能力を具備するといういかなる保障もなく、総会開催前の最短期間に限りその職務を行なうにすぎず、株主による選任についてその提案を行なう取締役が事実上従属しており、このような監査役では、その監査 (surveillance) という職務を有効に達成することはできなかった。監査役で作成する報告書は、誠実な監査を経ることなしに与えられる簡略な承認にすぎないものが大部分であった。諸外国の多くでは、監査の実際においても、法律上も、株式会社の会計について真剣な監査が課されているだけに、このような監査の実態に対する不満は多かった。」(Ripert et Roblot, *Traité élémentaire de droit commercial*, 1968, pp. 678, 679)。

このようにして、1867年法は1935年8月8日および1937年8月31日の二つのデクレ・ロワにより根本的な修正をほどこされることになった。その詳細は本節「株式会社の監督」の逐条解説の中で述べることとし、ここではその改正の骨子ともいべき次の3点を指摘するにとどめる。まず、取締役に対する監査役の独立性を確保するため、一定の事由に該当する者は監査役になることができないという欠格事由 (incompatibilité) を厳格に定めたことである (33条1項)。第2に、監査役が会計上の専門的能力を具えることによって有効な監査が期待できるよう、少なくとも1名の監査役は、いわゆる公認監査人 (commissaires agréés) の中からこれを選任しなければならないとした (33条3項)。もっとも、これは資金公募会社に限られている。第3に、監査役の任期を1年から3年に延長し、同時に、総会前の短

期間に限られていた監査期間を常時監査に拡張し、期間の面からも有効な監査が行なわれるよう期待された（32条1項、2項）。

5. 文献 本書の冒頭（目次のあと）に掲記されたフランス商法ないし会社法の体系書のほか、会計監査役に関する主要なモノグラフィーには次のものがある。

- (1) Djian, Le contrôle de la direction des sociétés anonymes dans les pays du Marché commun, Paris 1965.
- (2) Dubreucq, Les commissaires aux comptes dans les sociétés commerciales, Paris 1969.
- (3) Feuillet, La pratique du commissariat aux comptes, 2<sup>e</sup> éd., Paris 1970.
- (4) Granger, La nature juridique des rapports entre actionnaires et commissaires chargés du contrôle dans les sociétés par actions, Paris 1952.
- (5) Guyon et Coquereau, Le commissariat aux comptes, Paris 1971.
- (6) Heurteux, L'information des actionnaires et des épargnants, Paris 1961.
- (7) Kovarik, Le commissaire aux comptes et le «Wirtschaftsprüfer», Paris 1966.
- (8) Lefèbre, Les aspects juridiques du commissariat aux comptes, Paris 1970.
- (9) Schmidt, Les droits de la minorité dans la société anonyme, Paris 1969.

#### 法第 218 条〔株式会社における監督〕

①株式会社における監督は、1人または数人の会計監査役がこれを行なう。

②会計監査役職務は、自然人または専門職民事会社の形態のもとに設立された法人がこれを行なう。

③前項の規定にかかわらず、本法の公布の日において「専門会計士および認可会計士団体」の名簿に登録されている法人は、その形態がいかに

## 株式会社の監督

なるものであっても、第219条所定の施行令によって定められる条件に従い会計監査役となることができる。

Loi Art. 218.—Le contrôle est exercé, dans chaque société anonyme, par un ou plusieurs commissaires aux comptes.

Les fonctions de commissaire aux comptes sont exercées par des personnes physiques ou des sociétés constituées entre elles sous forme de sociétés civiles professionnelles.

Toutefois, les sociétés inscrites à la date de la promulgation de la présente loi au tableau de l'Ordre des experts comptables et des comptables agréés pourront, quelle que soit leur forme, être commissaires aux comptes dans les conditions fixées par le règlement d'administration publique prévu à l'article 219.

### [解 説]

1. 監査法人 一般に、自然人以外の法人を監査役に選任することができるかという問題については、フランスにおいても賛否両論の意見があった。とくに、株式または債権をもって他会社に投資している会社としては、会社自身が監査役になることによって、その投資の安全な回収をはかりうるという実際上の理由があった。1935年のデクレ・ロワはこの問題について直接触れていなかったが、同法は監査役の独立性を保障するために厳格な欠格事由を定めたので、法人もまた監査役になりうるものとすれば、この法定の義務は容易に潜脱されるおそれがあり、他方、同法によって新設された監査役の刑事責任、とくに1年以上5年以下という禁錮刑(34条5項)は、その性質上、法人に科すことができないという理由から否定説の方が有力であったように思われる。1936年6月29日の施行規則が公認監査人の名簿に法人の登録を拒否していたのも、おそらく上記のような理由にもとづいていたものと推測される。そこで、他会社に資本を投下している会社としては、監査役としての法定の要件を備えた会社指揮者 (*dirigeants*) をその会社に派遣していたといわれている (Y. Djian, *Le contrôle de la direction des sociétés anonymes*

dans les pays du Marché commun, 1965. pp. 47, 48)。

これにたいして1966年法は、会計監査役の職務は、自然人により、または自然人の間で専門職民事会社 (*sociétés civiles professionnelles*) の形態のもとに設立された会社によって行なわれる、と規定し、明文をもって法人が監査役たりうるものと定めた。新法が積極的に監査法人を承認することになったのは、会計専門家により組織された団体によって効果的に監査の行なわれているイギリスおよびドイツの例に強い影響を受けたためであるのは明らかであるが、監査法人に対する従来のフランス法の立場からして、その法人がいかなる形態をとるべきかに大きな関心が寄せられたのは当然であった。新法は、監査法人の法的形態を専門職民事会社と定めたが、ここに至るまでには、次のような注目すべき立法上の過程を経てきたのである。

まず、国民議会において考慮されたのは、監査役の個人的責任 (*responsabilité personnelle*) の原則を確保し、監査役の人格が法人の無名性 (*anonymat*) の中に消えることのないようにということであった。そこから監査法人の形態としては、有限会社、株式会社および株式合資会社の形態をとることが排除された。換言すれば、合名会社および合資会社であるかぎり、商事会社もまた監査法人たりうるものとされていた。しかし、上院においては、監査役の職業の独立性を確保し、また当時まもなく制定が予定されていた自由業の一般法 (専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律第 66-879 号) に抵触するのを避けるため、さらに、個人的責任の原則をできるかぎり維持するためという三つの理由から、結局、監査法人には商事的性格を認めるべきではないということになった。

**2. 会計監査人民事会社** (1) 効用 会計監査人が共同して職務を遂行するために設立する専門職民事会社、すなわち会計監査人民事会社には、次のような効用があるものとされている (*Guyon et Coquereau, p. 130, n° 155*)。

まず、会計監査人にとっては、みづから独立して監査事務所を開設し、かつ事務所運営の経費を支弁するために必要な資力をもたない者にとって、この会社に社員として入社することにより、容易にその専門職を行なうことができる。かくて会社は、多数の有能なスタッフを擁することにより、合理的かつ確実な監査の職務を遂行することができ、かりに、ある社員たる監査人が病気その他の理由により職務

## 株式会社の監督

を行なうことのできない事態が生じた場合にも、他の社員がこれに交替して職務を行なうことができるから、個人として会計監査人の職務を行なっている場合に生じるような不都合はない。

また監査人会社に監査を委託する被監査会社にとっても、複雑な会計について迅速かつ適確な監査を受けることができ、万一、監査人の責任を追及する必要性が生じた場合でも、一人の監査人では弁済する資力に限度があるのにひきかえ、監査人会社の場合には、社員は会社の債務につき連帯かつ無限の責任を負うべきものとされているから（専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律15条）、すべての社員から弁済をうけることができる。

またヨーロッパ共同体域内においては、営業および役務提供の自由にもとづく各国監査人の競争が行なわれているが、この会社組織によるときは、フランスの監査人もその競争によく耐えることができる。

(2) 会計監査人民事会社の組織および運営 以下、1969年8月12日の命令の定めるところに従い、会計監査人民事会社の組織と運営を略説しよう。

(a) 会社の設立 会計監査人会社（以下、会社と略称する）は、主たる事務所所在地の控訴院管内において作成されている監査人名簿への登録を停止条件として設立される（1969年令129条）。社員が共同して提出する会社の登録請求書には、定款の正本および会社の登録を請求する各社員の申請書が添付される（1969年令130条1項）。定款の絶対的記載事項として、会社の名称、社員の氏名・住所、主たる事務所の所在地、会社の存続期間、社員がなした出資の種類およびその明確な評価額、資本の額および資本を表彰する持分の数・名義額（100フランを下ることができない）ならびに社員への配分、労務出資者に付与される持分の数（ただし、社員の出資した労務は資本を構成せず、またその持分は譲渡できない）、設立に際して払込まれる金銭出資の額が定められている（1969年令133条）。定款の正本は、所定の期間内に会計監査人地方協会の主たる事務所に寄託され、利害関係人はその抄本の交付を請求することができる（1969年令137条）。

(b) 会社の管理 会社は、専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律（第66-879号）第11条の定めるところに従い、定款をもって業務執行の組織およ

び業務執行者の権限を定めなければならない（1969年令138条）。同条によると、原則として、すべての社員が業務執行者となるが、定款をもって、社員の中から一人または数人の業務執行者を選任し、または会社成立後に業務執行社員を選任することもできる。業務執行者の選任・解任、任期および権限は定款をもって定めるが、業務執行者は、いかなる場合においても、専門職の遂行に際して社員を会社に従属させる権限を行使することはできない。

社員総会は、毎年1回以上開催すべきものとされ（1969年令139条2項）、業務執行者は、毎事業年度の終了後、年次計算書類および会社の成果に関する報告書を作成して、社員総会の承認を受けなければならない（1969年令144条）。

(c) 持分の譲渡および移転 持分の譲渡は、その譲受人があらかじめ会計監査人名簿に登録されており、かつ1966年11月29日の法律第19条第1項に定める条件に従って、会社の承認を受けなければならない（1969年令147条）。会社が譲渡の承認を拒絶するときは、会社の指定する者にその持分を買取らせるか、または会社自身がその持分を取得しなければならない（1969年令148条）。後者の場合、会社はその持分の名義額に相当する資本を減少しなければならない（1966年法21条）。社員の任意退社および法定の事由にもとづく退社ならびに登録の抹消の場合にも、社員の持分について上記の場合とほぼ同一の取扱が定められている（1969年令149条ないし151条）。

社員が死亡した場合、その権利承継人は社員たる資格を取得することはできないが、社員の死亡の日から1年以内に持分を譲渡することができ、上記持分譲渡の場合と同一の手続に従って会社に対し譲渡の承認を請求する（1969年令152条、153条）。ただし、権利承継人が会計監査人たる資格を有するときは、自己のために持分の優先分与（*attribution préférentielle*）を請求することができる（1966年専門職民事会社法24条2項、1969年令154条）。

(d) 職務の遂行 社員は、会社の名において会計監査の職務を遂行することを要し、個人の資格で監査職務を行なうことはできない（1969年令160条、161条1項）。社員は、その職務活動に関する情報を相互に交換することを要し、従って、この場合には職業上の秘密保持の義務に違反することにはならない（1969年令161

## 株式会社の監督

条2項)。

(e) 会社の解散 一般の会社の場合と同様に、会計監査人会社は、存続期間の満了および社員の解散決議により解散するほか、全社員または会社自身が監査人名簿から抹消されたときは法律上当然に解散する(1969年令171条, 172条)。社員が一人となったときは、その社員は1年以内に持分の1部を監査人名簿に登録された第三者に譲渡することができるが、この期間内に譲渡されないときは1年の期間が経過した日に会社は解散する(1969年令174条)。

### 法第219条 [会計監査役の資格とその職業組織]

①会計監査役の職務は、そのためとくに作成された名簿にあらかじめ登録されていなければ、いかなる者もこれを行なうことができない。

②会計監査役の職業の組織は、施行令をもってこれを定める。

③施行令は、とくに以下に掲げる事項を定めなければならない。

1° 名簿の作成および改訂の方法

2° 名簿に登録される条件

3° (1969年7月8日法律第69-717号により改正)《地方懲戒部および中央懲戒部の設置を含む懲戒制度》

4° 会計監査人がその職業組織に加入する条件

Loi Art. 219.—Nul ne peut exercer les fonctions de commissaire aux comptes, s'il n'est préalablement inscrit sur une liste établie à cet effet.

Un règlement d'administration publique fixe l'organisation de la profession de commissaire aux comptes.

Il détermine notamment :

1° Le mode d'établissement et de révision de la liste ;

2° Les conditions d'inscription sur la liste ;

- 3° (L. n° 69-717 du 8 juill. 1969) 《Le régime disciplinaire comportant la création de chambres régionales et nationale de discipline》；
- 4° Les conditions dans lesquelles les commissaires aux comptes sont groupés dans des organismes professionnels.

令第 305 条〔施行令公布までの経過措置〕

会社法第 219 条に定める施行令が公布されるまで、会計監査人は、控訴院管内において作成された名簿への登録条件および職業組織に関しては、従前の規定とくに 1936 年 6 月 29 日の命令の適用を引続き受けるものとする。

Déc. Art. 305.—Jusqu'à la publication du règlement d'administration publique prévu à l'article 219 de la loi sur les sociétés commerciales, les commissaires aux comptes demeureront régis, quant aux conditions d'inscription sur les listes établies dans les ressorts des cours d'appel et à l'organisation professionnelle, par les dispositions antérieures, notamment par le décret du 29 juin 1936.

〔解 説〕

1. 総説 旧会社法のもとにおいても、1935 年の改正法は、資本を公募する株式会社の監査役につき、少なくともその一人は本店所在地を管轄する控訴院の所在地に設置された委員会の作成する名簿に登録された者から選任しなければならないと定め（1867 年法 33 条）、専門的知識および能力を有する監査役によって監査の効果を挙げることが期待されていた。

これに対して新法は、会計監査役の職務は、そのために作成された名簿にあらかじめ登録されている者でなければ、いかなる者もこれを行なうことができないものとし、したがって、株式会社は、その資金を公募していると否とを問わず、すべて名簿に登録された公認監査人の中から監査役を選任しなければならなくなった。また、株式会社に限らず、株式合資会社（法 254 条）および資本金 30 万フランを超

## 株式会社の監督

える有限会社（法64条2項、令43条）においても、公認監査人の中から監査役を選任すべきこととなった。もっとも、このように思い切った改革をただちに実施するのは、改正法施行当時のフランスにおける会社企業や会計監査人の実情からみて困難であり、資本公募の有無または資本金の額に応じて一定期間内に段階的に実施する経過措置がとられており、最終的にすべての会社に適用されるのは1975年4月1日からとされている（法495条）。

他方、会計監査役はあらかじめ名簿に登録された監査人の中から選任すべきものとする本条の規定は、同時に、会計監査役としての職業の組織を施行令をもって再編成しようとするものであり、監査人名簿の作成および改訂の方法、登録の条件、懲戒および会計監査人が職業組織に加入する条件などはすべてこの施行令をもって具体化すべきものとしている。

監査役の真の職業団体を設置することは新法の主要な抱負の一つであり、英国における公認会計士協会の *auditors*、米国における会計専門家協会のメンバー、ドイツにおける経済検査士（*Wirtschaftsprüfer*）たちが享受している専門的能力、独立性および権威に相当するものをフランスの監査役にも与えようとするものである（*M. Hamiaux, La réforme des sociétés commerciales, vol II. 1966. p. 195.*）。

新会社法において会計監査役が果たす役割は、たんに株式会社における伝統的な監査機関としての役割のほかに、合名会社および合資会社を含むすべての商事会社の清算事務の検査役（*contrôleur*）として（法405条、令273条2項）、また現物出資が行なわれた場合の出資検査役（*commissaire aux apports*）として（令25条、64条、72条 169条）、さらに発起人持分の買戻価格および株式への転換率を評価する鑑定人として、いずれも公認監査人がその任に当るものとされている。これは、各場合に公認監査人に付される職務の名称が異なるにせよ、監査役が従来の伝統的な役割の外に出ようとする傾向を示すものであり、換言すれば、かつては種々の職業に属する人たちが占めていた監査人の地位（*commissariat*）が、これからは専門化された一つの職業（*profession*）に統合されてゆくことを示すものである（*E. du Pontavice, p. 390; D. Bastian, La réforme du droit des sociétés commerciales. J. C. P. 1968. n° 84226 p. 1096.*）。

そこで、本条にもとづき、制定された会計監査人の職業組織および監査専門職に関する1969年8月12日の命令の定めるところにより、会計監査人名簿、職業組織および懲戒の制度につき概説する（以下、本条の解説において引用する命令は1969年8月12日の命令を指す）。

**2. 会計監査人名簿** (1) 名簿の作成 会計監査人名簿は、各控訴院の所在地に設置され、かつその控訴院管内において管轄権を有する会計監査人地方登録委員会 (*commission régionale d'inscription*) がこれを作成する（令2条）。地方登録委員会は、控訴院裁判官1名、控訴院管内の大審裁判所および商事裁判所裁判官各1名、同控訴院管内の地方主税局長 (*directeur régional des impôts*) および会計監査人地方協会会長の計5名の委員をもって構成される（令8条）。

(2) 名簿への登録条件 まず、自然人の場合、フランス国籍を有し、かつ満25才に達した者であって、その品位 (*moralité*) および専門的能力 (*aptitude professionnelle*) において登録委員会が相当と認める水準に達した者のみが登録の資格を有する（令3条1項）。ただし 国籍の点については、ヨーロッパ共同体加盟国の国民もフランス人と同等に扱われ、またヨーロッパ共同体加盟国以外の国籍を有する者でも、その本国においてフランス人に対し法定の会計監査を行なうことを許可している場合に限り、登録資格を認めている（令5条）。

つぎに、その専門的能力の点については、名簿への登録申請をする者は、会計監査職務の資格試験 (*examen d'aptitude*) に合格したこと、または商事会社に関する財務、会計および法律上の問題について十分な実務経験を積むことができる公的または私的の活動に15年以上従事したこと、とくに会計監査事務所において従事したことを証明すべきものとされている（令3条2項）。上記資格試験の科目および試験方法は、司法大臣、大蔵大臣および文部大臣の合同命令をもって定められ、さらに、この資格試験は、命令第4条に定める職業上の研修 (*stage professionnel*) を修了した後でなければ受験することができない（令3条3項）。

つぎに、法人すなわち会計監査人民事会社については、その会社が1966年11月29日の専門職民事会社に関する法律および1969年8月12日の命令第4編にしたがって設立された場合、地方登録委員会はこれを監査人名簿に登録しなければならない

株式会社の監督

(令6条)。

(3) 登録手続 監査人名簿への登録を申請する者は、上記の資格を証明する書類を含む所定の書面を控訴院書記局に提出する(令9条)。登録委員会は、申請者の資格を証する書類を調査し、その者が登録要件を具備しているか否かを審査する(令10条)。地方登録委員会が申請者の登録請求を棄却したときは、会計監査人中央登録委員会(*commission nationale*)に不服申立をすることができる(令15条, 18条)。中央登録委員会は、破毀院裁判官、会計院検査官、大学法経学部教授、大蔵省財務総監察部(*l'inspection générale des finances*) 監察官および商事裁判所長の各1名ならびに会計監査人2名の計7名の委員をもって構成されている(令16条)。

(4) 監査人名簿の改訂 地方登録委員会は、毎年1月1日の日付をもって、監査人名簿の改訂を行なう(令13条1項)。この改訂にあたり委員会は、死亡した監査人、登録の取消を請求した監査人、懲戒処分として登録抹消の対象となった監査人または登録に必要な法令の定める条件を欠いた監査人の氏名を名簿から削除する(令13条2項)。監査人名簿は、監査人のうち登録期間の長い者から順に記載される(令13条3項)。このようにして改訂された監査人名簿は、控訴院書記局、控訴院管内の大審裁判所または商事裁判所書記局の各揭示場および商工会議所の揭示場に揭示され、また民商事公報(*Bulletin officiel des annonces civiles et commerciales*)に掲載される(令14条)。

**3. 会計監査人の職業組織** (1) 全国協会と地方協会 会計監査人は、全国協会(*compagnie nationale*)と地方協会(*compagnies régionales*)の二つの組織を有し、法人格を付与されたこれらの協会は 会計監査人名簿に登録された自然人および法人たる会計監査人から構成される(令25条ないし27条)。この二つの協会は、第1条に定める職業組織の目的を実現するために互いに協力し、その職業上の利益を守り、公けの機関に対して各種の提案を行ない、これらの機関から会計監査に関する問題の審議を付託される(令28条)。

(2) 地方評議会 会計監査人地方協会および全国協会のそれぞれの管理機関として、地方評議会(*conseils régionaux*)および中央評議会(*conseil national*)

が設置される（令1条2項2号）。地方評議会は、各控訴院所在地に置かれ、その所在地の名称をもって呼ばれる（令29条）。各地方協会の所属会員の数に応じて評議員の数が法定されている（令30条）。

地方評議会は、地方協会の管理および財産の運用の任に当るほか、上記職業組織の目的（令1条, 28条）を実現するための地方協会の決定を執行し、管内における会計監査人の監査の監督、懲戒の対象たる行為の告発、監査人相互間の紛争の予防・調停など多くの任務を有する（令38条）。地方評議会は、その構成員たる評議員の中から、議長、副議長、書記、会計係を選出し、これらの者が評議会の執行部（*bureau de la chambre*）を組織する（令34条）。地方評議会の議長は地方協会の会長を兼任し、会長は、裁判上および裁判外のすべての行為につき、地方協会を代表する（令39条）。

地方協会は、毎年一回、会長の招集にもとづき総会を開催する（令42条）。総会は地方評議会の執行した財務その他の業務に関する報告および財務管理に関する監事の報告を徴して、これを承認する（令45条）。

(3) 中央評議会 会計監査人全国協会の管理機関たる中央評議会はパリに設置され、地方協会を代表する会計監査人によって構成される（令50条, 51条）。中央評議会の主要な任務は、上記の職業組織の目的（令1条, 28条）を実現するため全国協会の所管事項につき決定を行ない、公けの機関に対して会計監査人の職業組織および任務に関する提案をなし（令59条）、予算案を作成してその負担を各地方協会に配分し、会計監査人の一般的規律を確保するために地方協会の懲戒訴権を調整し、地方評議会のなした提案を検討して、その実現に協力し、地方評議会相互間または異なる地方協会の会員間の職業上の紛争の予防または調停を行ない（令60条）、会計監査に関する必要な情報の収集・整理・公示のほか、会計監査の健全な遂行に必要と認められる業務を行なう（令61条）。

4. 懲戒 (1) 懲戒事由と懲戒の種類 会計監査人に法令および職業上の規則に違反する行為、重大な過失または会計監査人としての誠実性（*probité*）もしくは名誉に反する行為があったときは、自然人であると会社であるとを問わず、第4編の定める手続にしたがって、これを懲戒に付する（令88条）。懲戒は、①戒

## 株式会社の監督

告、②譴責、③5年以内の職務執行停止、④監査人名簿からの抹消の4種類とされ、ほかに、会計監査人の組織を構成する各種機関における被選挙資格の喪失という補足的な制裁が定められている（令89条）。

(2) 懲戒部の構成 会計監査人の懲戒を決定する機関として、地方登録委員会が地方懲戒部 (*chambre régionale de discipline*) を構成し、中央登録委員会が中央懲戒部 (*chambre nationale de discipline*) を構成する（令91条、100条）。一方、検察官に相当する機関として、地方評議会の構成員の中から選出される懲戒理事 (*syndic*) が置かれる（令91条3項）。懲戒理事は、会計監査人に対する告発を受理し、事件を調査し、必要な情報を蒐集し、当該行為が懲戒事由を構成すると判断するとき、これを懲戒部に提訴し、その監査人を懲戒部に召喚する（令92条1項）。

(3) 懲戒の手続 控訴院検事、中央評議会または地方評議会は、懲戒理事に対して会計監査人を地方懲戒部に提訴すべきことを命令することができ、15日以内に提訴されないときは、控訴院検事みずから懲戒部に提訴することができる（令94条）。懲戒部は、告発者の請求により、その意見を聴取し、その他必要なすべての証人の意見を聞くことができる。懲戒部に召喚された監査人は、他の会計監査人および弁護士各1名の輔佐を受けることができる（令98条）。懲戒裁判は、懲戒部構成員の多数決をもって行ない、裁判には理由を付さなければならない（令99条）。控訴院検事、地方懲戒理事または懲戒の裁判を受けた会計監査人は、地方懲戒部の裁判に対して、中央懲戒部に不服申立をすることができる（令100条、101条）。

(4) 懲戒の執行 職務執行停止または登録抹消を言渡す確定裁判の主文は、民商事公報に掲載され（令110条）、また当該監査役が就任している会社に対して、直ちに通知される（令108条1項）。職務執行停止処分を受けた者は、その期間中、会計監査人の職務を遂行することができず、登録を抹消された者は、いかなる場合でも会計監査人の職務を行なうことができない。また、いずれも会計監査人の名称を用いることはできない（令111条）。懲戒処分により登録を抹消された者は、登録抹消の裁判が確定した日から3年を経過したときに限り、再登録を請求することができる（令117条）。

法第 220 条〔会計監査役の欠格事由〕

つぎに掲げる者は、何人も特定の会社の会計監査役となることはできない。

- 1° 当該会社または第 354 条に定めるその子会社の発起人、現物出資者、特別利益の受益者、取締役または董事会もしくは監事会の構成員
- 2° 第 1 号に掲げる者の 4 親等内の血族および姻族
- 3° 当該会社の資本の 10 分の 1 以上を有する会社または当該会社が資本の 10 分の 1 以上を有する会社の取締役、董事会または監事会の構成員ならびにこれらの者の配偶者
- 4° 第 1 号に定める者、当該会社または第 3 号に定めるすべての会社から、会計監査役以外の職務によって給与または報酬を受領する者およびその配偶者
- 5° 社員の 1 人が前各号に定めるいずれかの場合に該当する監査法人

Loi Art. 220.—Ne peuvent être commissaires aux comptes d'une société déterminée :

- 1° Les fondateurs, apporteurs en nature, bénéficiaires d'avantages particuliers, administrateurs ou, le cas échéant, membres du directoire ou du conseil de surveillance de la société ou de ses filiales telles qu'elles sont définies à l'article 354 ;
- 2° Les parents et alliés, jusqu'au quatrième degré inclusive-ment, des personnes visées au 1° ;
- 3° Les administrateurs, les membres du directoire ou du conseil de surveillance, les conjoints des administrateurs ainsi que, le cas échéant, des membres du directoire ou du conseil de surveillance des sociétés possédant le dixième du capital de la société ou dont celle-ci possède le dixième du capital ;

- 4° Les personnes et les conjoints des personnes qui reçoivent de celles visées au 1°, de la société ou de toute société visée au 3°, un salaire ou une rémunération quelconque à raison de fonctions autres que celles de commissaire aux comptes ;
- 5° Les sociétés de commissaires dont l'un des associés se trouve dans une des situations prévues aux alinéas précédents.

### 〔解説〕

1. 序説 監査役が、その行なう会計監査についていかに専門的知識と能力に恵まれていても、監査役のおかれた地位が経済的に取締役に従属していたり、家族的血縁関係のために公正であるべき監査に手ごころが加えられ、不公正な監査の行なわれるおそれがあるようでは監査の効果を挙げることはできない。このため、すでに1935年8月8日のデクレ・ロフは、取締役からの監査役の独立性を保障するため監査役の欠格事由 (*incompatibilité*) を創設して1867年の会社法に注目すべき改正を加えた。これによると、①取締役または現物出資者の配偶者および4親等内の血族または姻族、②監査役以外の職務によって当該会社の取締役または当該会社の資本の10分の1以上を有する企業もしくは当該会社が資本の10分の1以上を有する企業の取締役から給与または報酬を受領している者、③業務執行者または取締役の職務の執行を禁止された者もしくはその職務執行権を剥奪された者、④上記に定める者の配偶者は、すべてこれを監査役として選任することができない、と規定されていた(1867年法33条1項)。1935年に改正された上記旧法の規定と比較して、1966年法は、以下、本条各号の解説において指摘する若干の差異を除いて、実質的には旧法の規定を踏襲したものと見てよい。

本条に定められた監査役の欠格事由は、特定の会社との関係において、かつ特別の状況におかれた者のみが問題とされるという意味において特殊の欠格事由である。これに対し、1969年8月12日の命令(82条1項)によれば、会計監査人名簿に登録された者は、株式会社の社長、副社長または株式合資会社もしくは有限会社の業務執行者となることができないものとされ、このような一般的な欠格事由と本条

の定める特殊の欠格事由とは区別しなければならない。

監査役の欠格事由を定める本条は補欠監査役（法 223 条 2 項）にも適用されるかどうかについては、学説上、見解が分かれている。一説によれば、法に規定がない以上、欠格事由の規定の適用は厳格に解すべきであり、補欠監査役には適用がないと説く（Feuillet, *La pratique du commissariat aux comptes*, 1978. pp. 52, 53）。また、本条は監査役の職務の遂行について定められた規定であるのに対して、補欠監査役の選任は任意のもので、いまだ職務に就いている者でない、という理由も主張されよう。しかし、補欠監査役は正規の監査役が死亡その他の法定の事由により職務を執行できない場合に直ちに就任するものであるから、就任前にすでに欠格事由を有する者では意味がなく、本条は補欠監査役にも適用されると解するのが一般である（Hémard, Terré et Mabilat, p. 717; Guyon et Coquereau, p. 58）。

**2. 本条第 1 号に定める欠格事由** 当該会社またはその子会社の発起人、現物出資者、特別利益の受益者、取締役または董事会もしくは監事会の構成員は、会計監査役となることができない。本号に掲げられた各種の者について、欠格事由の適用上、必ずしも明らかでないものが少なくない。

(1) 発起人 資金公募会社の設立の場合、法第 74 条が発起人として規定する定款案の作成者が本号にいう発起人であることは確かであるが、このほか判例が事実上の発起人 (*fondeurs de fait*) とみる者、すなわち、《会社の組織を定め、会社の発足に協力した者》(*tous ceux qui ont concouru à l'organisation et à la mise en mouvement de la société*) (Civ, 1<sup>er</sup> juill. 1930. D. P., 1931. 1. 97), したがって、非公募会社の設立においても同様の活動をした者も発起人と解される。したがって、会社の設立を発起し、定款案を作成し、とくに公証人の面前で株式の払込が完了したことを申告するなど、会社の設立手続をなす者 (Mercadal et Janin, p. 300) は本号にいう発起人と解される。これに反して、非公募会社の設立の場合、株式の引受をなしたのち、定款に署名して設立に参加する者までも発起人とすべきではなからう。もし、これをも発起人とすれば、最初の株主の全員が監査役となる資格を欠くことになり、立法者の意思に反するからである。発起人の資格にもとづく欠格事由は、法律がその期間を限定していないところからすれば、永続

## 株式会社の監督

的と解されるが、会社の設立無効の訴権および発起人の責任追及訴権の消滅後、発起人はその当初の資格を喪失し、会計監査役たりうる資格を回復すると解する立場もある (Guyon et Coquereau, pp. 52, 53)。

(2) 現物出資者 旧法の下では、現物出資者の血族および配偶者が監査役の資格を欠くものとされていたのにもかかわらず、現物出資者自身については明文の規定がなく、解釈上、当然に現物出資者は監査役たりえないとされていた。しかし、現物出資者が現物出資検査役 (commissaire aux apports) になり得ないのは当然であるが (1867年法4条, 24条), これと異なる会計監査役に現物出資者がなり得ないとする理由は明らかでない、とされていた (G. Ripert, *Traité élémentaire de droit commercial*, 1945. p. 503)。新法のもとにおいても、現物出資者は、金銭出資者と同様に株主であり、株主という資格だけで欠格事由を認めることのできないのは当然であるから、現物出資者に無期限の欠格事由を認めることに疑問が提示され、その出資の価額が審査される時、すなわち最初の監査役の選任の際の欠格事由と解すれば足り、会社成立後は監査役に選任される資格を有する、と解されている (Mercadal et Janin, p. 549)。

(3) 取締役等の業務執行者 会社の業務執行とその監督の必要的分離から、取締役、董事会もしくは監事会の構成員が監査役を兼任できない点については疑問の余地はない。旧法 (1867年法33条) のもとでは、この点につき明文の規定を欠いていたが、両者を兼任できないのは当然のことと解されていた。ところで、この場合の欠格事由も決して永続的でないことを確認しておく必要がある。取締役等が会計監査役の職務と両立しない職務から終任すれば、それまでの欠格事由は解除され、しかも監査役の終任の場合 (法 221 条) と異なり、取締役等の業務執行機関からの終任と監査役選任との間には、いかなる期間の経過をも要請されていない。

監査役選任の欠格事由として掲げられた者の中に会社の副社長 (directeur général) が含まれていないが、これは、おそらく立法上の脱漏とおもわれる。しかし、会計監査人 (commissaire aux comptes professionnel) は、株式会社の副社長となり得ないし (1969年8月12日の命令82条1項), 稀な例外を除いて、副社長は報酬の支払を受ける者であるから (本条4号), この面からの欠格事由が存

在するため、問題として論じる実益は少ない。

(4) 子会社の場合 本条第 1 号に定める欠格事由については、法第 354 条に定める子会社も親会社と同視される。したがって、子会社の発起人、現物出資者、特別利益の受益者、取締役または董事会もしくは監事会の構成員は親会社の監査役を兼ねることはできない。ところで、取締役または董事会もしくは監事会の構成員の職務は、いずれも株式会社に関するものであるから、子会社が例えば有限会社の場合のように株式会社以外の形態をとる会社である場合、その業務執行者 (*gérant*) は、親会社の監査役となることができるであろうか。しかし、そのような結論は論理的にも認められず、また、会計監査人は有限会社の業務執行者となることができないから (1969年 8 月 12 日の命令 82 条 1 項)、この問題を論じる意義も多くない。

つぎに、本条 1 号の逆の場合を考えてみると、親会社の発起人、現物出資者および特別利益の受益者は、子会社の監査役となることができるが、親会社の取締役など会社指揮者は、本条第 3 号の適用を受けるから、子会社の監査役となることはできない。

**3. 血族および姻族関係にもとづく欠格事由** 本条第 1 号に掲げる者の 4 親等内の血族および姻族も会計監査役となることができない (本条 2 号)。旧法も、取締役または現物出資者の配偶者および 4 親等内の血族または姻族を監査役の欠格事由として掲げていたが (1867 年法 33 条 1 項 1 号)、これに較べ、新法は、取締役および現物出資者のほか、発起人および特別利益の受益者にまで欠格事由を拡張し、やや行き過ぎではないかとの批判も加えられている (*Guyon et Coquereau*, pp. 54, 55. 監査役の 4 親等内の血族および姻族に当る者は、被監査会社およびその子会社に現物出資をすることができなくなる)。

これにひきかえ、本条第 2 号は、旧法と異なり、取締役その他の者の配偶者 (*conjoint*) を挙げていない。新法の立法者は、これらの者の配偶者の地位を欠格事由から除外しようと欲したのであろうか。しかし、現物出資者や特別利益の受益者の配偶者の場合はともかく、取締役のような業務執行者の配偶者と監査役の職務とが両立しうとする解釈には疑問がある。それとも配偶者は姻族 (*allié*) であり、姻族としての欠格事由に該当すると考えるのであろうか。しかし、これは誤った観

## 株式会社の監督

念であり、婚姻は、一方の配偶者と他方の配偶者の血族 (parents) との間に姻族関係を創設するものであって、配偶者相互間を結び付ける関係は姻族とは別種のものである。それゆえ、配偶者は厳格な意味での姻族ではない (Mazeaud et de Jeglat, *Leçons de droit civil*, I. n° 686)。たしかに、姻族が欠格事由に該当すれば、配偶者もこれに該当するのは《なおさらのこと》(a fortiori) であるともいえる (Hémard, *Terre et Mabilat*, p. 721; Mercadal et Janin, p. 550)。しかし、このことは疑義を避けるため明文をもって規定すべきであった (Guyon et Coque-reau, p. 54)。

**4. 資本参加の関係にもとづく欠格事由** 本条の定める第3の欠格事由は、「当該会社の資本の10分の1以上を有する会社または当該会社が資本の10分の1以上を有する会社の取締役、董事会または監事会の構成員ならびにこれらの者の配偶者」である(3号)。旧法においても、「監査役以外の職務によって、当該会社の取締役または当該会社の資本の10分の1以上を有する企業もしくは当該会社が資本の10分の1以上を有する企業の取締役から給与または報酬を受領している者」(1867年法33条1項2号)と規定され、本号の規定もこの旧法に由来している。ただ、給与または報酬の支払という有償関係にもとづく欠格事由は新法第4号の定めるところで、本号の場合は、関係会社の取締役など業務執行にもとづく欠格事由を対象とし、報酬の有無を問わない。

本号の定める欠格事由は資本参加にもとづくもので、双方の会社が共同取締役などの会社指揮者を有するという事実は欠格事由に当たらない。一方、本号では明文をもって取締役等の会社指揮者の配偶者も定められている。他方、本号の定める職務は、株式会社にのみ関係するものであるから、当該会社と法定の資本参加の関係にある有限会社の業務執行者は当該会社の監査役となる資格がみとめられる。しかし、その業務執行者が報酬の支払を受けている場合は、本条第4号に定める欠格事由に該当する。

**5. 金銭の関係にもとづく欠格事由** 本条第4号は、「第1号に定める者、当該会社または第3号に定めるすべての会社から、会計監査役以外の職務によって給与または報酬を受領する者およびその配偶者」を監査役の欠格者とする。本号の

欠格事由は、本条に定める各号の欠格事由の中でも最も複雑であり、しかも司法省が本号の規定を厳格に解する立場を採っているために議論が多い。

(1) 欠格事由に該当する《職務》(fonctions) 司法省は、本号に定める《職務》の語を広義の《有償の活動》(activité rémunéré) と解すべきであるとしている (J. C. P., 1969. IV, p. 194, Rev. trim. dr. com., 1969. p. 520, observ. Houin)。まず、労働契約にもとづき給与 (salaire) の支払請求権を生じる職務がこの種の欠格事由に属する。当該会社の従業員はもちろん、当該会社の発起人、現物出資者、取締役等の従業員および資本参加の関係にある会社の従業員は当該会社の監査役になることができない。また、当該会社またはこれと同視される上述の自然人もしくは法人のいずれかの者から、その従事する業務により、出席手当 (jetons de présence)、賞与 (tantièmes)、報酬 (honoraires)、手数料 (commissions)、手当 (indemnités) など、なんらかの報酬 (rémunération) を受領する者も当該会社の監査役になることができない。これに属する者として、取締役、副社長、董事会または監事会の構成員および業務執行者はもちろん、専門会計士 (expert comptable)、法律顧問 (conseil juridique) および当該会社が当事者となっている訴訟において裁判上選任された仲裁人 (arbitre-rapporteur)、裁判所により選任された管理人 (administrateur judiciaire)、清算人、更生整理または清算整理の管財人があげられており、これらの職務または活動が断続的、臨時的あるいは部分的であるかどうかは問わないとされている (Hémard, Terré et Mabilat, p. 724)。司法省による本号の規定の厳格な解釈によれば、監査役の完全な独立性を確保するため、上記の給与または報酬が被監査会社またはこれと同視される者から直接に支給される場合はもちろん、間接的に支給される場合も欠格事由に含まれるとする。したがって、被監査会社から委託された法人たる会計事務所または法律事務所の社員または従業員も欠格事由を有することになる。しかし、間接的な報酬の支払を受ける者に欠格事由を認める立場には批判がある (Hémard, Terré et Mabilat, p. 726; Guyon et Coquereau, p. 53)。

本号に定める欠格事由は、その受領する給与または報酬が会計監査役以外の職務による場合に生じる。したがって、A会社の監査役がA会社の発起人または取締

## 株式会社の監督

役たるB会社（またはその子会社もしくは資本参加会社）の監査役を兼任することは差し支えない。最もわかり易い例として、ある者は親会社およびその子会社の双方の監査役を兼任することができる。また、本号に定める欠格事由は、有償の活動が現在行なわれている場合に限り生じるもので、すでにその活動が終了し、いかなる報酬をも受領していないときは、欠格事由は存在しない。

(2) 証券取引委員会による批判　本条第4号に定める欠格事由の制度は、あまりにも厳格すぎると同時に不十分なところがある、とする次のような強い批判が証券取引委員会（C. O. B.）によって加えられている。これによると、監査役が被監査会社またはその子会社から、「会計監査役の職務以外のなんらかの職務にもとづく報酬」を受領することの禁止は、理論的な見地からすれば正当であるが、実際上は、監査の任務の適切な遂行に対する束縛となっている。会社から委嘱されて、その企業会計の諮問または監督を行ない、その資格において会社を熟知している専門会計士は、会社の会計監査役となりうるものでなければならない。彼等の職業の自由な性格と、みずからに課している職業上の本分（*déontologie*）の規律は、原則として、その独立性を保障するに十分である。監査役の独立性は、有効な監査に必須の条件であるが、これは、会社の選択および監査役の行為を拘束する法的制限からは生じえない。独立性は監査役たる者の資質にもとづいている（C. O. B., 4<sup>e</sup> rapport, 1971. p. 168；拙訳「フランスの証券取引委員会と会計監査役」証券経済時報・特別号 No. 62. 1978. pp. 81, 82）。しかし、このフランス証取委の見解は、内部監査（*mission censoriale*）と会計監査（*révision comptable*）の職務の同一性を肯定することにより、これらの職業の統合をはかろうとする方向に向うもので、果してこのような見解が承認されるか疑問とされている（Hémard, Terré et Mabilat, pp. 733, 734）。

他方、証取委によれば、本号の欠格事由の制度は、被監査会社またはその子会社の旧使用者が会計監査役となることを禁止していない点に関しては不完全である、と批判する。これによると、かかる法の欠陥は、独立した真の監査を回避し、あるいは功勞のあった退職者になんらかの職を委嘱し、これを償うことを欲する多くの会社、主として銀行によって利用されてきた。このような実情からすると、会計監

査の職務の遂行に年齢制限 (*limite d'âge*) を設けるのが妥当ではないかという疑問に導かれる。自由業に関するものであるといっても、この職業は法定の職務を遂行するものであり、この視点のもとで、法定の監査の職務は、株式会社の他の機関たる取締役会については存在している年齢制限の制度と類似した制度の適用を受けることは可能なのである、と説く (拙訳、前掲 p. 82)。

**6. 欠格事由に該当する社員の存在にもとづく監査法人の欠格事由** 法人も会計監査役となることができるが、法人格を利用することによって、欠格事由に関する法規を潜脱することは許されない。そこで、本条第 5 号は、「社員の 1 人が前各号に定めるいずれかの場合に該当する監査法人」を最後の欠格事由として掲げている。したがって、監査法人のある会社の監査役に選任するためには、その法人のいかなる社員も欠格事由を有しないことを事前に調査しておく必要があり、また、任期中も、社員のなかに欠格事由に該当する者が生じることのないように配慮しなければならない。社員中に該当者が生じた場合は、その欠格事由は監査法人の欠格事由としてはね返り (*rejallir*)、職務を辞さなければならないからである。

本号に規定する「監査法人」(*société de commissaires*) の語は、広義に解され、1969年 8 月 12 日の命令第 6 章の規定にもとづく会計監査人専門職民事会社 (*sociétés civiles professionnelles de commissaires aux comptes*) のみならず、専門会計士および認可会計士団体の名簿に登録されている法人も含まれる。

本号の規定は、監査法人のレベルにおいて、本条第 1 号ないし第 4 号に定めるすべての欠格事由を総括しているが、とくに第 4 号の定める欠格事由と相互に関連する。たとえば、専門会計士たる法人がある商事会社の会計業務を受託している場合、この専門会計士法人の社員または従業員は、本条第 4 号の規定によってその会社の会計監査役となることができない。これに対し、会計士法人の社員たる会計士が自己のために商事会社の有償の業務に従事している場合は、第 5 号の規定によって、その会計士法人は監査役となることができない。

**7. 欠格事由の効果** 欠格事由のある者は、いかなる者も会社の会計監査役になることができないと規定する本条は、次の二つの意味をもっている。一つは、この者は、株主による選任をもってしても、または裁判所の決定をもってしても、

## 株式会社の監督

これを監査役に就任させることができない、ということであり、いま一つは、欠格事由が在任中の監査役に生じた場合、その監査役はもはやその地位を維持することができない、ということである。後者の点につき、旧法は明文をもって、当該監査役に直ちに辞任すべきことを命じ、かつその旨を欠格事由の発生後おそくとも15日以内に取締役会に通知すべきことを定めていた（1867年法33条2項）。新法の場合、このような規定が1967年3月23日の会社法施行令をもって踏襲されなかったのは遺憾であるが、この立法上の脱漏にもかかわらず、欠格事由の発生した監査役は直ちに辞任すべきであると解されることに疑いはない。もし、辞任しない場合、株主総会は法律上当然に監査役を改選することができる。このほか、本条の違反については、次のような民事および刑事の制裁が生じる。

(1) 民事上の制裁 欠格事由のある監査役が選任され、または職務にとどまっている場合、かかる監査役の報告書にもとづいて行なわれた決議はすべて無効とされる（法222条）。新法が商事会社に関する多くの無効原因を廃止したにもかかわらず、なおこのような旧法にない解決がとられたのは、立法者が監査役に付託した職務の重要性を示すものといえる（Ripert et Roblot, p. 820; E. du Pontavice, *Le commissariat aux comptes dans les lois des 24 juillet 1966 et 4 janvier 1967, Mélanges Cabrillac*, p. 388）。したがって、新法第222条の規定は、監査役の提出した報告書が法律によって要求されていなかったものである場合でも適用があるものと解される。これに反し、無効とされる決議は株主総会の決議に限るのであって、取締役会または董事会などの決議には、たとえそれが監査役の出席および発言の後になされた計算書類の作成に関するものであったとしても、及ばない（Hémard, Terré et Mabilat, p. 731; Guyon et Coquereau, p. 76）。

(2) 刑事上の制裁 法定の欠格事由があるにもかかわらず、自己の名において、または監査法人の社員たる資格において、故意に会計監査役に就任し、その職務を行ない、もしくは引続きその職務にある者は、2ヵ月以上6ヵ月以下の禁錮および2,000フラン以上60,000フラン以下の罰金に処せられ、またはそのいずれか一方の刑に処せられる（法456条）。これは、本人が欠格事由の存在を認識していたことを要件とする故意犯（*délit intentionnel*）である。旧法下の判例では、行為者

が欠格事由の存在を知らなかったときでも成立する違警罪 (*délit contraventionnel*) とされていた (*Crim.*, 5 avr. 1946. *J. Soc.*, 1946. 235)。しかし、新法の定める罪は、自己の名において監査役となっている場合はもちろん、自己が社員となっている法人によって監査役の職務が遂行される場合にも成立する。後者の場合に刑事制裁を受ける者は、法人ではなく、当該欠格事由のある社員であって、この者は、その法人が監査役に就任し、または職務を行ない、もしくは継続して監査役の地位にとどまるのを防止すべきであったからである。

**法第 221 条〔監査役終任後の就任制限〕**

①会計監査役は、その終任後5年以内は、被監査会社の取締役、副社長または董事会の構成員にこれを選任することはできない。監査法人の社員についてもまた同様とする。

②前項と同一の期間内、会計監査役は、その終任のときに被監査会社の資本の10パーセント以上を有する会社または被監査会社が資本の10パーセント以上を有する会社において前項に定める職務と同一の職務を行なうことはできない。

Loi Art. 221.—Les commissaires aux comptes ne peuvent être nommés administrateurs, directeurs généraux ou membres du directoire des sociétés qu'ils contrôlent, moins de cinq années après la cessation de leurs fonctions. La même interdiction est applicable aux associés d'une société de commissaires aux comptes.

Pendant le même délai, ils ne peuvent exercer les mêmes fonctions dans les sociétés possédant 10 p. 100 du capital de la société contrôlée par eux ou dont celle-ci possède 10 p. 100 du capital lors de la cessation des fonctions du commissaire.

〔解説〕

1. 総説 本条とほぼ同旨の規定は旧法第33条第8項にも定められ、いずれも監査役が、その会社または資本参加の関係にある他会社の取締役または副社長などの地位を将来約束されることによって、監査に手心を加え、あるいは会社指揮者に迎合 (*complaisance*) する弊害を防止するためのものであり、欠格事由の延長 (*prolongement*) を定めて監査の独立性を徹底せしめようとする注目すべき制度といえる (*Hémard, Terré et Mabilat, p. 735; Jean Noirel, La société anonyme devant la jurisprudence moderne, 1958. p. 270*)。

2. 本条の適用範囲 本条に定める禁止は、会社の取締役および董事会の構成員に就任することももちろん、副社長に就任することまでに及ぶが、監事会の構成員の地位にまでは及ばない。また、法人格という被衣 (*écran*) を利用して本条に定める禁止を潜脱することは許されず、監査法人の社員についても本条が適用される。したがって、その社員が監査法人に入社した時期のいかんを問わず、監査法人の終任後5年以内は、すべての社員について本条の定める就任制限の適用があり、また、5年の期間満了前に監査法人から退社した者も本条の適用を免れることはできない、と解されている (*Mercadal et Janin, p. 551*)。これに反し、補欠監査役は、現に監査役としての職務を行なう者ではないから、本条の適用を受けない (*Hémard, Terré et Mabilat, p. 736*)。また、本条第1項により禁止されるポストは株式会社に固有のものであるから、資本参加の関係にある会社が有限会社の場合、終任監査役がその業務執行者になる場合にも本条の適用はないと解されている (*Ibid*)。

3. 本条違反の場合の制裁 旧法のもとでは、本条に相当する第33条第8項の規定に違反した者に対して罰金の刑事制裁が科されていたが、新法においては、法定の欠格事由があるにも拘らず監査役の就任を承諾し、またはその職務を遂行する者を処罰する法第456条の規定があるのみで、本条に違反した者を処罰する刑事制裁を定めた規定は存在しない。また、欠格事由のある監査役が選任され、または職務にとどまっている場合、このような監査役の報告書にもとづいて行なわれた決議をすべて無効とする法第222条の規定はあるが、これに相応する本条違反の場合

の民事制裁に関する規定は存在しない。結局、本条の違反行為については、いかなる制裁もないということ認めざるを得ないのであって、会社に対する取締役の責任が問題となった場合、その責任追及訴訟の一つの請求原因として本条違反の行為が援用されるにすぎない (Hémard, Terré et Mabilat, pp. 736, 737)。

**4. 会計監査人の就任制限** 1969年8月12日の命令は、会計監査人について次のような一般的就任制限を定めている。まず、会計監査人は、株式会社の社長、董事会の構成員または副社長に就任することはできず、株式合資会社もしくは有限会社の業務執行者になることもできない (1969年令82条1項)。これに対し、会計監査人は会社の取締役または監事会の構成員になることはできるが、この地位に選任された会計監査人は、その所属する会計監査人地方評議会に書面をもってその旨を通知しなければならない (同令82条2項)。

#### 法第 222 条 [監査役選任の瑕疵と総会決議の効力]

会計監査役を適法に選任しないで行なわれた決議または第 219 条および第 220 条の規定に反して選任され、もしくは引続き在任している会計監査役の報告書にもとづいて行なわれた決議は無効とする。ただし、その決議が適法に選任された会計監査役の報告書にもとづき株主総会によって追認されたときは、無効訴権は消滅する。

Loi Art. 222.—Les délibérations prises à défaut de désignation régulière de commissaires aux comptes ou sur le rapport de commissaires aux comptes nommés ou demeurés en fonction contrairement aux dispositions des articles 219 et 220 sont nulles. L'action en nullité est éteinte si ces délibérations sont expressément confirmées par une assemblée générale sur le rapport de commissaires régulièrement désignés.

〔解説〕

1. 総会決議の無効 株主総会の決議は、その決議事項の内容にしたがって、あらかじめ会計監査役が作成した報告書にもとづいて行なうべきものとされている場合が多い。たとえば、年次総会における計算書類の審議に関する法第 157 条第 2 項、取締役等の自己取引に関する法第 103 条第 3 項および第 145 条第 3 項、新株引受権の排除に関する法第 186 条第 1 項、転換社債または交換社債の発行に関する法第 195 条第 1 項または第 201 条第 1 項などの場合がそれである。この場合、適法な監査役の選任が行なわれず、したがって、その報告書にもとづかないで成立した決議、あるいは監査役選任に関する規定に違反して選任された監査役の作成した報告書にもとづき成立した決議の効力はどうなるであろうか。

旧法のもとにおいては、貸借対照表その他の計算書類の承認決議の場合を除いて (34条 4 項)、監査役の選任に関する規定に違反して選任され、または欠格事由の発生によって辞任すべきであるにもかかわらず、引続き就任している監査役の報告書にもとづいて行なわれた総会の決議は、その規定に違反したとの理由をもってこれを無効とすることができない、と規定されていた (33条12項)。

これに対して新法は、会計監査役を適法に選任しないで行なわれた決議、または法第 219 条 (公認監査人からの選任) および法第 220 条 (欠格事由) の規定に反して選任され、あるいは引続き違法に就任している監査役の報告書にもとづいて行なわれた決議は無効とすると定めた。旧法とくらべて、監査役に期待する役割の重要性がいかに強調されているかをみることのできる (Ripert et Roblot, p. 750)。

新法の法案の段階では、《会計監査役がいなくて》 (*en l'absence de commissaires aux comptes*) なされた決議は無効とするとなっていたが、これでは監査役の単なる《不在》 (*non-présence*) と解されるおそれがあるため、《会計監査役を適法に選任しないで》 (*à défaut de désignation régulière de commissaires*) という表現に改められた。監査役の任期が満了するのに、これを改選しないで放置していた場合が通常多くこれに該当するが、2名以上の監査役をおかなければならない資金公募会社において (法223条 3 項)、1名の監査役しか選任されていない場合も含まれるのは当然である (Hémard, Terré et Mabilat, p. 712)。

会計監査役の適法な選任がなされずに行なわれた総会の決議を無効とするこの規定は、このような状態でなされたすべての総会決議に適用されるのか、それとも監査役の報告書にもついでのみなしうる総会の決議に限り適用あるものと解すべきであろうか。違反に対する制裁を効果的にするためには、監査役の報告書の要否を問わず、すべての決議に適用あるものと解すべきであろうが、この立場は、本条の解釈の限度を超えるものである (Hémard, Terré et Mabilat, p. 713; Guyon et Coquereau, p. 75)。

2. 決議無効の治癒 監査役の選任に瑕疵があり、総会の決議が無効とされる場合においても、のちにその決議が適法に選任された会計監査役の報告書にもついで総会により明示的に確認されたときは無効訴権は消滅するものとして、決議の瑕疵を治癒するための道が講じられている。総会におけるこの確認の決議をいつまで行なうことができるかについて本条はなにも規定していないが、無効訴権に関する法第 362 条の一般原則から考えて、無効の訴が提起されたのちでも、裁判所が第一審として本案に関する審理を終結するまでは行ないうるものと解されている (Hamiaut, II, p. 200)。

これに関連して、法第 363 条は、無効訴訟を受理した商事裁判所は無効を治癒するための期間を職権をもって定めることができるとし、訴状送達の日から 2 ヶ月以内に無効の判決をすることができない、と規定している。この法第 363 条と総会決議の無効を規定する本条とを比較対照して、監査役の適法な選任なくして行なわれた総会の決議も、法律上当然に無効とされるのではなく、利害関係人の申立による商事裁判所の判決によって無効とされるものであることを理解できる (Ben-usiglio et al., p. 27)。

なお、本条の規定によって無効とされるものについて、法は《決議》(délibération) と規定するだけで、それが株主総会の決議を指すのか、それとも取締役会(董事会または監事会)の決議まで含むのかは明らかではない。しかし、本条二文が無効の瑕疵を治癒するための総会の決議を規定しているところからみて、立法者は、総会の決議だけを考慮していたのは明らかであろう (Mercadal et Janin p. 626)。ただ、論理的には、計算書類を作成する際の取締役会の決議もこれに加える

## 株式会社の監督

べきであるとする見解もみられる (Benusiglio et al., p. 27)。

**3. 会社指揮者の刑事責任** 株式会社の社長または取締役は、会計監査役の選任手続をとらず、またはすべての株主総会に会計監査役を招集しなかったときは、6ヵ月以上2年以下の禁錮および2,000フラン以上60,000フラン以下の罰金に処せられ、またはそのいずれか一方の刑に処せられる(法455条)。この罰則の適用につき問題になるのは、会社指揮者が議事日程に監査役選任の件を掲げて総会を招集したにもかかわらず、総会が、なんらかの理由から監査役の選任を決議せず、またはこの議案の採択を却けた場合である。このような場合、総会は監査役の選任を怠っているのであるから、株主は、裁判上監査役の選任を請求することができる(法224条3項)。社長、取締役または監事会の構成員はすべて株主であるから、株主として裁判上の選任請求の手続をとることができる。これらの指揮者がその手続をとらなかった場合、法第455条の罪を犯したことになるであろうか。しかし、刑事法規は制限的に解釈することを要し、法第455条は、監査役の通常の選任方法、つまり株主総会による選任のみを規定したものと解さなければならない(Hémar, Terré et Mabilat, p. 715)。

### 法第223条〔会計監査役の選任〕

①第79条および第88条に定める場合を除き、会計監査役は通常総会においてこれを選任しなければならない。

②正規の会計監査役に死亡、障害または拒否の事実が生じた場合に、これに代わるべき1人または数人の補欠監査役を通常総会においてあらかじめ選任しておくことができる。

③資金を公募している会社は2人以上の会計監査役を選任しなければならない。資金を公募していない会社で、その資本が命令の定める金額を超える株式会社および株式合資会社もまた同様とする。

Loi Art. 223.—En dehors des cas prévus aux articles 79 et 88, les commissaires aux comptes sont désignés par l'assemblée générale ordinaire.

Un ou plusieurs commissaires aux comptes suppléants, appelés à remplacer les titulaires en cas de décès, d'empêchement ou de refus de ceux-ci, peuvent être désignés par l'assemblée générale ordinaire.

Les sociétés faisant publiquement appel à l'épargne sont tenues de désigner au moins deux commissaires aux comptes. Il en est de même des sociétés par actions ne faisant pas publiquement appel à l'épargne, mais dont le capital excède un montant fixé par décret.

**令第 186 条**〔2 人以上の監査役の選任を要する資金を公募していない会社の資本の額〕

資金を公募していない株式会社および株式合資会社は、その資本が 500 万フランを超えるときは 2 人以上の会計監査役を選任しなければならない。

Déc. Art. 186.—Les sociétés par actions ne faisant pas publiquement appel à l'épargne sont tenues de désigner au moins deux commissaires aux comptes, lorsque leur capital excède cinq millions de francs.

### 〔解 説〕

1. 序説 本条は、通常総会における監査役の選任とその員数を定めるほか、正規の監査役が死亡その他の事故によって職務を行なうことができない場合に、直ちにこれに代わることのできる補欠監査役の制度を定めて、株式会社における常時監査の確保をはかっている。

2. 監査役の選任手続 (1) 選任機関 会計監査役の選任手続は、会社の設立中になされる場合と設立後の場合とに分けて考察される。前者の場合はさら

## 株式会社の監督

に、その会社が資金の公募によって設立されるものであるかどうかによって異なる。資金の公募による通常の設定方法がとられた場合、資本（株式）の全額引受および払込請求のなされた株金の払込後に創立総会（*assemblée générale constitutive*）が招集され、この総会において株式引受人により、いわゆる最初の会計監査役（*premiers commissaires aux comptes*）が選任される。監査役の就任の承諾は、議事録の記載によって確認される（法79条）。つぎに、フランス会社法が初めて採用した資金の公募によらない設立の場合においては、最初の監査役は、取締役とともに定款において指名される（法88条）。この方法によるときは、取締役の職務の執行を監査すべき任務を負う者を発起人によって自選させるという懸念も生じるが、この定款は、のちに株主の承認を得て署名されるものであるから（法87条）、株主の保護は充分であろうとされている（*Hamiout, II, p. 202*）。

本条第1項は、会社成立後の監査役の選任は通常総会において選任すべきものと規定する。実際においては、経過した営業年度の計算書類につき審議する年次総会において選任が行なわれることが多い（*Mercadal et Janin, p. 624*）。監査役の選任は、総会の議事日程に記載することを要し（法160条3項）、これを記載しないで行なった選任決議は無効とされる（法173条1項、法160条3項）。なお、1969年8月12日の会計監査人に関する命令第64条の定めるところによって、資金を公募する会社の総会において立候補することを承諾した会計監査人は、その総会前に配達証明付書留郵便をもって、証券取引委員会に対してその旨を通知することを要し、また、決議の案文の中でその立候補が会社により提案されるときは、法定公報（全国版）をもって総会の通知を公示する15日前にその旨を証券取引委員会に通知しなければならない。監査役候補者が証券取引委員会からその立候補を差控えるよう求められたにも拘らず、会社指揮者がこれを無視するときは、当該候補者を選任する総会の決議前に、証券取引委員会の理由を付した意見を株主に知らせなければならない（1969年8月12日令64条3項）。

監査役によるその就任の承諾は、本人が議事録に署名するか（慣例上、《*Bon pour acceptation des fonctions de commissaire aux comptes*》と手書して署名する）、または社長に宛てた別個の書面によって確認される。しかし、その承諾

の意思表示は黙示のものでも足り、その者が監査役の職務を現実に遂行することからも生じる (Mercadal et Janin, p. 552; Hémard et al., Tome II. p. 699)。

(2) 監査役選任の公示 会計監査役を選任したときは、その終任の場合と同様に、つぎに掲げる各種の方法によってその公示が要求されている。

(a) 法定公告掲載紙における掲載 (令285条, 287条)

(b) 監査役の選任または終任を確認する総会議事録の2通の写しを本店所在地の商事裁判所書記局に提出すること (商業登記に関する1967年3月23日の命令第67-237号 55条および58条)

(c) 商業・会社登記簿への登記 (同命令11条および33条)

(d) 民商事公報への掲載 (同命令13条および33条)

(e) 会計監査人がその属する団体の地方評議会への通知 (会計監査人に関する1969年8月12日の命令65条)

以上のほか、すべての者は、在任中の会計監査人の名簿を本店所在地において閲覧することができる (令153条2項)。

3. 補欠監査役 監査役の員数を1人または数人と定めていた旧法のもとにおいても、実際には2人の監査役が選任され、この2人の者にまったく同一の権限を与えるか、あるいは1人を正規の監査役とし、他を補欠監査役 (suppléant) とするのが慣行となっていた (G. Ripert, *Traité*, 1954, p. 503)。新法は、この補欠監査役を制度化して、正規の会計監査役に死亡、障害または拒否の事実が生じた場合に、これに代わるべき1人または数人の補欠監査役を通常総会においてあらかじめ選任しておくことができるものとした (本条2項)。補欠監査役の選任は強制されているわけではないが、正規の監査役に職務を執行できない事由が生じた場合においても、総会の開催を避ける実益があり、この制度を採用することが望ましい。

補欠監査役は、正規の監査役がその職務を行なうことのできない場合に、これに代わるべきものとして選任されるのであるから、その選任の条件も正規の監査役の場合と同一であり、その就任、辞任または解任についても正規の監査役の場合と同一の原則に従う。本条は、補欠監査役を選任する機関を《通常総会》と定めてい

## 株式会社の監督

るが、正規の監査役の死亡または障害などの事故は設立の際に選任された監査役にも生じるのであるから、補欠監査役は創立総会においても選任しうるし、資金を公募しない会社においては定款においても指名できるものと解されている (Bastian, p. 1097; Ripert et Roblot, p. 750; Hémard, Terré et Mabilat, p. 701; Mercadal et Janin, p. 551)。

補欠監査役が正規の監査役と交替する事由のうち、「死亡」について問題はないが、「障害」(empêchement)とは何を指すか、これを判断するのは微妙であり、実際上紛議を生じるおそれもある。「拒否」とは、監査役の選任後、その就任前に本人によって表示された意思表示と解すべく、したがって辞任とは区別すべきものとされている (Hémard, Terré et Mabilat, p. 701)。

本条は、補欠監査役が正規の監査役と交替する場合を、正規の監査役の死亡、障害または拒否の事実が生じた場合と規定しているにすぎない。この点につき、会計監査人に関する1969年8月12日の命令は、正規の監査役が職務執行の停止または会計監査人名簿からの抹消という懲戒処分を受けた場合にも補欠監査役が就任することを定めている (令 107条および 108条)。問題は、正規の監査役が辞任し、解任されまたは忌避された場合である。監査役の解任または忌避については、これを決定する総会または裁判所がその後任者を選任しなければならないので、補欠監査役の交替は行なわれない。これにたいし、辞任の場合に、もしその辞任が総会において承諾を要するものと解すれば、やはりその総会が辞任した監査役の後任者を選ぶべきであろう。これに反し、辞任が直ちに効力を生じるものとすれば、補欠監査役が就任することになろう (Benusiglio et al., p. 25)。

新法は補欠監査役の任期について何も定めていないが、その法的地位は正規の監査役と同視されるべきものであるから、その任期もまた6営業年度と解される (法224条1項参照)。補欠監査役が正規の監査役と時期を異にして選任され、しかも正規の監査役に事故が生じて補欠監査役がこれと交替した場合、後者の任期について疑問が生じうるが、この場合は正規の監査役の任期の残存期間に限るものと解されている (Benusiglio et al., p. 26)。

補欠監査役は、いつでも正規の監査役に代わってその職務を遂行しうる適格を

有する者でなければならない。法第 229 条第 2 項は、会計監査役がその職務を行なうために、専門家または協力者などの補助者 (assistants) を選任しうることを認めているので、正規の監査役は、補欠監査役を自己の補助者として選任することができる。しかし、この特殊な場合をのぞいて、補欠監査役は、正規の監査役と交替する前に会社の書類を閲覧することができるであろうか。換言すれば、正規の監査役は、補欠監査役に対しても職業上の秘密 (法 232 条 3 項) を守らなければならないであろうか。この点については、補欠監査役もその選任のときから総会の信任を受けていること、正規の監査役と同様に、補欠監査役も職業上の秘密を守る義務を負っていることから考えて、正規の監査役が補欠監査役に若干の情報を提供したことをもって非難することはできないと解されている (Benusiglio et al., p. 26)。

**4. 会計監査役の数** 旧法上、監査役は、すべての株式会社において 1 人だけ選任すれば足りるものとされていたが (1867 年 7 月 24 日法 32 条 1 項, 33 条 3 項), 新法は場合を分けて、資金を公募する会社は 2 人以上の監査役を選任することを要し、また資金を公募しない株式会社および株式合資会社においても、その資本が 500 万フランを超える会社は、2 人以上の会計監査役を選任しなければならない、とした。したがって、旧法の場合と同様に、1 人のみの監査役で足りる会社は、資本金 500 万フラン以下の非公募会社に限られる。

公募会社 (société faisant publiquement appel à l'épargne) の観念については法第 72 条の解説 (注釈フランス会社法第 2 巻 343 頁以下) を参照されたいが、公衆から資金の受入を業とする銀行が必ずしも当然に公募会社となるわけではない。また、1970 年 12 月 31 日の法律の適用を受け、資金の公募を許可された民事会社は、商事会社の場合と異なり、1 人の監査役で足りるものとされている (同法 18 条)。複数監査人制度 (dualité de commissaires) は、会社が現に資金を公募している場合に限り強制されるものであって、資金の公募をやめたときは、その義務は消滅すると解される。この点につき、証券取引委員会は、いったん資金を公募した会社は、株式の上場を廃止しても、会社の存続期間中は公募会社とみなされるとの原則をとっているが、会社は反証を挙げて閉鎖会社となったことを証明することができ、その場合は 1 人の監査役のみで足りるものと解される (Hémard, Terré et

Mabilat, pp. 696, 697)。

法律が選任を要すべきものと定めている1人または2人以上の監査役とは、実際にその職務を遂行すべき正規の監査役を意味し、補欠監査役はその数に算入されない。したがって、公募会社が正規の監査役と補欠監査役を1人ずつしか選任していない場合は、本条第3項を遵守したことにならない。

公募会社における複数監査人制度については、フランスの証券取引委員会が痛切にこれを批判し、廃止すべきものと主張しているのは注目される。これによれば、会計監査役に課せられた義務の中で、最も重く、最も重要なのは、計算書類が正規かつ誠実に作成されていることを証明する義務である。この計算書類の証明、あるいは場合によりその証明の拒絶は、会社の事情に精通したうえで、あらかじめ立てられた計画にしたがって行なわれた徹底的監査の結果でなければならない。この監査計画の作成および実施に欠くことのできない監査方法および責任の一貫性 (unité) は、監査役の合議制と両立しないように思われる。この合議制は、監査役が監査の業務を各自分担する場合は、法律の規定と相反する責任の分割という結果に到達し、各監査役がすべての審査を行なうとすれば、費用のかかる重複監査という結果になる。……最も多く見られる事例で、たとえば、1人の監査役は貸借対照表の資産の部を監査し、その同僚は負債の部を担当とするというように、監査計画に関してはまったく勝手な基準にしたがってその業務を分担している。また、数名の監査役が各自順番に会社の計算書類の全部を監査するというようなことも行なわれている。最後に、2名の監査役のうち1名の者はほとんど監査を行わず、他の監査役の作成した監査報告書に署名するだけで満足しているような場合もみられる。要するに、複数監査人制は、立法者が得ようと望んだ結果とは全く逆の結果を齎すと評価している (「フランスの証券取引委員会と会計監査役」1974。拙訳、証券経済時報 (特別号) No. 62, pp. 80, 81)。

しかし、証取委のこのような批判に対して、複数監査人制度が遺憾な実際を生ぜしめていることは認めつつも、大会社における監査業務の龐大さは監査役の増員を正当ならしめるのであって、複数監査人制の原則を問題とするよりは、むしろ上記のような慣行を是正するのが妥当であるとする見解もある (Hémard, Terré et

Mabilat, p. 698)。

**法第 224 条〔監査役の任期と裁判上の選任〕**

①会計監査役は 6 営業年度について選任される。その任期は、第 6 営業年度の計算書類に関して審議する通常総会の終結によって満了する。

②他の監査役と交替して、総会により選任された会計監査役は、前任者の任期が満了するまで就任するものとする。

③総会が監査役の選任を怠っているときは、株主は裁判所に対して会計監査役の選任を請求することができる。裁判所は、その選任前に社長の意見を求めなければならない。裁判所が選任した監査役の任期は、総会が 1 人または数人の監査役を選任したとき終了する。

Loi Art. 224.—Les commissaires aux comptes sont nommés pour six exercices. Leurs fonctions expirent après la réunion de l'assemblée générale ordinaire qui statue sur les comptes du sixième exercice.

Le commissaire aux comptes nommé par l'assemblée en remplacement d'un autre ne demeure en fonction que jusqu'à l'expiration du mandat de son prédécesseur.

Si l'assemblée omet d'élire un commissaire, tout actionnaire peut demander en justice la désignation d'un commissaire aux comptes, le président du conseil d'administration ou du directoire dûment appelé; le mandat ainsi conféré prend fin lorsqu'il a été pourvu par l'assemblée générale à la nomination du ou des commissaires.

**令第 187 条〔裁判上の監査役選任手続〕**

会社法第 224 条第 3 項の定める場合において、会計監査役は、商事裁判所長に

株式会社の監督

より即決裁判をもって選任される。

Déc. Art. 187.—Dans les cas prévus par l'article 224, alinéa 3, de la loi sur les sociétés commerciales, le commissaire aux comptes est désigné par le président du tribunal de commerce, statuant en référé.

### 〔解説〕

1. 監査役の任期 1937年8月31日のデクレ・ロワは、それまで1年に限られていた監査役の任期を3年に伸長し、監査役の地位の独立性をはかるとともに、その有効な監査を期待した。しかし、新法はさらにこの任期を取締役の任期（法90条）に対応させて、一挙に6営業年度（six exercices）に拡張し、監査役の任期は、第6営業年度の計算書類を審議する通常総会が終結したときに満了するという注目すべき改正を行なった。この6営業年度にわたる任期は、旧法の場合と異なり、設立の際に選任または指名された最初の監査役（premiers commissaires aux comptes）についても同様とされている（旧法は、わが国の場合と同様、1年と定めていた）。また、定款に別段の定めがないかぎり、監査役は幾度もこれを再選することができる（Ripert et Roblot, p. 751; Mercadal et Janin, p. 628）。

監査役の任期を定める本条第1項は強行規定であり、定款または総会の決議をもってこの期間を伸長したり、縮小することはできない。これは、すでに旧法のもとにおいて認められていた解釈であって、法定の期間を縮小することによって監査役の独立性を害し、反対に伸長することによって株主による監査役選任の自由を制限してはならないという二重の配慮にもとづくものである（Hémard, Terré et Mabilat, p. 739）。法定の6営業年度と異なる任期をもってする監査役の選任は無効とされるのではなく、違法な任期を定めた定款の規定または総会の決議が無いもの（non avenue）とみなされ、当該監査役は6営業年度の任期をもって選任されたものとして取扱われる。

本条第1項は、監査役の任期の算定について、「その任期は、第6営業年度の計算書類に関して審議する通常総会が終結したときに満了する」と規定する。も

し、監査役の終任の時期を定時総会と関係なく、その選任の日より満6年とすると、彼の後任者は、自己の知らない営業年度に関する監査報告書を総会に提出すべき責任を負うことになり、不合理だからである (Hémard, Terré et Mabilat, *ibid.*)。

営業年度を1年とすれば、監査役は約6年間在任することになる。「約」(l'*approximation*) というのは、第6営業年度の計算書類を審議する定時総会の開催が選任の日と前後することによって、満6年に満たない場合と超える場合とがあるからである。

### 2. 他の監査役と交替して選任された監査役 (*commissaire remplaçant*)

監査役の任期を6営業年度とする原則には二つの例外がある。その一つは、本条第2項の定める場合であって、他の会計監査役と交替して総会により選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間に限られる。これは、数人の監査役が選任されている場合に、監査役全員の改選が同時になされることを配慮した規定であるが、監査役は、取締役会のような協議機関 (*organ collégial*) を構成するものではないから、このような解決の必要があったのかとこれを疑問視する見解もある (Hami-aut, II, p. 203)。

総会により他の監査役と交替して選任されるのは、前任者の死亡、辞任または解任による場合が想定される。補欠監査役の場合と近似するが、後者はあらかじめ総会により選任され、正規の監査役に死亡、障害または就任拒否という事故が生じたときに当然に就任する点において区別される。なお、補欠監査役が正規の監査役の死亡により当然に就任した場合、その任期はやはり前任者の任期の残存期間とされているが (Com. 9 janv. 1979, J. C. P. 1979. IV. 91), 総会において補欠監査役として選任する場合の《任期》は、定款または総会の決議をもって、1年、3年、6年またはそれ以上の期間を自由に定めることができる (Mercadal et Janin, p. 555)。

### 3. 裁判上選任される監査役 (*commissaire désigné en justice*) 総会

が監査役の選任を怠っている (*omet*) 場合には、株主は裁判所に対して監査役の選任を請求することができる。これに対応する旧法上の規定としては、一般の場合につき定められた第32条第4項と、公認監査人の選任が行なわれない場合の第33条

## 株式会社の監督

第5項の規定があるが、既述のように新法は公認監査役による監査を原則としているから（法219条1項）、本条第3項の規定は旧法上の後者の規定に拠ったものと解される。ところで旧法第32条第4項の規定によれば、裁判所による監査役の選任は、総会がその選任を行わない場合のほか、選任された監査役がその就任を拒絶したり、職務の遂行に障害が生じた場合にも認められていたが、新法は単に、《総会が監査役の選任を怠っているときは》と規定しているにすぎない。そこで、たとえば、正規に選任された監査役がその職務を遂行できないような障害が生じ、しかも法第223条第2項に定める補欠監査役も選任されていない場合には、裁判所に監査役の選任を請求しうるかという問題がある。これについては見解が分かれ、ロブロはこれを積極的に認めているが（Ripert et Roblot, p. 748）、多数説は、この場合に裁判上の方法に訴えることはできず、新たに総会を招集しなければならないと解している（Bastian, p. 1097; Hamiaut, II, p. 204; Juglart et Ippolite, 1966, p. 172）。この点については、資金を公募する会社において、ある監査役が死亡したため、他に1人の監査役しかいなくなった場合であって、緊急に監査役選任の措置を講じなければならないときは、本条第3項の裁判上の選任によることができる、とする下級審判決がある（Trib. com. Paris 21 janv. 1970, Rev. soc. 1970. 307）。

株主は、管轄裁判所である商事裁判所に監査役の選任を申立て、商事裁判所長は、社長の意見を求めたうえ、即決裁判をもってこれを選任する（令187条）。旧法と比較して注目されるのは、このようにして選任された監査役の地位であり、また商事裁判所に認められた権能の性格である。旧法上、裁判所により選任された監査役の任期は、総会により選任された監査役の場合と同じもの——すなわち、3年または前任者の任期の残存期間——と解されていたが（Escarra, Cours de droit commercial, 1952, p. 509; Hamel et Lagarde, Traité de droit commercial, tome I, 1954, p. 806）、新法においては、裁判上選任された監査役の任期は、総会が1人または数人の監査役を選任したときは終了するものと定められ、裁判所による選任は仮の委任（mandat provisoire）であることが明らかにされている。と同時に、このことは、裁判所に付与された選任権が純粋に補助的な性格を有するにすぎないことを示している。旧法のもとで、監査役が裁判上選任されたときは、総会

は別の監査役を選任することができるかどうかにつき議論があったが、新法は、この点に関する裁判所の権限はまったく補助的なものにすぎないことを明らかにして問題を解決した (Hamiaut, II, p. 204; Juglart et Ippolito, p. 173)。

**4. 監査役の再選** 旧法におけると同様、1966年法は監査役の再選を禁止する規定を設けていないから、監査役は、これを繰返し再選することができる。逆について、総会は、任期の満了した監査役を、その者の責に帰すべき過失がない場合においても、これを再選すべきいかなる義務も負うものでない。しかし、誠実かつ有効な監査が行なわれている限り、会社を熟知している者による監査の継続性が確保されるためには、任期の満了した監査役を再選するのが株主の利益に合致することになる。

旧法下の判例は、明示の再選決議がなくとも、監査役の黙示的更新を認めていたが (Civ., 11 janv. 1910, D., 1911. 1. 203; Paris, 28 janv. 1928, J. soc., 1930, p. 157), これは、監査役の任期が1年とされていた時代の判決であり、1935年ないし1937年の改正後はその妥当性について疑問がもたれていた。監査役の任期を6年とする新法のもとにおいては尚更であり、また黙示の更新を認める見解は、株主による裁判上の監査役選任請求権の制度の趣旨とも合致しがたいとみられている (Hémard, Terré et Mabilat, p. 744; Mercadal et Janin, p. 555)。

#### 法第 225 条 [少数株主による監査役の忌避]

①資本の10分の1以上に当る株式を有する1人または数人の株主は、命令の定める期間と条件に従い、総会によって選任された1人または数人の会計監査役の忌避を裁判所に申立て、かつこれに代わってその職務を行なう1人または数人の会計監査役の選任を請求することができる。

②その請求に理由があるものとして、前項の定めるところにより裁判所が選任した会計監査役は、裁判所の決定によらなければその任期満了前にこれを解任することができない。

Loi Art. 225.—Un ou plusieurs actionnaires représentant au moins le dixième du capital social peuvent, en justice, dans le délai et les conditions fixés par décret, récuser un ou plusieurs commissaires aux comptes désignés par l'assemblée générale et demander la désignation d'un ou plusieurs commissaires aux comptes qui exerceront leurs fonctions en leur lieu et place.

S'il est fait droit à la demande, les commissaires aux comptes ainsi désignés ne pourront être révoqués avant l'expiration normale de leurs fonctions, que par décision de justice.

#### 令第 188 条〔会計監査役忌避の手続〕

会社法第 225 条に定める場合において、商事裁判所長は、異議の申立がなされた選任の日から30日以内に理由を付して提出された請求について、即決裁判をもって会計監査役の忌避に関する決定を行なう。これに反する忌避の申立は受理することができない。

Déc. Art. 188.—Il est statué sur la récusation du commissaire aux comptes, dans le cas prévu par l'article 225 de la loi sur les sociétés commerciales, par le président du tribunal de commerce statuant en référé, saisi, à peine d'irrecevabilité, par une demande motivée présentée dans le délai de trente jours à compter de la désignation contestée.

#### 〔解説〕

1. 序説 少数株主の保護 (défense des actionnaires minoritaires) の問題は1966年の新会社法の主要な理念の一つである。1951年11月16日に発表されている《商法典および会社法改正委員会》の作成した要綱案によれば、資本の25パーセントに当る株式を有する1人または数人の株主は、公認監査役を選任することができるものとされ、すでに新会社法の制定前から、監査役の選任についても少数株主権を認めるべきであるとの主張がなされていた (Travaux de la commission

de réforme du Code de commerce et du droit des sociétés, vol. 4, p. 521)。  
 しかし、プレヴァン委員会 (La Commission Pleven) は、次にあげる三つの理由から少数株主による監査役選任の制度を排斥した。第 1 に、主として会社の経営に関する問題で、その当否は監査役の権限に属しない問題について多数株主と少数株主間の紛争をこの制度によって解決するのは効果的でないこと。第 2 に、少数株主派の監査役が存在するということは、総会により選任された監査役の権威を減少せしめるおそれがあること。第 3 に、会計監査役は株主全員のためにその職務を遂行すべきであって、株主中の一部の者のために遂行すべきではない、とする (Hémard, Terré et Mabilat, p. 749)。

そこで新法は、1937年のドイツ株式法第 136 条にならって、多数派株主の選任した監査役を裁判上忌避する (récuser) ことができるものとした。すなわち、資本の10分の1以上に当る株式を有する1人または数人の株主は、命令の定める期間内に、かつその条件にしたがって、総会により選任された1人または数人の会計監査役の忌避を裁判所に申立て、かつこれに代ってその職務を行なう1人または数人の会計監査役の選任を請求することができる。この制度は、株式合資会社にも適用されるが (法 251 条 2 項, 254 条), 有限会社に適用されるかどうかは明らかでない (Hamiaut, II, p. 205)。

**2. 忌避の要件** (1) 少数株主 この制度は少数株主を保護するためのもので、資本の10分の1以上に当る株式を有する株主にのみ忌避の申立権が与えられている。

(2) 忌避の理由 本条は監査役を忌避しうる理由について何も定めていないが、およそ監査役の職務遂行における不偏性ないし客観性を疑わしめるに足りる理由があるときは、いかなるものでも主張することができ、その選任について法律の定める条件に違反した場合にかぎられない (Ripert et Roblot, p. 748)。もっとも、忌避の申立は後述のように短期間にかぎられているため 監査役の職務遂行上の過失を理由とするのは、實際上、再選された監査役についてのみ問題とされよう。社員間の不和から生じたある訴訟において原告は、総会により選任された監査役は、このような紛争状態においては独立した監査を期待できないと主張して忌避を申立

てたが、パリ控訴院は、《多数株主によって監査役が選任されたというだけの事実をもっては、その忌避の申立を理由あるものとすることはできない。忌避は、選任された監査役自身に特有の事実、とくにその能力、独立性または不偏性を疑わしめる事実によってのみ、これを理由づけることができる》と判示している (Paris 11 juill. 1969, D. 1969. 517, note Dalsace; Rev. soc. 1969. 214)。学説においてもこの判旨の立場が支持され、多数派株主の利益のためでなく、会社の利益のために監査役に付託された職務の遂行において、監査役の独立性または不偏性を欠如するのではないかと少数株主が懸念する各種の情況が忌避申立の理由となると説く (Mercadal et Janin, p. 553; Hémard, Terré et Mabilat, p. 750)。したがって、監査役を選任した総会決議の効力が争われているときは、その総会決議の無効を主張すべきであって、忌避の申立によるべきでないとする (Mercadal et Janin, p. 554)。

(3) 忌避の対象となる監査役 忌避申立の対象となる監査役は総会によって選任された監査役に限られるから、裁判上選任された監査役および非公募会社の設立に際して選任された最初の監査役はその対象とされない。後者は、総株主の一致ともいうべき定款によって指名される者だからである。問題となるのは、総会によって選任された補欠監査役である。補欠監査役の場合は、忌避の理由となるべきものが現実に生じていないことから、これを否定的に解せば、補欠監査役が正規の監査役に代って就任したのちに始めて忌避しうることになる。しかし、命令第188条によれば、忌避の申立は監査役の選任後30日以内になすべきものとされ 他方、補欠監査役は正規の監査役に一定の事由が発生した場合に当然に就任し、その際に改めて総会の決議を必要としないから、上記の場合、忌避の申立は期間を徒過しているのが通常である。そこで、補欠監査役の場合も、総会による選任後、直ちに忌避をなしうると解されている (Hémard, Terré et Mabilat, pp. 751, 752)。

**3. 忌避の手続** 忌避の申立は、その選任につき異議のある監査役が総会において選任された日から30日以内に、忌避の理由を示した書面を商事裁判所に提出して行ない、裁判所長は、即決裁判をもって忌避に関する決定をする (令188条)。いかなる者を被申請人とするかは 規定の上では明らかでなく、忌避の理由あるも

のとされる監査役と解する説 (Hémard, Terré et Mabilat, p. 154) と、会社も共同の被申請人とすべきであるとする説 (Bastian, p. 1098 ; Mercadal et Janin, p. 627) とがある。

忌避の申立を受理した裁判官は、その理由とする事実の存否を確かめ、それが忌避を正当とする理由に当るか否かを判断する。かくして、忌避の申立を理由ありとするときは、その旨の決定をすると同時に、忌避された監査役に代る監査役を選任しなければならない。

**4. 裁判上選任された監査役の地位** 少数株主の請求にもとづき、裁判上選任された監査役をどのように位置づけるかについては、新法の制定に際して議論があった。はじめ国民議会は、政府案を修正して、少数株主の請求にもとづき選任された監査役は、総会において選任された監査役と《競合して》(concurrentment), その職務を行なうものとしたが、上院では、《監査役に二種類のものは存在しない。監査役は、株主の利益を維持するため、いかなる場合であれ、常に会社のために行動しなければならない。彼等は、多数派または少数派の利益を防衛すべきではないのである》という報告者 M. Etienne Dailly の意見に従って、結局は政府原案どおり、裁判上選任された監査役は総会によって選任された監査役に代って (en lieu et place) その職務を行なうものとし、国民議会もこれに同意した (Hamiaut, II, p. 205)。

商事裁判所長が、忌避された監査役に代わるものとして選任した監査役は、総会において選任された監査役とまったく同一の権限を有する。この監査役を総会の多数決によって解任しようとするのは制度の趣旨に反するので、裁判所の決定によらなければ解任することができないと定められた (本条 2 項)。

本条の規定にもとづき裁判上選任される監査役の任期についても議論がある。一説は、忌避された前任者の任期の残存期間と解する立場である (Mercadal et Janin, p. 555)。しかし、本条第 2 項は、《その任期の通常の満了前》(avant l'expiration normale de leurs fonctions) と規定しており、これは一般原則にしたがい、その任期を 6 営業年度とする旨を示唆しているのではないかと説く者もある。しかし、この両説は結果においてほとんど差異はない。というのは、忌避申立の期

## 株式会社の監督

間は30日であり、裁判上選任された監査役は、忌避された監査役の総会による選任後に間もなく就任するからである（Hémard, Terré et Mabilat, p. 753）。第三説は、裁判所がその選任する監査役の任期を自由に定めうとする。しかし、裁判官にこのような権限が与えられていると解するのは法令上の根拠に乏しい。

忌避を理由あるものとして裁判所が選任した監査役は、総会によって解任することは許されず、裁判所の決定（*décision de justice*）によってのみこれを解任することができる。しかし、ここでいう《裁判所の決定》について、おそらく立法上の過誤から（*par inadvertance*）施行令にはなにも規定されていない。明文の規定がないため、この場合にも命令第 188 条を拡張して適用するのは問題であり、監査役を解任する管轄裁判所の決定には慎重でなければならない。また、商事裁判所が大審裁判所かであるかも問題で、監査役が商人でない点からすれば大審裁判所を管轄裁判所と考えるべきであろう。裁判上選任された監査役の解任請求は、少数株主ではなく、会社によってなされるべきであり、解任は、法第 227 条が定める理由（過失または障害）のいずれか一つに当る場合に限り許される（Hémard, Terré et Mabilat, pp. 753, 754）。

## 法第 226 条〔少数株主による鑑定人の選任〕

①資本の10分の1以上に当る株式を有する1人または数人の株主は、1人または数個の業務執行行為に関する報告書の提出を任務とする鑑定人の選任を裁判所に請求することができる。

②前項の請求が理由あるとき、裁判所は決定をもってその鑑定人の職務および権限の範囲を定め、その報酬ならびに請求者が支払の義務を負う予納金の額を定める。

③鑑定人の報告書は、請求者ならびに取締役会または董事会および監事会にこれを提出しなければならない。このほかその報告書は、つぎの総会のため会計監査役によって作成される報告書に添付し、かつそれと

同じく公示しなければならない。

Loi Art. 226.—Un ou plusieurs actionnaires représentant au moins le dixième du capital social peuvent demander en justice la désignation d'un expert chargé de présenter un rapport sur une ou plusieurs opérations de gestion.

S'il est fait droit à la demande, la décision de justice détermine l'étendue de la mission et des pouvoirs de l'expert, dont elle fixe les honoraires, ainsi que le montant de la provision dont le ou les demandeurs devront s'acquitter.

Le rapport est adressé au demandeur, ainsi que, selon le cas, au conseil d'administration ou au directoire et au conseil de surveillance. Ce rapport doit, en outre, être annexé à celui établi par les commissaires aux comptes en vue de la prochaine assemblée générale et recevoir la même publicité.

令第 195 条〔鑑定人の選任手続〕

会社法第 226 条の定める条件に従い、1 または数個の業務執行行為に関する報告書の提出を任務とする鑑定人は、社長の意見を求めたうえ、商事裁判所長により即決裁判をもって選任される。

Déc. Art. 195.—L'expert chargé de présenter un rapport sur une ou plusieurs opérations de gestion, dans les conditions prévues à l'article 226 de la loi sur les sociétés commerciales, est désigné par le président du tribunal de commerce, statuant en référé, le président du conseil d'administration ou du directoire dûment appelé.

〔解 説〕

1. 序説 プレバン委員会の作成した原案によると、少数株主は、商事裁判所に対して、特別の受任者 (mandataire ad hoc) の選任を請求することができ

## 株式会社の監督

るものとされていたが、この受任者にどのような役割を付与すべきかは明らかにされていなかった。そこで、国会における審議中に改めて提案されたところによると、この受任者は、1または2以上の業務執行行為を調査することを任務とし、会社にとって利益が疑わしい業務執行行為に関する情報（information）を少数株主に得させしめるものであると説明された。この法案は上院において廃棄されたが、国民議会の第2読会において復活し、少数株主に対して、特別代理人ではなく鑑定人の選任請求を認めるものであることが合意され、上院においても、この制度は、少数株主が会社の状況につき完全かつ満足すべき情報を得るため、会計監査役に対して全面的な信頼を寄せていない場合に効用を有するものと評価された。

他方、本条に定める鑑定人の制度は、比較法的にも、とくにヨーロッパ経済共同体加盟国の法制への接近（rapprochement）に貢献するものと評価されている（Hémard et al. p. 848）。すなわち、ベルギーにおいては、各種会社に共通する制度として特別検査役（commissaire vérificateur）の選任が認められ、商事裁判所は、特別な事情がある場合には、資本の5分の1を有する株主または社員の申請にもつぎ、会社の帳簿および計算書類の検査の任務を負う1人または数人の検査役を選任することができるものとされている（ベルギー商法典第9章会社191条）。また、ドイツにおいては、資本の10分の1以上を有する株主は、法律または定款に違反する重大な行為があると思料されるときは、特別検査役（Sonderprüfer）の選任を裁判所に請求することができるものとし（1937年1月30日株式法118条）、1965年の株式法によれば、会社の設立または業務執行行為につき、あるいは計算書類の項目の過少評価につき、あるいは会社指揮の年次報告書に法定事項の記載が欠けているか不完全なときは、特別検査役の選任を裁判上請求できるものとされている（同法142条、258条）。

さて、フランス新会社法の施行後、本条が会社の実務に及ぼした影響がいかに大きいものであったかは、1969年以後、本条の適用に関する多数の判決があることによって示されている（Dalozの1980年版 Code des Sociétés に参照判例として掲載されたものだけでも21件にのぼる）。

本条による鑑定制度の新設は、会社指揮者の権限の増大から、株主に一層の情

報を提供してその保護をはかり、また社会学的見地から、株主中には支配株主 (contrôlaire) と単なる資金の提供者 (bailleurs de fonds) たる株主とがあり、両者を区別して取扱うべきだとする立法者の配慮を示すものである。かくしてこの制度を、監査役がこれまで行ってきた監督に付加される新たな監督方法として意義づけることもできる。

しかし、本条により選任される鑑定人を、臨時的なものにせよ、監査役の一種の競争相手 (concurrent) または多数派株主に対する少数派株主のチャンピオンとみることは、この制度を歪曲することになるであろう。両者の使命は、その精神においても、またその対象においてもそれぞれ異なっているのである。したがって、一部の判決が判示しているように (Douai 10 juill. 1970, Rev. soc. 1970. 662, note Hémard; Trib. com. Paris 11 déc. 1970. Rev. soc. 1971. 199, note Hémard), 法第226条の規定は、私企業に干渉 (immixtion) をもたらし、会社の運営に支障を生ぜしめる性質を有するものであるから、株式会社の監督の一般原則に対する特則として、例外的にのみ適用しうると考えるのは妥当でない。とくに、少数株主が会社の業務に関する情報を得るために鑑定人の選任を請求する要件として、法第 226 条は、少数株主に認められたすべての権利を行使し尽した株主の保護のために定められたものであるという理由から、少数株主の行使する情報請求ないし監督の通常的手段に訴えたのちでなければならない (Trib. com. Paris. 11 déc. 1970, préc.; Trib. com. Rouen, 30 avril 1971, J. C. P. 1972. II. 17267 bis; Rev. soc. 1971. 562) とするのは正当でない。なぜなら、本条は、決して補助的な監督方法としての鑑定を定めたものではないからである。鑑定人の役割は、監査役の役割を補完するものである。監査役は、会社業務に干渉することが許されず、従って業務の適否 (opportunité) を判断することができないため、株主は監査役からは不完全な情報しか得られない (Hémard et al., pp. 849 et 850)。

2. 訴権の性質 本条により創設された訴権は、会社訴権に属するものか、個人訴権に属するものとみるべきであろうか。一説によると、この権利は、会社に認められたものではなく、株主に与えられたものであるから、個人訴権たる性質を有するもののようにみえるが、その目的からすれば、株主個人の利益をはかるため

## 株式会社の監督

ではなく、会社の状況に関する情報を集めて業務の監督を可能ならしめるものであるから、会社ないし株主の集団的利益の保護を目的とする。この権利は、権利を行使する者に直接かつ排他的利益をもたらすものではなく、会社および社員の全体に直接利益をもたらすものである。従って、この訴権は、会社の機関によって行使される訴権と同様に、少数株主が株主全体のために行使する会社訴権であると説く (Schmidt, Rev. soc., 1971. p. 569)

しかし、この見解には異論がないわけではない。これによれば、もし本条の定める訴権が会社訴権だとすれば、会社がこれを行使できるものでなければならないが、本条は、これを少数株主に認めている。従って、この訴権は個人訴権でもなければ、また会社訴権でもない。そもそも、会社指揮者の責任追及のために考えられた会社訴権および個人訴権の区別をもって本条の訴権の性質を決定するのは断念するほかない (Burst, J. C. P., 1972. II. 16959.) 本条の定める訴権は、法文に示されるように、少数株主に留保された監督権であり、訴権の行使そのものは少数株主に属するが、選任された鑑定人は株主全員のために行動しなければならないのである。

**3. 鑑定人の選任請求** (1) 請求権者 鑑定人の選任請求は、法第 225 条に定める監査役の忌避の場合と同様、資本の10分の1に当る株式を有する株主に認められる。一人の株主がこの割合に当る株式を有していれば単独で請求することができ、複数の株主による請求を要しないことはもちろんである。資本の10分の1という高い割合と株式分布の構造からみて、本条は、實際上、小規模会社とくに同族会社においてのみ適用されるにすぎないであろう。

鑑定人の選任を請求しうるのは、株主たる資格を有する者のみに限られ、たとえ資本の10分の1以上を有する複数の株主がいても、これらの者により結成された組合 (*association déclarée*) にはその請求が許されない、と判示されている (Com., 10 déc. 1973. Rev. soc., 1974. 336, note Sortais; Gaz. Pal. 16 mai 1974. note Delaisi)。

(2) 理由 鑑定人の選任請求には理由を付さなければならない。鑑定は、少数株主に抽象的に認められた権利ではなく、これを必要とする特殊の状況がある場

合に限り、裁判官の判断によって許容される特別の措置だからである。このような状況は、会社の業務執行に関連する。会計監査役は、業務執行に干渉することは許されず、また業務監査権を有しないから（法228条）、少数株主が不当な業務執行によって権利を害されることのないよう、鑑定の方法に訴えるのが有効である。

本条の適用につき、支配的見解は「業務執行行為」（opérations de gestion）を広義に解し、会社の目的を実現するために必要または有益なすべての行為を包含し、株主総会の権限に属する行為のみならず、取締役会または社長の権限に属する行為をも包含し、この点に関しては、計算書類の監査に関する行為も業務執行行為から区別したり、分離すべきではない、とされている（Chartier, J. C. P. éd. C. I. 1971. 10244, p. 348）。

裁判官は、申立人の請求につき、即決裁判の方式により命令（ordonnance）をもって判定するが（令195条）、審理は本案（fond du droit）に関係するものであるから、この命令の性質は判決に近いものとみられている（Hémard et al., p. 855）。この命令に対して不服申立を禁止する明文の規定はないので、普通法上の手続に従って不服申立をすることができる。鑑定人の選任手続に要する費用は、申請人たる株主が負担すべきか、または会社が負担すべきかの問題について判示されたものはないが、申請人が予納金を支払うことによってこれを負担するのは明らかである。ただし、鑑定人の報告書により、業務執行上の過失が明らかにされ、会社指揮者に対する責任追求訴訟が提起される場合、その損害賠償請求額に上記の手続費用を加算することは認められよう（Guyon et Coquereau, p. 266; Hémard et al., p. 855）。

法第 226 条も命令第 195 条も、裁判所の作成した会計監査人名簿または鑑定人名簿から鑑定人を選任すべきことを定めていないので、誰を鑑定人に選任するかは裁判官の自由に委ねられている。裁判所は、そのほか、鑑定人の職務および権限の範囲を定め、さらにその報酬および申請人が支払の義務を負う予納金の額を定める（法226条2項）。

**4. 鑑定人の職務の範囲** 本条は、鑑定人は1または数個の業務執行行為に関する報告書の提出を任務とすると規定し、鑑定人の職務の範囲は、裁判官がこ

## 株式会社の監督

れを決定する権限を有する（本条2項）。そこで、この鑑定人の職務の範囲をどのように解すべきかがこの制度の運用において重要な問題となる。ある下級審の決定においては、一定の期間内になされた会社のすべての業務執行行為を調査・報告すべきことが鑑定人に委嘱されたが（Trib. com. Tourcoing, ord. réf., 16 janv. 1970. J. C. P., 1970. II. 16121. note Bernard）、控訴院はこの決定を破棄し、「本条の制度は、請求をなす少数株主が特定の業務執行行為の当否について疑惑を有し、かつ他の手段によっては情報を収集することができない場合にきり、例外的に適用されるものである」から、「会社の運営・業務執行の全体にわたり、かつ会社の負担した債務の不履行に関するような、一般的かつ不特定の性格を有する職務を鑑定人に付託すべきでない」と判示している（Douai, 10 juill. 1970. Rev. soc. 1970. 662, note Hémard）。それ以後の判決は、条文の文言から離れすぎることのないよう、鑑定人が調査を付託される業務執行行為を一般に明示している。

他方、学説においても、この問題に関しては相反する見解が表明されている。すなわち、一説によれば、本条は、その規定の文言自体から明らかなように、会社の業務執行の全体にわたる鑑定を排除していると解する（Hémard, Houin, Juglart et Ippolito, Terré）のに対して、他の説は、かかる制限的解釈に反対し、会社の業務執行は全体として一体をなすものであり、個々の業務執行行為はそれ自体としては正当性を欠くように見えても、会社の技術的、財務的または経済的政策の全体の観点からすれば合法なものとして是認されるのであるから、このように全体として成り立つ業務執行を個々の要素に分離するのは意味がない、と説く（N. Bernard, J. C. P., 1970. II. 16424）。さらに、第三説として、鑑定人の職務の範囲を制限的に解すべきか、拡張して解すべきかは、各具体的な場合に依じて判断すべきだとする見解もある（Chartier, L'expertise de l'article 226 de la loi du 24 juillet 1966, J. C. P. éd. C. I. 1971. 10244.）

つぎに、鑑定人の使命の究極の目的をどこに置くかの問題についても、二つの考え方が可能である。これを狭く解する立場からすれば、業務執行行為の妥当性（l'opportunité）を問題とするのではなく、これらの行為が正確かつ適法に行なわれたか否か、その付随条件または執行の態様が会社にとって危険なものか否かを判

断することのみが鑑定人に付託されるとみる。これに対して目的を広義に解する立場からすれば、問題とされた行為が原則的に会社の利益に反しないか否か、その行為が少数株主の犠牲において多数株主の利益を意図し、多数決の濫用が反映されているのではないかという点に調査の主眼がおかれる。鑑定人の制度は、会社の業務執行に干渉することを禁止されている会計監査役と異なり、あらゆる面から判断して業務執行に関する意見を表明すべきものだとすれば、上記見解のうち、第2の立場が法の精神に合致するものとおもわれる (Hémard et al., p. 860; Ripert et Roblot, t. I. p. 815, n° 1340)。

5. 鑑定人の権限 鑑定人を選任するとき、裁判所は、鑑定人の職務の範囲のみならず、その権限の範囲をも定めなければならない。判例によれば、《会社の帳簿、通信文、計算書および会社の執行機関によりなされた各種決議文ならびに一般に会社の運営に関係するすべての文書の交付を受ける》ことができ (ord. réf. Tourcoing, 16 janv. 1970, préc.)、また、《鑑定人がその職務の遂行に必要なと判断するすべての書面、とくに契約書、帳簿および計算書類ならびに議事録簿を請求にもついで閲覧することができる》(Orléans, 22 nov. 1971, J. C. P., 1972. II. 17154)。ところで、会計監査役の調査権は当該被監査会社のみならず、会社法第354条に定める親会社または子会社にも及ぶものとされているが (法229条3項)、このような明文の規定のない鑑定人の場合に、子会社または親会社についてまで鑑定人の権限を拡張することは許されないとする見解がある (Chartier, op. cit., 10244) しかし、法第226条が鑑定人の権限を明示していればそのように解されうるとしても、権限の範囲を定めるいかなる規定もない本条のもとにおいて、裁判官は子会社または親会社への調査権を鑑定人に与えてはならないと解すべき決定的理由はないとする見解も主張されている (Hémard et al. p. 861)。

なお、鑑定人が書類の閲覧を求め、必要な調査を実施しようとしても、《会社業務の秘密》を理由として、会社の指揮者または使用人の拒絶にあい、職務の遂行をなしえない場合も生ずる。この場合、鑑定人は、選任を受けた裁判所に申立をなし、その主張する業務の秘密が理由のあるものであるか否かの判断を経た上で、鑑定人の職務の遂行を妨害してはならない旨を会社に命令して貰うことができる

株式会社の監督

(Orléans, 22 nov. 1971, préc.)。

6. 鑑定人の報告書 鑑定人は、会計監査役の報告書と同様、明確に作成され、かつ署名された報告書をもって、その職務遂行の結果を説明しなければならない。報告書は、鑑定人を選任した裁判官に宛てて提出されるのではなく、即決裁判による選任を請求した少数株主に宛てて提出され、また会社の取締役会または董事会および監事会にも提出される（本条3項）。最後に、鑑定人の報告書は、会計監査役の報告書に添付して、これを次の総会に提出し、また命令第135条、第138条および第139条の定める条件にしたがって、これを公示しなければならない。

《次の総会》(la prochaine assemblée générale) とは、決算期後6ヵ月内に開催される定時総会を指すものと解されるが、会計監査役の報告書が提出される別の総会がそれ以前の時期に招集される場合は、その総会を指すことになろう。場合により、これらの総会においては、議事日程に記載があると否とにかかわらず、取締役または監事会構成員の解任が議決されることもありうるし、会社指揮者の民事または刑事責任を追及する発端となることもある。

#### 法第227条〔会計監査役の解任〕

総会は、会計監査役に過失または障害がある場合に限り、その監査役を職務から解くことができる。

Loi Art. 227.—En cas de faute ou d'empêchement, les commissaires aux comptes peuvent être relevés de leurs fonctions par l'assemblée générale.

#### 〔解説〕

1. 総説（監査役の終任事由） 本条は、監査役の解任について規定するが、監査役の終任事由としては、解任のほか、すでに述べた任期の満了（法224条1項）および少数株主による忌避の制度（法225条）がある。監査役の辞任につ

いては後述する。また、就任中の監査役に欠格事由（法 220 条）もしくは職務の執行が禁止される法定の事由（たとえば法 496 条 2 項）が発生した場合にも、当該監査役はただちにその職務の執行を停止しなければならない。また、1969年 8 月 12 日の命令（88 条、89 条）にもとづき、会計監査人が 5 年以内の職務執行停止または監査人名簿からの抹消という懲戒処分につせられた場合も監査役の終任事由に直結するものとして、これを指摘しておく必要がある。

これに対し、被監査会社が解散しても監査役の任務は終了しない（法 404 条）。また、会社が更生整理の決定を受けても解散を生じることなく、すべての機関はそのまま維持されるから、監査役の終任事由とならないのはもちろんである。これに反し、会社が清算整理の決定を受けた場合は自動的に会社の解散を生じ、この点で疑問がないわけではないが、やはり一般の解散の場合と同様に監査役の終任事由とはならないと解されている（Guyon et Coquereau, p. 125, n° 147）。

会社の組織変更は、会社の法人格にいかなる変更ももたらすものではなく、もちろん監査役の終任事由とはならない。しかし、有限会社が株式会社に組織変更した場合、監査役の任期は 3 年から 6 年に変更されるであろうか。監査役の地位は強行的に定められているから、肯定的に解すべきであろう。株式会社が有限会社に組織変更する場合においては、さらにこれを二つの場合に分ける必要がある。会社の資本が 30 万フランを超える場合、監査役の選任が強制されているから（法 64 条 2 項、令 43 条 1 項）、監査役は引続きその職務にとどまるが、任期は 3 営業年度に縮減される。資本の額が 30 万フラン以下の場合、この組織変更の際して有限会社の社員は監査役を終任させうるであろうか。監査役の解任は法第 227 条が定める場合に限り許されるとの理由から、組織変更を理由とする解任は認められないと説かれている（Guyon et Coquereau, p. 126, n° 149）。

**2. 任意解任の原則に対する判例および学説による修正** 監査役は、株主総会においてその理由のいかんを問うことなく、自由にこれを解任することができるかという問題は、取締役会（または株主総会）からの監査役の独立性の問題に係り、同時にまた、監査役が株式会社の中にあつていかなる法的地位を占めるものであるかという基本問題に関連してきわめて重要である。

## 株式会社の監督

すでにみたように、監査役は1867年法のもとにおいて、わずか1年の任期をもって選任されていたので、実際においてその解任が問題とされる余地はほとんどなかった。株主たちがその監査役に不満であれば、任期満了にともなう改選にさいしてこれを再選しなければよかつたのである。また、監査役は、損害賠償すら支払うことなく任意に解任できる (*révocable ad nutum*) 受任者にすぎないものと考えられてきた。しかし、1935年および1937年の二つのデクレ・ロワは株式会社の監査制度に注目すべき改革を加え、この改正法のもとにおいては、果して監査役の地位を従来と同じように考えてよいものかどうか、この重要な問題を提起したのが1941年11月4日のセヌ商事裁判所の判決、およびその控訴審判決たる1943年6月26日のパリ控訴院判決であった (*Trib. com. Seine 4 nov. 1941, Journal des Sociétés. 1944. p. 42; Paris 26 juin 1943, D. 1945, J., 151*)。パリ控訴院は、3ヵ年の任期をもって選任され、法律によりその範囲の定められた委任を受けている監査役は、通常の受任者と同じようには株主総会によって任意にこれを解任することはできず正当な理由 (*justes motifs*) が存する場合にのみ解任することができ、その理由の当否は裁判所の判断に委ねられる、と判示した。

この判決は多くの論評をもって迎えられたが、一部のものを除いては、いずれもその結論に賛成し、ただ各自の異なった立場からその結論への理由づけが試みられている。まず、株式会社の機構を制度 (*institution*) として考える立場をとる学者は、当然のことながら判決のとった解決に賛成する。リペールによれば、監査役は総会により選任されているとはいえ、完全な独立性が要求される監査の任務を負った機関なのである。これについては、伝統的な委任契約の観念は放棄しなければならない。委任があるとしても、それは公法上の委任に類似した法定の委任である。パリ控訴院の判決について惜しまれるのは、裁判所だけが監査役を解任しようということを認めなかった点である、とのべている (*Paris 26 juin 1943; D. 1945, J., 151, note Ripert*)。同様に、エスカラによれば、この判決は契約的観念を株主会社に結びつけることがいかに不都合であるかを如実に示しており、いまや多くの外国の立法では承認されていない任意解任の原則を議論の俎上にのせることになったのである。実際には、監査役の委任あるいは取締役の委任すら、ほとんど名目的

な委任にすぎなくなっている。会社の諸機関の職務は次第に公序の領域に属し、制度的観念の枠内においてのみ正しくかつ効果的に行なわれている。株式会社法制の改革は、確固としてこの方向に向わなければならない、と説く (Jean Escarra, *Cours de droit commercial*, 1952. p, 508)。

他方、伝統的な契約的観念の枠内においてもこの判決の理由づけが試みられている。ドキュジスは、監査役に対する委任は、一定期間内の、従属関係のない雇傭契約に近似するものであることを論証しようと試みる。そこで解任権が濫用された場合の制裁は容易に説明がつくと論じる (H. Decugis, *La révocabilité ad nutum des commissaires aux comptes*, *Journal des Sociétés*. 1944. p. 1)。またポータルによれば、監査役が受任者であることに依然として変りはないが、その委任は次第に法定の性格を強めており、任期が3年に定められたことは、総会から監査役を任意解任する権限を奪ったものである。すなわち、立法者は監査役の職務にたいして若干の継続性と独立性を与えようと欲した。委任を支配する信頼の要求に反する者をまったく解任できない、ということは認めがたい。しかし、監査役は株主の信頼を真に裏切った場合にだけ解任されなければならない、と説く (Paris 26 juin 1943 : S. 1944, 2, 69, note Boitard)。

このように多数学説の賛同を博したパリ控訴院判決の立場は、その後、1953年5月5日のセーヌ商事裁判所の判決により、確定した法原則になったものとして承継された (Trib. com. Seine 5 mai 1953 : *Journal des Sociétés*. 1955. 237)。事案は、ある会社の2名の監査役を、その会社と資本系列を同じくする他の会社の監査役をもって代えようとする目的から解任されたものであった。これにたいし裁判所は次のように判示している。監査役は株主の受任者ではあるが、任意にこれを解任することはできない。その任期を3年と定めた法律の規定は、監査役の任務が適正に遂行されるため、取締役会の提案に余りにも従順な総会の圧力から監査役を護ることを目的としている。それゆえ、監査役がその任期満了前に解任されるのは、過失がおかされたような正当の理由がある場合に限られるのであると。また、さきのパリ控訴院判決が当時の実際界にいかにか大きな影響をおよぼしたかは、ノワレルの引用する次の1例からも容易に推測される。それは、ある会社において解任され

た監査役が、その決議の無効判決を求めるため会社を相手どって訴を提起した。そこで、会社は直ちに特別株主総会を招集して、その監査役を復職させた。結局、裁判所は原則を確認することに満足し、監査役の蒙った精神損害の賠償として、会社に対し象徴的にわずか1フランの賠償金の支払を命じたものである (Jean Noirel, *La société anonyme devant la jurisprudence moderne*, 1958. p. 276)。

**3. 新会社法の立場** (1) 序説 以上に考察した総会による監査役の自由解任をめぐる判例および学説の発展を背景として、新会社法は、「総会は、会計監査役に過失または障害がある場合に限り、その監査役を職務から解くことができる」と規定している。法文は、ことさら「解任する」(*révoquer*) という語を避けて、「職務から解かれる」(*être relevés de leurs fonctions*) という婉曲な表現を用いているが、法律上の解任を意味することに疑いはない。

さて、新法は監査役の解任事由を過失および障害の二つに限定することによって、1867年法のもとにおいて認められてきた任意解任の原則を否定し、同時に、これまでの判例によって樹立された「正当理由」の理論を明文をもって承認したものと解すべきであろう。他方、新法は、監査役の解任権そのものはいぜん株主総会に留保されていることを明らかにして、リペールやエスカラの主張する制度理論は採用しなかった。そこで、総会の決議によって解任された監査役は、解任事由の当否の判断を裁判所に求めることができ、裁判所は、当事者の主張する事実が法定の解任事由に相当するかどうかを判断することになるのである。

(2) 解任事由 まず、「過失」とは、監査役の職務遂行に関係すべきもの、すなわち職業上の過失 (*faute professionnelle*) を指すものと解される。具体的に示せば、業務執行への干渉 (*immixtion*)、任務の懈怠、会社の状況に関して総会に提供された虚偽の情報、会社指揮者に対する不実の非難、監査役の守秘義務の違反などである。法定の欠格事由が発生したのちにおいても、監査役がなおその職務を維持しているのも解任を正当とする過失に該当する。監査役が一定の罪につき有罪判決を受け (法496条2項参照)、あるいは懲戒処分として会計監査人名簿から抹消された結果として、法律上、監査役の地位にとどまることが禁止される場合も同様である。

他方、「障害」(l'empêchement)は、監査役がその職務を正規に遂行すること  
を妨げる事由となるもので、長期の疾病とか遠隔の地に在ること (l'éloignement)  
などが挙げられている (Mercadal et Janin, op. cit., p. 556, n° 2255; Hémard  
et al., p. 755, n° 954)。しかし、このような身体上の障害のみならず、上記の欠  
格事由または職務の遂行が禁止される法定の事由が発生した場合も、それは同時に  
「客観的障害」となることが指摘されている (Guyon et Coquereau, p. 118, n°  
143)。

(3) 補欠監査役の解任 補欠監査役はこれを解任できるであろうか。解任で  
きないとする消極説は、現に遂行していない「職務」(fonction)から一体どうし  
て彼を解任できるだろうかという単純な理由による。しかし、法第 227 条は、解任  
される者を正規の監査役に明文をもって限定していない。補欠監査役は、正規の監  
査役と交代するため、いわば待期中の立場にある者であるが、この者が正規の監査  
役の職務に違法な干渉を加えるなど、「過失」をおかす場合も想定できないわけ  
ではない。同様に、補欠監査役に「障害」が生じえないことはなく、むしろ「過失」  
の場合以上に、障害の発生する蓋然性は高い。このような事由が発生したのちは、  
仮りに正規の監査役と交代すべき事由が生じたとしても、この補欠監査役は、も  
はやその職務を遂行することができないのは明らかである。したがって、会社は、か  
かる補欠監査役に代えて他の補欠監査役を選任する実益をもっている。総会は、最  
初の補欠監査役に加えて別の者を選任できるのはもちろんであるが、補欠監査役に  
生じた障害を証明してこの者を解任し、他の補欠監査役に交代させることを禁止す  
べきいかなる理由もないと解されている (Hémard et al., p. 756, n° 955)。

(4) 監査役の解任決議 監査役の解任は、選任の場合と同様、通常総会 (ass-  
emblée générale ordinaire) の権限に属する。ただし、忌避された監査役に代わ  
る者として即決裁判による決定をもって選任された監査役は、やはり裁判所の決定  
によらなければこれを解任することはできない。

通常、監査役の解任は、株主総会の議事日程に記載しなければならない。旧法  
のもとでは、取締役についての場合と同様、予め議事日程に記載がなくとも、議題  
に付随する事項 (incident de séance) として監査役の解任を総会へ提案できるも

## 株式会社の監督

のと解されていた。新法は、取締役および監事会の構成員の解任について、明文をもって旧法のもとで認められていたと同様の解決をはかっているが（法90条2項、134条2項、160条3項）、会計監査役についてはいかなる規定も定めていない。そこで、解任について正当事由の存在を要求することにより監査役の地位の安定をはかろうとする立法者の意思からすれば、明文の規定のない監査役の場合については、取締役の場合と同様に解することについて疑問が示されている（Guyon et Coquereau, p. 118, n° 143）。しかし、議事日程に付随する事項は、通知がなくとも審議・決定することができるとする理論は一般的であり、その適用を法律に明文で定めた場合に限るべきではないとする理由から、監査役についても旧法上の解決が認められるべきだとする立場もある（Hémard et al., p. 757, n° 956）。なお、監査役の解任は通常総会の権限に属し、その決議方法は法第155条の定めるところによるが、定款をもってすれば、より加重された多数決（majorité qualifiée）を要するものと定めることができる。

旧法のもとで監査役の解任は、現に就任中の監査役に代えて（en remplacement）新たな監査役を選任することにより、黙示的な解任もありうることが判示されていた（Trib. com. Lyon, 27 mars 1938, J. C. P., 1938. 2. II. 892； Trib. com. Seine, 5 mai 1953, Rev. commiss. agréés, 1953. p. 193）。しかし、新法上の解釈としては、解任決議は重大なものであるから、総会の明示の決議を前提とし、単に新たな監査役を選任する決議から現監査役の解任は生じえないとする立場（Mercadal et Janin, p. 556, n° 2256）、あるいは監査役を増員しようとする株主の意思を示すにすぎないとする立場もある（Guyon et Coquereau, pp. 118, 119, n° 143）。

なお、監査役の解任については、会計監査人の職業の組織を定める1969年8月12日の命令の定めるところにより、その職業上の組織からの介入が予定されている（同令70条）。これによれば、監査人協会（compagnie）の会員たる会計監査役が、被監査会社の社員総会または株主総会により、過失を理由として解任された場合、その会社は、8日以内に配達証明付書留郵便をもって、この旨を会計監査人地方評議会（conseil régional）に通知しなければならない。通知を受けた地方評議会は、

調査をした後、当該監査役に過失がないと判断したときは、単独でまたはその監査役と共同して、当該決議の不当を証明し、あわせて法律上の結果をうるため (*avec toutes conséquences de droit*)、会社に対して訴を提起することができる。

(5) 不当解任の効果 監査役にいかなる過失または障害がないのにもかわらず、総会が違法にこれを解任した場合、当該監査役は裁判所に訴を提起し、正当の理由なくして解任された旨の判断を求めることができる。問題は、監査役の請求を理由ありとする裁判所の判決の効果である。判決は、単に会社に対して不当に解任された監査役に対する損害賠償の支払を命じるにとどまるものか、それとも解任された監査役の復職を命じることができるものであるか、ということである。監査役の独立性の徹底をはかるためには、復職を肯定するのが最も合理的な解決ではあるが、国会における本条の審議の過程では遺憾ながら別個の見解が採られた。すなわち、監査役の解任を規定する本条は、司法上の干渉をして、株主総会の最高性に譲歩すべき補助的干渉とらしめているのであるから、総会の解任決議が違法と判断された場合においても、その判決の効果は、監査役の地位を回復させるものではなく、会社に対し損害賠償の支払を命じるにとどまるのが本条の精神に合致した唯一の解決である、とされている (*Rapp. Ass. nat., n° 1368, t. 3, p. 22; Adde: Rapp. Sénat, n° 81, p. 250*)。多数の学説もまたこの立場をとっている (*Hamiaux, p. 209; Ripert et Roblot, 1977. p. 822 (n° 1350); Guyon et Coquereau, p. 119 (n° 143)*)。また、監査役の復職を会社に命じるのが果して実際的であるかどうかを考慮すべきだとする実務上の見解もある (*Mercadal et Janin, n° 2257; Hémard et al., n° 959*)。すなわち、当該監査役と会社との間に生じた悪化した関係からさらに不都合な事態を生ぜしめ、監査役が引続きその職務を遂行するのに居心地の悪い状況に置くことになりはしないか。さらに、訴訟手続の期間中、解任された監査役の職務は別に選任された者によって行なわれるが、この後任者は前任者の復職によって席を譲ることになるとすれば、新たな紛議が生じることになる。

ともかく、違法な解任決議は、解任された監査役に有形・無形の損害を与え、会社の側に損害賠償の責任を生ぜしめる過失を構成する。上記のように、解任された監査役の復職を会社に命じることができないとしても、裁判所は、賠償額の算定

## 株式会社の監督

についてかかる状況を考慮に入れなければならない。総会が自らその決議を取消し、当該監査役を復職させた場合においても、いったん生じた過失を消失せしめうるものではなく、監査役の名誉および職業上の評価に加えられた無形の損害を賠償しなければならない (Trib. com. Seine, 5 mai 1953. J. soc., 1955. 237)

**4. 会計監査役の辞任** (1) 辞任の自由 監査役の辞任 (démission) とは、監査役がその任期満了前に職務を辞する行為 (le fait de renoncer) を指し、任期満了後にさらに6営業年度についての職務の更新を拒絶する行為とは区別しなければならない。後者の場合、監査役はこれを拒絶する絶対的な自由を有する。新会社法は、監査役の辞任について別段の規定を設けることなく、ただ、監査役の在任中、法定の欠格事由が生じているにもかかわらず、引続きその職務にとどまった者に科される刑事制裁を定めた法第456条の規定から、かかる監査役は辞任を強制されるという結論を導くことができる。

会計監査役は受任者であるという観念に従えば、辞任の権利は監査役にかなり広く認められる。なぜなら、委任契約は受任者が解任されることによって終了すると共に、受任者の放棄 (renonciation) によって終了するからである (民法典2003条)。しかしながら、監査役はこれを任意に解任できず、正当な理由がある場合に限り解任されるということであれば、これと対照的な効果として、監査役が自由に辞任する権利は否定されるべきだという議論も成り立つであろう。しかし、この対応は一般には認められていない。旧法のもとでも、すでに会計監査役は正当な理由がある場合に限り解任されると判例は判示していたが、それにもかかわらず、監査役の辞任の権利は無制限に承認されていた (Hamel et Lagarde, t. I, n° 675, p. 806)。会社と監査役間の法律関係につき、監査役を受任者とみるよりはむしろ会社の機関とみる立場からは、このような解決を修正する方向へ向う。しかし、社長、取締役または副社長については自由に辞任する権利を認めながら、会計監査役についてはこれと別異に取扱う決定的な理由はないようにおもわれる。

監査役に認められる辞任の権利は、監査役が株主により選任された者であると、裁判所の決定により選任された者であることを区別すべきでなく、また6営業年度の任期につき在任している者であると、前任者の残存期間についてのみ就任している

者であることを区別すべきでない。同様に、補欠監査役にも辞任の権利が認められる。

(2) 損害賠償責任 監査役は自由に辞任することができるとしても、そのことから決して監査役が勝手気儘に (arbitrairement) 辞任できるものと結論してはならない。確かに、監査役は辞任の正当な理由を明らかにすべき義務を負うものではない。辞任の正当理由については、たとえば、欠格事由の発生、長期の疾病、報酬の支払がないこと、監査業務の遂行に対する会社の妨害などがあり、このような事由にもとづき辞任する監査役にその責任を問うことはできない。さらに、監査役はその辞任によって自己の承認しない業務執行に対する抗議の意思を表明しようとすることもありうる。しかし、監査役は、時宜を得ない辞任によって会社に損害を与え、賠償責任を負う場合もありうる (Mercadal et Janin, n° 2254)。たとえば、監査役が監査報告をなすべき年次総会の直前に正当または重大な理由なくして辞任するような場合である。要するに、監査役は、正当の理由がなくとも辞任することはできるが、この場合、もし会社が損害を被ったときは、これを賠償すべき責任を負うのであり、監査役の辞任は、論理的には分離することのできない解任の制度と同一の制度に服することになる。

(3) 辞任の通知 委任契約の視点 (民法典2007条1項) から、監査役は、その辞任を株主総会に通知しなければならない。監査役が辞任の通知を会社の代表機関、つまり取締役会に対してなしうるとしても、辞任の通知が会社により、正確に言えば株主総会によって受領されるまで、監査役は引続きその職務を行なうことを要する。いずれにしても、特別の事情のない限り、監査役は営業年度中に、かつ営業年度が終了しても計算書類につき審議すべき年次総会の開催前に突如としてその職務を停止してはならないのである。

5. 監査役の終任の公示 監査役の任期満了の時期は第三者にも明らかであるから、任期満了による終任については いかなる公示方法も必要でないと思われているが、任期満了前の終任は、監査役の選任と同一の条件に従って、つぎの方法によりこれを公示しなければならない (Guyon et Coquereau, n° 150, p. 126)。

1) 法定公告掲載紙への掲載 (令285条10号, 287条)。

## 株式会社の監督

2) 商業登記簿へ添付するため、監査役の終任を証する証書の写し2通を裁判所書記局へ提出すること（令55条, 58条）。

3) 裁判所書記官の申請にもとづいて行なわれる民商事公報（Bulletin officiel des annonces civiles et commerciales）への掲載。

監査役終任の公示は、通常、これに代わる監査役の選任の公示と同時に行なわれる。なお、本来の意味の公示手続とは異なるが、会社が監査役を解任したときは、その旨を会計監査人地方評議会（conseil régional）に通知しなければならない（1969年8月12日命令70条）。また、この命令に規定はないが、監査役は、任期満了前の終任について同評議会に通知すべきものと解される。他方、証券取引委員会（C. O. B.）は、資本公募会社に就任している監査役が一身上の都合（convenance personnelle）からではなく辞任したときは、その辞任の理由を明らかにするよう求めている（Bull. C. O. B., n° 15, avril 1970）。

## 法第 228 条〔会計監査役の仕事〕

①会計監査役は、財産目録、当期純損益計算書、損益計算書および貸借対照表が正規かつ誠実に作成されていることを証明しなければならない。

②（1969年1月6日法律第69—12号により改正）《会計監査役は》、平常の任務として、業務執行への干渉となる場合を除いて、会社の帳簿および有価証券を審査し、会社の計算書類が正規かつ誠実に作成されているかどうかを監査しなければならない。また会計監査役は、会社の財務状況および計算書類に関する取締役会または董事会の報告書および株主に対する文書をもって提供された情報が真正であるかどうかを審査しけれどもならない。

③会計監査役は、株主間において平等が尊重されていたことを確認しなければならない。

Loi Art. 228.—Les commissaires aux comptes certifient la régularité et la sincérité de l'inventaire, du compte d'exploitation générale, du compte de pertes et profits et du bilan.

(L. n° 69—12 du 6 janv. 1969) 《Ils》 ont pour mission permanente, à l'exclusion de toute immixtion dans la gestion, de vérifier les livres et les valeurs de la société et de contrôler la régularité et la sincérité des comptes sociaux. Ils vérifient également la sincérité des informations données dans le rapport du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, et dans les documents adressés aux actionnaires, sur la situation financière et les comptes de la société.

Les commissaires aux comptes s'assurent que l'égalité a été respectée entre les actionnaires.

#### 令第 193 条〔報告書における監査役の意見表明〕

会計監査役は、通常総会に提出される報告書中にその営業年度の計算書類について必要ある場合には自己の意見を表明し、計算書類が正規かつ誠実に作成されていることの証明を拒否する場合にはその理由を説明しなければならない。

Déc. Art. 193.—Dans leur rapport à l'assemblée générale ordinaire, les commissaires aux comptes font état, le cas échéant, des observations que les comptes de l'exercice appellent de leur part et éventuellement des motifs pour lesquels ils refusent d'en certifier la régularité et la sincérité.

#### 〔解 説〕

1. 序説 決算書類の監査は、監査役の使命 (mission) のうち、もっとも主要なものであり、かつ伝統的な職務である。1937年8月31日のデクレ・ロワにより改正された1867年法第32条によれば、監査役は、株主から委託を受けて、会社の帳簿・金銭の監査および計算書類の正規性 (régularité) ならびに取締役会の報

## 株式会社の監督

告書をもって提供された情報の正確性 (exactitude) の監査を行なうものと定められていた。この原則は監査制度の存在理由を示すものであるが、新法は、この規定を単に踏襲することなく、さらに監査役の使命を二重に拡大したといわれる (Guyon et Coquereau, n° 241, p. 179)。すなわち、監査役の使命は、一方において、もはや純粹に会計上の面にとどまらず、財務上の情報 (renseignement d'ordre financier) をも包含する。計算器ないし電算機の使用が一般化されることにより、算術的な監査は容易になったので、監査役の今後の主たる業務は、計算書類が現行の会計準則に従って作成されているかどうか、および計算書類が会社の業務状況をできらかり正確に表示しているかどうかを確かめることにある。つまり、監査役の仕事は、もはや事実上の審査に局限されるものではなく、判断の仕事 (travail d'appréciation) に重点がおかれる。

他方、監査役は、その監査した計算書類の正規性および誠実性 (la régularité et la sincérité des comptes) を証明しなければならない。この監査証明により、監査役自身の責任が生じるが、専門的能力を有し、かつ会社指揮者から独立した監査役により証明された貸借対照表をもって、会社債権者および株式投資家のより大きな信頼を獲得することができるのである。

**2. 監査の実施** 本条第2項は、監査役の主要な任務として、次の二つのものを定めている。一つは、会社の帳簿および資産 (valeurs) の審査ならびに会社指揮者の作成した計算書類の監査であり、いま一つは、株主に提供された情報の誠実性の審査である。

(1) 審査の範囲 新法は、1867年法第32条の規定を踏襲して、監査役は会社の帳簿 (livres) を審査すべきものと定めている。ここでいう《livres》とは、慣用的な意味で用いられているものに限らず、仮綴じまたは装丁された紙葉のみならず、ルーズリーフを含むすべての計算書類を指している。また、すべての商社会社が法律上その作成を強制されている会計帳簿、すなわち日記帳 (livre-journal) および財産目録簿 (livre d'inventaire) であるか (商法典10条)、任意に作成された帳簿であるかの区別を問わない。さらに監査役の審査すべき帳簿は、会計帳簿のほか、株主総会、取締役会または監事会の議事録にも及んでいる。しかし、監査役は、す

べての事項について審査の義務を負うものではない。法は、監査役に対して会計のやり直し (*refaire la comptabilité*) を命じてはいないからである。従って、監査役は、自己の責任において、かつ監査人としての専門家に通常要請される注意義務にしたがって審査すべきである。法律上その作成が強制されている帳簿が果して作成されているかどうかを確かめるのは監査役の第一の義務である。この場合、日記帳および財産目録簿には番号が付され、押印された帳簿上に作成されたものでなければならない (商法典10条2項)。同様に、総会、取締役会または監事会の議事録も、番号を付された帳簿または押印のあり、かつ番号の付されたルーズリーフをもって編綴されたものでなければならない (1967年令10条, 42条, 85条, 109条, 149条)。審査はまた、会計取引 (*opération comptable*) および証券書類についても当然行なわれ、監査役は内部監査 (*contrôle interne*) が誠実に行なわれているかどうかを確かめるために試査 (*sondage*) を行なう。

(2) 資産 (*valeurs*) の審査 1867年法第32条は、監査役は会社の金銭、有価証券その他の資産 (*valeurs*) の審査をなすべきものと定めていたが、これに対し新法は、総括的に《資産》の審査をなすべきものと規定している。この《*valeurs*》という語についてはさまざまな解釈が可能であるが、慣例的な見解によれば、会社財産を構成するすべての要素、とくに固定資産、投資証券 (*titres de participation*)、債権、当座資金および在庫品 (*stocks*) を指している (*Guyon et Coquereau*, n° 246, p. 181)。しかし、監査役がその審査の対象を資産に限定すれば、会社の部分的な財産状況しか調査していないことになるので、負債とくに債務を審査すべきことはもちろんである。

有体財産が記載される財産目録 (*inventaire*) について、監査役は、それが正規かつ誠実に作成されているかどうかを監査する。この監査を行なうために、在庫品 (*existants*) の検査をした者が書類に署名することが要求される。次いで監査役は、財産目録に記載された各種資産の評価額が適正であるかどうかを審査する。通常の場合、監査役は財産目録の調整に立会う義務は負わない。しかし、その正規性に疑惑がもたれたとき、異常な点が明らかにされたとき、あるいは内部監査が行なわれていないときは、財産目録に記載された資産が現に存在するかどうかを確かめ

## 株式会社の監督

なければならない。この調査を行なうに当り、監査役は、一般に協力者 (collaborateur) による補佐をうけることができる (法229条2項)。

(3) 監査の目的——正規性と誠実性 監査の目的は、財産目録、当期純損益計算書、損益計算書および貸借対照表の正規性と誠実性 (la régularité et la sincérité) を審査することである。すでに1867年法の第32条においても規定されていた正規性と誠実性の二つの表現は相互補完の関係にあると共に独立している。通常この二つは一对 (pair) のものになっているが、誠実性に欠けた正規性もありうると共に、かなり例外的ではあるが、正規性に欠けた誠実性の場合もありうる (Guyon et Coquereau, n° 247, p. 182)。

計算書類の正規性とは、書類の作成につき定められた規則、それが成文法規であっても、また一般に認められた会計慣行であってもその区別を問わないが、この規則に合致していることをいう。これに関して、まず継続性の原則 (le principe de fixité) は、前数営業年度において用いられた方式および方法と同一の方式および方法に従って当該営業年度の貸借対照表および損益計算書を作成すべきものとしている (法341条)。さらに、正規性はプラン・コンタブルとの関係でこれを判断しなければならない。プラン・コンタブルは、国家会計審議会 (Conseil national de la comptabilité) の意見により補正され、各商工業部門において必要な調整を加えて漸次的に適用される。つぎに、会計慣行については、専門会計士協会がその会員に向けた勧告をその一例としてあげることができる。

つぎに、誠実性 (sincérité) とは、記載事項に関する事実が忠実に、完全に、かつ正直に (honnête) 報告されているかどうかを示すものである (Hémard, Terré et Mabilat, n° 997, p. 792)。あるいはまた、仮装したり、歪曲したりすることなく、会社の財務状態を明瞭に表示することであるともいわれている (Guyon et Coquereau, n° 247, p. 182)。これは、とくに進行中の事業、減価償却および引当金の設定のような評価の領域において重要な役割を果たす。会社指揮者の側に立って言えば、誠実性は、資産の正確な評価ならびに危険および減価の合理的な評価の中にみとめられる。したがって、会社が資産の価額の下落を確認するために必要な減価償却を行っていないとき、あるいは発生確実な損失・負担および減価にそなえ

るため引当金が設定されていないとき（法342条参照）、その貸借対照表は誠実性に欠けている。同様に、社員が特別に通知を受けた場合を除き、現行規則に定める評価とは異なった評価に従って行なわれたものは誠実性に欠けている（令244条および295条1項）。

上記のように、誠実性とは必ずしも真実（*verité*）を意味するものではないし、また正規性とは正確性（*exactitude*）を意味しない。実際において、監査役に計算書類の正確性の監査を強制することは不条理（*déraisonnable*）である。立法者は、監査役に対して計算書類の正確性の証明を命じていないが、会社指揮者が不正確な貸借対照表の提出または公示をなしたときは刑罰を科するものとしている（法437条）。しかし、これは不合理であり、会社指揮者もまた正規かつ誠実な貸借対照表の提出の義務を負うものと解すべきであろう（*Dalsace, n° 293*）。また、企業の会計状態は必ずしも現実に一致するものではないから、厳密な意味での正確性を計算書類の作成に要求すること自体が無益である。また、業務執行の誤りとか欠落を明瞭に摘示しない不正規の会計帳簿の方が、不正確な帳簿よりもはるかに重大な結果を会社にもたらすものである。

以上のべたように、監査の目的は、会社指揮者の作成した計算書類が会計上の真実（*verité comptable*）に接近しているかどうかを審査することであり、会計上の真実は、それ自体、会社の真実の状況の一面を現わすにすぎない。この目的を達成するため、法律は監査役に対して広汎な調査権を与えているのである（法229条）。

(4) 監査役の注意義務 監査役がその任務の遂行において、いかなる程度の注意を尽すべきかについては法律に定めがないので、各監査役は自己の責任においてこれを判断しなければならない。實際上、監査は、会社事業の種類とか他の法人との複雑な資本参加の關係に依存する事実問題である。しかし、裁判所、会計監査人の職業組織および国家会計評議会は、少しずつであるが、監査役が用いるべき注意を明らかにしようとしている。基本的には、会社内部の会計管理（*révision comptable*）と監査役監査との相違にもとづくように解される。前者は、必要とあれば専門会計士の助力を得て行なわれる被監査会社の業務に属し、1966年法第340条にしたがって会社指揮者が計算書類を作成するという結果に至るものである。こ

## 株式会社の監督

れに対し、監査役監査は、より総合的な性質を有し、内部監査が終了したところから開始する。監査は、会計をやり直すことにあるのではなく、会計が適切に処理されているかどうかを審査し、そこから各種の結果を引き出すことにある。

まず、監査役は各種の計算書類の相互の間に矛盾がないかどうかを監査する。つぎに、記載された書面（証票書類）とそれに対応する事項とが一致し、書面が正当なものであるか否かを監査する。送り状、銀行の明細書、注文書、運送状、荷渡証などがこれである。また、これら証票書類の監査は、企業結合関係にある会社および被監査会社のために行動する第三者に対して、被監査会社の会計から生じたものと相手方の計算書類から生じるものと一致しているかどうかを問合せることである。

しかしながら、監査役は、たとえ多くの協力者の助力を得ようとも、すべての事項を監査することはできない。そのためには極端に多額の費用を要するからである。従って、法第230条は、試査（sondage）をもって足りる旨を規定している。ただし、異常な面が現われた計算書類は入念に検査することを要し、徹底的な調査によって異常な点を明らかにすることができる。しかし、用いられた監査方法がどのようなものであっても、いかなる誤りも、いかなる虚偽も絶対に存在しなかったという結果を確証することはできない。監査は手段を尽すべき義務（obligation de moyen）のみを負い、結果を保証する義務までは負わない。

(5) 監査の継続性 1867年法が制定された当初においては、監査役は総会開催前の3カ月間に限ってその任務を遂行するものとされていたが、本来、監査は継続的に行なわれるべき性質のものであり、1935年および1937年のデクレ・ロワによる改正法により、これが実現された。本条第2項もまた、《平常の任務として》（pour mission permanente）とする明文の規定をもって継続的監査の重要性を強調している。しかし、監査の継続性を余りにも絶対的な意味で解するものも問題である。監査役は、法の期待に答えるべく、会社の帳簿および資産を営業年度の全期間にわたり監査することができ、また監査しなければならないとしても、だからといって絶えず毎日監査することまでは要求されていない。会社の通常の業務執行を拘束するほどの熱意は決して称讃すべきものではない。また、会社事業が相当の規模に達し

ているときは、実際上も全面監査 (contrôle intégral) をするのは不可能である。監査役は、ある程度は試査の方法によらざるを得ない。要するに、各場合の具体的状況に応じて決定すべき問題であって、監査業務の頻度、その対象、監査の方法は監査役の判断に委ねられる (Hémard, Terré et Mabilat, n° 994, pp. 788, 789)。なお、監査役の使命は継続性を有するが、各営業年度の計算書類はそれぞれ一体をなしているので、監査役は毎営業年度の計算書類を別個に監査するのはいうまでもない。従って、監査役は、すでに総会によって承認された計算書類を改めて監査すべきではなく、同様に決算後生じた事実を考慮に入れるべきではないとされている (Guyon et Coquereau, n° 242, p. 180)。

**2. 株主に提供される情報の審査** 本条はまた、監査役の第2の任務として、《会計監査役は、会社の財務状況および計算書類に関する取締役会または董事会の報告書および株主に対する文書をもって提供された情報が誠実であるかどうかを審査しなければならない》と定めている。これと同旨の規定は、すでに1867年法第32条第1項の規定にもみられたが、旧法と比較して次の三つの相違点を指摘することができる。

まず第1に、監査役のなすべき審査は、以後、会社指揮者により与えられた情報の単なる正確性ではなく、誠実性の有無を対象とする。このような用語の変更について過度の重要性を認めるべきではないが、さりとて純粋に形式的なものと解すべきでもない。情報は正確であるが、それでも会社の状況に関して株主に誤った印象を与えるような表示もありうるからである。

第2に、監査役のなすべき審査は、会社指揮者によって総会に提出された報告書のみに限られず、株主に宛てた書類の中で提供されている情報をもその対象としなければならない。すなわち、総会の議事日程、提案された決議の理由書、営業報告書、最近5営業年度の業績表、職員に対する最高額の給与の支払総額 (法168条4号) ——これはその正確性を証明すべきもの——がこれである。これに関する監査役の審査は、単に定時総会の場合だけでなく、すべての株主総会の招集に際して行なわれるべきものと解される。法第228条は、この点に関していかなる限定も設けていないから、たとえ、議事日程に記載された問題について監査役の報告書の作

## 株式会社の監督

成が必要とされない場合であっても、監査役は、株主のために会社指揮者が作成した報告書および会社が株主に宛てて自発的に、または株主からの請求にもとづいて送付する書類を審査しなければならない。監査役の審査は、法律に定める書類に限定されるべきではなく、会社が任意に株主宛てに発送する文書にも及ぶ。

第3に、監査役の審査すべき情報は、単に計算書類に関するものにとどまらず、より一般的に会社の財務状況に関するものに拡大されている。この点については、法第228条の立場は、監査役に《会社の状況に関して》(sur la situation de la société) 報告をなすべきことを命じていた1867年法第32条の当初の規定(1935年改正前の規定)に戻ったことが注目される。監査役は、会社指揮者の報告書の中で引用された数字と自己の監査した貸借対照表および損益計算書に掲げられた数字とを比較対照して、会社の状況に関する解説が事実と合致し、この事実について誤った観念を株主に与えることにはならないことを確認しなければならない。しかし、監査役は、旧法下の場合と同様に、会社の計算書類または財務状況とは関係のない事項についての情報について言及するのは業務執行に対する干渉となるおそれがあるから、その判断を差し控えるべきである。

会社から株主に提供される情報の審査に関しては、以上のべた会社法の定めるもののほか、証券取引委員会(C. O. B.)の定めるものがある。それは、会社が株式または社債を公募発行する場合、または証券を証券取引所に上場する場合に、証券取引委員会の事前の審査をうけて公示すべき情報開示届出書(note d'information)である。この文書には、社長の署名のほか、《会社の財務状況および計算書類に関する審査のため》会計監査役による審査が要求されており(1973年10月10日の証取委の指令)、これにより監査役は、情報開示届出書に記載された財務および会計上の情報に関して、社長と共同して責任を負う。

**3. 監査証明** 会計監査が終了したときは、監査役は、①その監査証明を行ない、②その任務の遂行を会社指揮者に報告し、③監査報告書を総会に提出する。このうち、②は法第230条の定めるところであり、また③は法第168条第2号の定めるところであって、それぞれの解説に譲ることとする。

(1) 監査証明の意義 本条第1項が定める計算書類の監査証明は、1966年法

による最も顕著な改革の一つである。計算書類の証明は、監査役が会計監査の任務を遂行したことの当然の結果にはかならないが、その任務が監査証明という監査役自身の積極的な行為をもって具体化されたものであり、旧法のもので一般に行なわれていた「異常な箇所は全く認められなかった」という形式をもってする指摘だけでは足りず、それを確認する義務を負い、そこから監査役自身の責任が発生するのである (Bastian, n° 602, p. 1069; Guyon et Coquereau, n° 253, p. 190)。法案理由の説明においても、「この監査証明という任務は、監査役の責任を著しく増大するが、同時に、株主に対しても最大の保障を与えるものである」とのべられている (Hamiaut, p. 210)。

(2) 監査証明の対象 証明の対象となる計算書類は、決算期末に会社指揮者の作成した財産目録、当期純損益計算書、損益計算書および貸借対照表であるが (法228条1項)、さらに、これらの計算書類に添付すべき明細表、とくに子会社および資本参加会社の明細表 (tableau des filiales et participations)、および会社の行なった保証、手形保証または提供された担保による被担保債権額 (montant des engagements) にも拡張されている (法357条、令247条、245条)。このほか、監査役は、総会前に会社から最高額の給与を受ける職員5人または10人の給与支給総額の正確性を保証しなければならない (法168条)。

(3) 監査役の見解表明と留保 監査役は、計算書類が正規かつ誠実に作成されているものと判断したときに限り、無条件の監査証明を行なう。監査証明は、監査の終了した各計算書類の上に監査役が署名をするという方式による。計算書類が正規かつ誠実に作成されたものと認められない場合、監査役は意見表明 (observations) または留保 (réserves) を付することができる。意見表明は、それにより証明力を減ずるものではなく、証明の意味 (sens) を明確にしようとするものである。かくして、計算書類は、在庫品の評価方法または減価償却の算定方法が変更されたときでも、その正規性を当然失うものではないが (法341条2項、令244条参照)、監査役がこれらの変更につき株主の注意を喚起したときに限り、その誠実性が認められる。

1966年法は、監査証明における留保については特に規定を設けてはいないが、

## 株式会社の監督

これは監査証明の証明力に制限を付するものである。たとえば、計算書類のある分野において正規性が欠けていることを確認した監査役がその分野を指摘して、部分的に計算書類を証明する。このような部分的留保と異なり、たとえば、監査に必要な若干の書類が監査役に提供されなかったことを理由に一般的な留保を付することができるであろうか。しかし、監査役が真に確信を得られなかった場合には、むしろ次にのべる監査証明の拒絶をなすべきであって、一般的留保を付するのは妥当でない（Guyon et Coquereau, n° 254, p. 191）。

(4) 監査証明の拒絶 計算書類の全体を瑕疵のあるものとさせるような不正規または不誠実な欠陥が発見されたときは、監査役は、計算書類の証明を拒絶しなければならない。会社指揮者が監査役の十分な監査を妨害したため、監査役の確信が得られなかった場合も同様である。拒絶には理由を付さなければならない（令193条）。一般に、監査報告書は簡潔に作成することができるが、監査証明を拒絶する場合は、その理由を必要な限り詳細に説明すべきである（Guyon et Coquereau, n° 255, p. 191）。監査役が正当の理由なく監査証明を拒否したときは、民事上の責任を免れない。このような拒絶は、監査役が付託された任務を故意に履行しないことになるからである。監査証明は、ほんらい株主が総会において事情をよく知った上で（*en connaissance de cause*）決議することを目的とするものであるから、総会は、監査役が証明を拒絶した計算書類でも承認することはできる。しかし、このような場合、総会はその承認を他日に延期するのが妥当である。

4. 株主間の平等 本条第3項は、監査役の任務として、監査役は株主間において平等が尊重されていたことを確認し（*s'assurer*）なければならないと規定する。社員間の平等は会社法の基本原則であり、この規定は、多数決の濫用を防止するための多くの措置の中に位置づけられる。

しかし、実際において平等原則に違反する行為があったかどうかの判断は必ずしも容易ではない。たとえば、外見上、不平等な待遇がなされたように見えても、その後の営業年度における利益をもって、さらには他会社における利益の付与によってさえ、これを償うこともできる。平等原則の違反の有無は、会社の政策全体、場合により企業グループの政策からする全体的判断からのみ可能とされる（*Ordre*

des Experts comptables, L'exercice du commissariat aux comptes, n° 170, p. 110; Guyon et Coquereau, n° 328, p. 252)。したがって、平等原則が尊重されたかどうかの判断は、監査役に禁止されている業務執行の判断（法228条2項）に著しく接近している。

もともと監査役は、明らかにされたすべての違法行為を総会に報告すべき義務を負っているのであるから（法233条）、本条第3項のような特別の規定が果して必要であった否かの疑問も生じる。ただ、これが絶対に必要でないとしても、もしこの規定がなかったならば、会計上の任務と直接関係のない行為の違法性について監査役は留意すべきかどうか疑いの生じる余地があり、その限りにおいて本項の規定は効用を有すると考えられる（Guyon et Coquereau, n° 328, p. 252）。しかし、本条違反の行為を発見したとしても、株主の平等を回復するための直接の手段を有しない監査役としては、単に株主に対してその事実を指摘できるにすぎない。さらに、その不平等が多数派株主に利益をもたらしている場合には、不平等の是正をそのグループに期待することは困難である。この違反行為が罪となるべき性質を有するときに限り——実際においてそのような場合は稀れである——、監査役は検察庁（Parquet）に告発できるにすぎない。それゆえ、平等原則が尊重されたかどうかの監督は、多くの場合、敬虔な願い（voeu pieux）にとどまるのではないかとされている（Guyon et Coquereau, *ibid.*）。

#### 法第 229 条〔会計監査役の職務権限〕

①会計監査役は、年度内のいかなる時期においても、共同してまたは各別に、適当と判断するすべての検査および監査を実施し、かつその任務の遂行に有益と考えるすべての書面、とくに契約書、帳簿、計算書類および議事録をその場で閲覧することができる。

②会計監査役は、監査を行なうため、自己の責任のもとに、その選任にかかる専門家または協力者の補佐を受け、または代行させることがで

きる。会計監査役は、これらの者の氏名を会社に知らせなければならぬ。これらの者は監査役と同一の調査権を有する。

③本条に定める調査は、当該会社についてと同様、第354条に定める親会社または子会社についてもこれを行なうことができる。

④会計監査役はまた、その任務の遂行に有益なすべての情報を会社の計算において活動した第三者から収集することができる。ただし、この情報収集権は、裁判所の決定によって許可を受けない限り、第三者の所持する書面、契約書その他の文書の閲覧には及ばない。裁判所補助者がその職業上の秘密を主張する場合を除き、第三者は、職業上の秘密をもって会計監査役に対抗することができない。

Loi. Art. 229.—A toute époque de l'année, les commissaires aux comptes, ensemble ou séparément, opèrent toutes vérifications et tous contrôles qu'ils jugent opportuns et peuvent se faire communiquer sur place toutes les pièces qu'ils estiment utiles à l'exercice de leur mission et notamment tous contrats, livres, documents comptables et registres de procès-verbaux.

Pour l'accomplissement de leurs contrôles, les commissaires aux comptes peuvent, sous leur responsabilité, se faire assister ou représenter par tels experts ou collaborateurs de leur choix, qu'ils font connaître nommément à la société. Ceux-ci ont les mêmes droits d'investigation que les commissaires.

Les investigations prévues au présent article peuvent être faites tant auprès de la société que des sociétés mères ou filiales au sens de l'article 354.

Les commissaires aux comptes peuvent également recueillir toutes informations utiles à l'exercice de leur mission auprès des tiers qui ont accompli des opérations pour le compte de la société. Toutefois, ce droit d'information ne peut s'étendre à la communi-

cation des pièces, contrats et documents quelconques détenus par des tiers, à moins qu'ils n'y soient autorisés par une décision de justice. Le secret professionnel ne peut être opposé aux commissaires aux comptes, sauf par les auxiliaires de la justice.

令第 189 条〔数人の監査役による監査方法〕

①数人の会計監査役が就任しているときは、これらの監査役は、その調査、検査および監査を各別に行なうことができる。ただし、報告書は共同して作成しなければならない。

②会計監査役の間で意見が一致しない場合は、表明された意見の相違を報告書に記載しなければならない。

Déc. Art. 189.—Si plusieurs commissaires aux comptes sont en fonctions, ils peuvent procéder séparément à leurs investigations, vérifications et contrôles, mais ils établissent un rapport commun.

En cas de désaccord entre les commissaires, le rapport indique les différentes opinions exprimées.

令第 190 条〔第三者の所持する文書の閲覧〕

会社法第 229 条第 4 項に定めるところにより、第三者が所持する文書を会計監査役が閲覧するには、即決審理にもとづく商事裁判所長の許可を受けなければならない。

Déc. Art. 190.—La communication aux commissaires aux comptes des documents détenus par les tiers, prévue à l'article 229, alinéa 4, de la loi sur les sociétés commerciales, est autorisée par le président du tribunal de commerce statuant en référé.

〔解 説〕

1. 序説 本条は、法第 228 条が定める監査役の任務を達成するため、監

## 株式会社の監督

査役に対して広範な調査権 (*pouvoir d'investigation*) を与えている。監査役は、監査期間を総会前の3カ月に限られることなく、年度内のいかなる時期においても、適当と判断する検査および監査を行なうことができ、これについては会社指揮者の許可なしし事前の通知を要しないことはいうまでもない。

被監査会社は、監査役にとって《ガラス張りの家》(*maison de verre*) でなければならぬが、現代における企業経営は、同一の結合企業に属する法人と共に、また当該会社の計算において一連の継続的取引を委託された取引先 (*correspondants*) との間で行なわれている。この複雑に入り組んだ関係 (*imbrication*) は、詐欺的な操作を容易にする。したがって、監査役の調査権は第三者に対しても及ぶものでなければならぬ。しかし、第三者はそのような調査を希望するわけでもないし、またそこからいかなる利益をも得られるものでないために、調査には困難が伴う。そこで本条は、被監査会社と同一グループに属する会社および第三者の所持する情報については、より制限された条件のもとにおいて監査役の調査権を認めるものとして、相手方の利害との調整をはかっている。

**2. 被監査会社における調査** 会計監査役は、会社の会計および財務状況に関する常時監査の任務を負っているが、この役割は決して軽いものではない。監査役は、会社指揮者による決定の当否 (*l'opportunité*) を監査すべきではなく、業務執行に対する干渉は禁止されている (法228条2項)。しかし、多くの場合、取締役によって行なわれた行為は貸借対照表にはね返る (*répercussions*) 結果となる。一方において、監査役が会社指揮者による貸借対照表の作成に好意的に助力すれば、監査人 (*contrôleur, censeur*) としての役割を果たしたことになるが、他方、あまり烈しく会社指揮者に対立すれば、業務執行を束縛する結果となる (Ripert et Roblot, 1977. n° 1351, pp. 822, 823)。

(1) 調査の対象となる書類 監査役は、その任務の遂行に有益と認めるすべての書類、とくに契約書、帳簿、計算書類および議事録簿を閲覧することができる。本条第1項に列挙された書面は、《とくに》(*notamment*) という語からも明らかかなように、例示的であり、制限的列挙ではない。また、これらの書面が会社の本店にあるか、支店その他の営業所にあるかを問わない。

調査の対象となる書面は、当該営業年度の計算に関するものに制限されるか、それとも過去の営業年度に関するものまでに遡ることができるか問題となる。一般原則として、監査役は、特別の委任がある場合を除いて、株主がすでに承認した計算書類を再度とり上げることはできない。しかし、当該営業年度の審査に必要なときは、すでに経過した数営業年度の書類を閲覧する権限を有する。とくに取引が数年度にまたがって行なわれ、完了後でなければ、その適否を判断できないような場合は遡及して調査しなければならない。

(2) 調査の時期 監査役の調査権は、定時総会開催前の期間に限られることなく、年度内のいかなる時期においても、これを行使することができる（法 229 条 1 項）。確定的な審査は、もちろん取締役会によって計算書類が作成されていることを前提とする（法 340 条）。しかし、監査役は、総会開催前のおそくとも 45 日前に計算書類を受領し（令 243 条）、総会の会日のおそくとも 15 日前には監査報告書を提出して株主の閲覧に供しなければならないから（令 139 条）、計算書類の監査期間はわづか 1 カ月しかない。したがって、適切な監査を行なうためには、1 営業年度の中で段階的に配分された事前の監査によってこれを準備しておかなければならない。また、もしその発見が遅れたならば会社に著しい損害が発生するような不正行為を速かに発見できるのも常時監査によってはじめて可能とされるのである。

(3) 調査の場所 監査役の調査権は、会社業務の運営が阻害されるような条件で行なわれてはならない。そこで本条第 1 項は、監査役による各種書類の閲覧は、《その場で》(sur place) 行なわれるべきことを定めている。書類の中には本店に備え置くことが強制されているものもあり、実際においても業務の運営に不可欠のものも少なくないから、監査役がこれを持ち出すと、業務執行が麻痺するおそれがある。しかし、閲覧権には謄写する権利を含むとする株主についての規定（令 139 条）は、監査役の調査権の行使においても認められるべきであろう（Guyon et Coquereau, n° 103, p. 86; Hémar, Terré et Mabilat, n° 1025, p. 817）。

(4) 調査の妨害 監査役は、会社指揮者から監査の妨害を受けることもある。しかし、妨害に遭ったからといって、監査役は直ちに辞任することはできないし、また部分的な監査で済ますこともできない。要するに、監査の妨害は監査役の

## 株式会社の監督

任務の遂行を当然に免除するものではない。むしろ、そのような妨害行為があったということは、会社指揮者の側で違法行為の露見をおそれているのではないかという疑惑を生ぜしめ、監査役にいっそうの警戒心をおこさせるものである。このような場合、監査役としては、まず第1に取締役会または監事会に対して、当面している妨害の排除を請求しなければならない。この折衝を試みても効果がない場合、被監査会社が証券取引委員会の監督下におかれている上場会社であれば、同委員会に対してその旨を通知しなければならない。最終的な手段として、株主総会を招集するか（法158条）、商事裁判所に即決裁判の申立をして、拒絶された書類の閲覧の命令を求めることが考えられる。しかし、いずれの手段をとるにしても、監査役には慎重さが要求される。というのは、監査役と会社指揮者間の対立が株主および一般大衆に明らかにされることによって、会社の信用を害し、会社の運営を混乱に陥れる危険があるからである。なお、会計監査を故意に妨害する行為については刑事制裁が定められている（法458条）。

**3. 親会社および子会社に対する調査権** 1966年法は、結合企業の存在については控え目の規定しか設けていないが、本条第3項の規定により、監査役は、被監査会社の親会社および子会社の会計および財務の状況を調査する権限を有するものとされている。

しかし、監査役の調査権はこの規定により二つの面で制限されている。まず第一に、その調査権は、被監査会社と法第354条に定める親子会社の関係にある他会社についてのみ認められ、50パーセント以下の資本参加（participation）の関係にある会社には及ばない。第二に、監査役の調査権は、「会社」相互間に限られるから、監査役は、被監査会社がそのメンバーとなっている経済的利益団体（groupe-ment d'intérêt économique）に介入することはできないし、まして被監査会社の株主または会社指揮者が経営する個人企業に介入することはできない。

これらの親子関係にある会社に対する監査役の権限は、被監査会社において行使される権限と同一である。しかし、実際の適用上、懸念される二つの問題がある。一つは、すでに自社の監査役の監査を経たのちに、再度、グループ会社の監査役の監査に服すべき理由をよく理解しない会社指揮者の抵抗が予想されることであ

る。この場合、グループ会社の指揮者は、親子関係にあるすべての会社の計算書類の監査をただ一人の監査役に委託することも可能である。この方法により、総合的な監査と報酬率表 (barème) にもとづく監査報酬の支払額を減額しうる実益がある (1969年 8月12日令122条)。しかし、複数の監査役が各会社について個別の監査をする方が、ただ一人の監査役が数社の計算書類全体を監査する場合に比較して、不正を発見しうる機会のはるかに多い。

第 2 の問題は、各社の営業所が遠隔の地にあるときに予想される。子会社の監査役に対して詳細な点にわたる監査を実施するために、頻繁に親会社の本店に出張を求めるのは難しい。この事実上の困難は、グループ会社の営業所が数カ国にまたがっている場合には法律上の困難に変わる。一般に会社は、その本店所在地国の法律に従う (法 3 条)。フランスに本店を置く会社の監査役は、その調査権をフランス法から与えられており、外国には適用がない。したがって、フランスの或る会社の親会社または子会社が外国にある場合、その外国指揮者はフランスの会社の監査役に対して、当該国の法律に別段の規定がない限り、帳簿の閲覧を拒否することができるのである。

親会社および子会社に対する監査役の調査権は、おそらく企業結合法の制定に際して整備されることになる。この場合、フランスおよび外国におけるすべてのグループ会社の活動を要約する連結貸借対照表 (bilan consolidé) の作成を必要とする。

**4. 第三者についての調査権** 監査役は、その任務の遂行に必要な情報を《会社の計算において活動した第三者》から収集することができる (本条 4 項)。この情報収集の権利は、株主に対して、より良い情報を与える必要のために、業務上の秘密 (secret des affaires) が譲歩したことを示すものである。しかし、監査役によるこの権利の行使は、第三者の利害にも密接な関係を有するため、次のような明確な条件のもとに認められる。

まず、ここにいる第三者とは、《会社の計算において》(pour le compte de la société) 活動した者であることを要する。この表現は、会社の補助者 (auxiliaires) または受任者を指し、何らかの契約を会社と締結した第三者を指すもので

## 株式会社の監督

はない (Guyon et Coquereau, n° 106, pp. 89, 90; Hémard, Terré et Mabilat, n° 1028, p. 819; Mercadal et Janin, n° 2292)。これに該当して監査役が質問をなしうるのは、銀行、証券仲買人 (会社の有する証券の保管者である)、売買の取次業者 (commissionnaire) および公証人などである。これに反し、会社の計算において行動している者とはいえない会社の得意先 (clients, fournisseurs) に情報を請求することはできないし、また税務署の係官 (agent de l'administration fiscale) に会社の関係書類の閲覧を請求することはできない。会社がファクタリング契約 (contrat de factoring) を締結している場合、その相手方である《factor》に対して調査権を行使できるかは難しい問題である。この契約は、委任に関する規定の適用を受けるものではなく、le factor は自己の計算において行動していることからすれば、監査役の調査権はこの者に及ばないように思われる。しかし、この解決は疑問である。なぜなら、le factor は、監査役の任務の遂行に有益な情報をもっているからである。監査役は、本条の規定により、第三者に対して直接請求できない情報であっても、これを会社に請求できるのは明らかであり、会社の回答を第三者に通知することはできる。しかし、会社または第三者が拒否した場合は、監査役は、意見留保により、その旨を総会に報告するほかはないであろう (Guyon et Coquereau, n° 106, p. 90; Ordre des Experts Comptables, n° 263, p. 169)。

第2に、監査役が第三者に請求できるのは、監査役の任務の遂行に有益な (utiles) 情報であることを要する。必要な (nécessaires) 情報に限られていないため、そこにある程度の裁量の余地が残されている。したがって、第三者が情報の提供を拒否する場合、裁判所は、要求された情報が監査役の任務と関連があるかどうかを判断する。監査役は、第三者に対して質問することのみできるのであって、直接に書面を閲覧することはできない。結局、監査役としては第三者の好意 (bonne foi) に頼らざるを得ない。このようにして、第三者の協力による情報の収集が得られないときは、監査役は、商事裁判所長に対して、即決裁判をもって、第三者の所持する書面および契約書などの閲覧を許可する旨の命令を求めることができる (本条4項、令190条)。この場合の閲覧は、特別の事情のある場合を除いて、被監査会社に関する書類にのみ限られるのはもちろんである。

最後に、監査役の質問を受けた第三者は、職業上の秘密(*secret professionnel*)をもって回答を拒否することはできない。第三者は、一般に職業上の秘密を守る義務を負っている銀行または取次業者であるから、この規定がないと、第三者についての監査役の調査権はほとんどその実効性を失ってしまうからである。ただし、本条第 4 項は裁判所補助者 (*auxiliaires de la justice*) の場合を留保している。裁判所補助者とは、弁護士、代訴士、執行官、裁判所書記官などのように、訴訟の遂行または司法行政の促進を任務とする法曹 (*hommes de loi*) であるが、この点に関し、公証人は裁判所補助者ではないと解されている (*Rép. min. 26 nov. 1969: Rev. trim. dr. com. 1969, 1063, note Houin*)。したがって、公証人は、資本の増加を登記した会社につき、職業上の秘密をもって監査役に対抗することはできない。

裁判所の命令にもかかわらず、監査役の調査を拒否した第三者に対して、法律は特別の制裁を定めてはいないが、間接強制 (*astreinte*) は可能である。

**5. 数人の監査役による監査** 数人の監査役が就任している場合 (法223条 3 項, 令186条参照), これらの監査役は, その調査, 検査および監査を各別に行なうことができるが, 監査報告書は共同して作成しなければならない (令189条 1 項)。数人の監査役が就任している場合も, 各監査役は, それぞれ独立した権限を有し, 協議により全員である種の監査を行なう場合においても, それは各監査役が個別的に有する権限を共同して行使するにすぎない。取締役会と異なり, 監査役の協議体 (*collège*) は固有の権限を有しない。合意により各種の監査行為を分担して行なうことを定めた場合にも, 必要とあれば, 各監査役は他の者が行なうものと定められた分野の監査を行なうことができる。監査役の権限は法定の, 強行的性質を有するものであるから, 定款または選任行為をもって, 複数監査役間における業務の分担をあらかじめ有効に定めることはできない。

数名の監査役の間で意見が一致しない場合は, 表明された意見の相違を監査報告書に記載しなければならない (令189条 2 項)。たとえ, 3 人以上の監査役がおかれている場合でも, 多数決をもって意見の統一をはかるべき性質のものではないから, 意見の相違をそのまま報告書に記載させ, これを株主に報告し, 株主には, こ

## 株式会社の監督

のような状況を考慮に入れたうえで議決権を行使させるべきものとしている。

**6. 協力者または専門家による補佐** 本条第2項により、会計監査役は、監査を行なうため、自己の責任のもとに、その選任する専門家または協力者の補佐をうけ、または代行させることができる。この制度は、いうまでもなく、監査業務がぼう大な量にのぼることと、迅速にこれを処理すべき必要のあることにもとづいている。すでに1867年法のもとにおいても、一般に監査役がその協力者による補佐をうけることは認められていたが、監査の実施について他の者に代行させる (se substituer) ことができるかどうかについては議論があった (これを肯定する立場として、Copper-Royer, t. IV. n° 643, p. 282; Lisbonne, Les commissaires de surveillance dans les sociétés anonymes, n° 138, p. 197, 否定する立場として、Lyon-Caen et Renault, n° 1005)。監査役は、その補助者 (auxiliaires) を活用することにより、自己に課せられた仕事の一部が軽減され、その余力を総合的な監査に充て、またはより詳細な点について監査を徹底させることができる。

本条にいう協力者 (collaborateurs) とは、監査役がその専門的な事務局 (cabinet professionnel) を設置するために雇傭する監査役の被傭者である。これに対し、専門家 (experts) とは、監査役自身では解決できないと思われる問題が生じたとき、またはスペシャリストの意見を必要とするある種の財産の評価または減価償却の算定につき監査役の依頼に応じて判断をする者である。専門家の資格については法定されていないので、監査人名簿に登録されていない者でも、これを専門家として選任することができる。

監査役の協力者および専門家は、監査役を補佐すると共に代行することができることにより、旧法上議論のあった問題も解決された。実際においても、特別の専門的能力を必要としないある種の調査、例えば在庫品の点検や数字の正確性を調べる業務を正規の監査役自身になすべきよう強制しない方が妥当である。これに対し、特殊な知識を前提とする業務は専門家に委託される。監査役がこれらの補助者を選任するについては会社の許可を受ける必要はないが、その氏名および資格を会社に通知しなければならない (本条2項2文)。自己に代わり監査業務を代行させる場合もあるから、会社に対する通知は当然であろう。

会社に対し通知がなされた監査役の協力者および専門家は、監査役自身が被監査会社、親会社または子会社および第三者について行使する調査権とまったく同一の権限を有する（本条 2 項 3 文）。他方、これらの補助者は、監査役と同様に職業上の守秘義務を負うことになる（法 233 条 3 項）。

監査役は、自己の責任のもとに、これら補助者の補佐を受け、または代行させることができる。協力者または専門家の過失ある行為は、その選任または監督につき過失のあった監査役が責任を負わなければならない。

#### 法第 230 条〔業務執行機関に対する報告事項〕

会計監査役は、取締役会または董事会および監事会に対してつぎに掲げる事項を知らせなければならない。

- 1° 会計監査役が行なった監査、検査および各種の試査
- 2° 貸借対照表その他の計算書類の項目で、会計監査役が変更を加えるべきものと認める項目。それには、これら書類の作成につき用いられた評価方法に関して有益なすべての意見を付さなければならない。
- 3° 会計監査役が発見した不正規かつ不正確な事項
- 4° 前営業年度の成果と比較して、当該営業年度の成果に関する上記の意見および修正により導かれる結論

Loi Art. 230.—Les commissaires aux comptes portent à la connaissance du conseil d'administration ou du directoire et du conseil de surveillance, selon le cas :

- 1° Les contrôles et vérifications auxquels ils ont procédé et les différents sondages auxquels ils se sont livrés ;
- 2° Les postes du bilan et des autres documents comptables auxquels des modifications leur paraissent devoir être appor-

- tées, en faisant toutes observations utiles sur les méthodes d'évaluation utilisées pour l'établissement de ces documents ;
- 3° Les irrégularités et les inexactitudes qu'ils auraient découvertes ;
- 4° Les conclusions auxquelles conduisent les observations et rectifications ci-dessus sur les résultats de l'exercice comparés à ceux du précédent exercice.

〔解説〕

1. 総説 監査の結果を会社指揮者に報告すべきことを定めた本条については、法案審議の段階において、国民議会上院との間において、その採択をめぐる意見が分かっていた。当初プレバン委員会 (la Commission Pleven) の提案にもとづき国民議会上程された本条の草案に対しては、監査役は、その委任を受けた株主総会に対して報告をなすべきものであって、会計上の監督を受ける取締役会に対してなすべきではないとする理由から、上院の強い反対に遭遇した。結局、両院協議会における意見の調整がはかられ、監査役は、その任務の遂行の結果を、報告書 (rapport) の形式ではなく、単に《通知する》(porter à la connaissance) という表現をもって、業務執行機関になすべきものとされた (Hémard, Terré et Mabilat, n° 1002, p. 797)。この通知を通常《compte rendu》という語をもって表現しているのも、総会に対する本来の意味での報告 (rapport) から区別するためのものである。

本条に定める報告は、決算書類を作成する取締役会に監査役を招集すべきことを定めた原則 (法231条, 令192条) と同一の根拠にもとづいている。いずれの場合においても、1966年法は、監督機関と管理・指揮の機関の相互の間における協力の促進をはかろうとしている。すでに、1966年法の制定前から、監査役は、その発見した不正確な事項を取締役会に通知する機会が多かった。取締役会は、その不正確な事項が総会において明らかにされるのを回避するため、急いでこれを修正していた。しかし、このような慣行が果して適法であるかについては疑問がもたれ、本条

もこの慣行を制度化したものではないとされている (Guyon et Coquereau, n° 256, p. 192)。すなわち、本条は、会計上の不正確な事実を覆い隠すものではなく、二度とその誤ちを繰り返さないため、監査役と会社指揮者とその誤ちから教訓をひきだすように促している、と説かれている。

なお、本条に定める報告は、決算書類を承認する総会に提出される監査報告書とは、時期的にも内容からしても、決して重複するものではない。この報告は、営業年度の全期間にわたり数回に分けて行なわれる (s'échelonner) とともに、会社指揮者に関する詳細な技術的事項を含むものであり、株主総会に対する報告とはその性質を異にする。

**2. 会社指揮者に対する報告の内容** 本条は、その報告の中で明らかにすべき情報および提案の内容を次のように詳細に定めている。

(1) 監査役が行なった監査、検査および各種の試査 これに関する事項は明確でなければならないが、行なわれたすべての監査・検査を詳細に掲げる必要はないと解されている。もともと監査役は、監査一件書類 (dossier) および監査帳簿 (registre des diligences professionnelles) の作成を義務づけられているから (1969年8月12日令66条)、会社指揮者とその補足説明を要望すれば、容易にこれを提供できるからである。しかし、反面では詳細な報告書の提出によって、監査義務を尽したという証拠を保全できる効果がある。

本条は、監査および検査とともに、《各種の試査》(différents sondages) を掲げているが、これは、フランスの立法者が、監査役に要求される通常の注意義務は、すべての計算書類の詳細な検討までも前提とはしない、と解していることを示すものである。

(2) 貸借対照表その他の計算書類の項目で、会計監査役が変更を加えるべきものと認める項目 これには、これら書類の作成につき用いられた評価方法に関して有益なすべての意見を付さなければならない。

(3) 会計監査役が発見した不正規かつ不正確な事項 計算書類の監査により不正規かつ不正確な事項が発見された場合、監査役は職権をもってこれを訂正することはもちろんできないし、会社の従業員に対してその訂正を命じることもできず、

## 株式会社の監督

会社指揮者にこれを訂正させるために通知がなされる。法第 233 条は、監査役に対してすべての不正規な事項を例外なく総会に報告すべきを強制しているから、不正規な事項が直ちに訂正されたとしても、これを総会に指摘しなければならない。しかし、実際においては、会社指揮者による訂正がなされたのちは、もはやこれを総会に報告しないのが一般の慣行とされている。不正規な事項が軽微なもの、すなわち会社に影響を及ぼさない程度のものであれば、この慣行に従っても格別の不都合はないであろう。総会にこれを通知して、一部株主の無思慮な行動や一般株主の不安を惹き起すよりは、これを会社指揮者に通知して、定時総会の開催前にこのような状態の修正をはかるのが好ましい。

(4) 前営業年度の成果と比較して、当該営業年度の成果に関する上記の意見および修正により導かれる結論

**3. 報告の方式と時期** 会社指揮者に対する報告は、文書または口頭のいずれでも可能であると解されている (Guyon et Coquereau, n° 258, p. 194; Hémard, Terré et Mabilat, n° 1003, p. 797)。最良の方法は、文書および口頭の方式を併用することである。すなわち監査役は、その意見を表明したという証拠を保全するため報告書を作成して提出し、ついで、その結論を詳説し、かつ会社指揮者から提起されるであろう質問に回答するため取締役会に出席するか、その他の機会に会社指揮者と接触するのが望ましい。

つぎに、本条は監査役が報告をなすべき時期についても触れていない。法第 230 条と法第 231 条の順序によれば、最初に報告が行なわれ、ついで決算書類作成のための取締役会への出席が考えられるのであるが、このような解決は明らかに不十分である。そもそも監査役は、まだ作成されていない計算書類について、いかにして確定的な意見をもちうるであろうか。論理的に、監査役の報告は計算書類が作成されたのち株主総会の開催されるまでの間においてなされるものである。しかし、監査の継続性からいって、営業年度内に配分された複数の報告も可能である。重大な違法または不正規な事項が発見されたときは、直ちにこれを会社指揮者に報告しなければならない。

**法第 231 条**〔業務執行機関および株主総会への出席〕

会計監査役は、経過した営業年度の決算を行なう取締役会または董事会の会議ならびにすべての株主総会にこれを招集しなければならない。

Loi Art. 231.—Les commissaires aux comptes sont convoqués à la réunion du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, qui arrête les comptes de l'exercice écoulé, ainsi qu'à toutes les assemblées d'actionnaires.

**令第 192 条**〔総会または業務執行機関への招集時期〕

①会計監査役は、遅くとも株主に対する招集がなされるときまでに、すべての株主総会にこれを招集しなければならない。

②会計監査役は、必要ある場合、取締役または監事会の構成員と同時に、取締役会または監事会にこれを招集しなければならない。

③会計監査役は、必要ある場合、董事会の会議の少なくとも 3 日前に、その会議にこれを招集しなければならない。

④会計監査役の招集は、配達証明付書留郵便によって行なわなければならない。

Déc. Art. 192.—Les commissaires aux comptes sont convoqués à toute assemblée d'actionnaires au plus tard lors de la convocation des actionnaires eux-mêmes.

Ils sont convoqués, s'il y a lieu, à une réunion du conseil d'administration ou du conseil de surveillance, selon le cas, en même temps que les administrateurs ou les membres du conseil de surveillance eux-mêmes.

Ils sont convoqués, s'il y a lieu, à une réunion du directoire, trois jours au moins avant ladite réunion.

La convocation des commissaires aux comptes est faite par lettre recommandée avec demande d'avis de réception.

〔解 説〕

1. 序説 法第 229 条の定める調査権は、監査役がその任務を積極的に遂行するための手段を供するものであるが、本条は、監査役がその監査に必要な情報を収集するための、いわば消極的な権利を定めたものである。監査役が株主総会のほか、取締役会など業務執行を決定するための各種会議に招集され、出席することは会社の監督機関と指揮機関との協力 (collaboration) として理解され、改正法の主要な特徴の一つとして評価されている。すなわち監査役は、単に検査役 (censeur) としての役割を担うだけでなく、会社指揮者を指導すべき責務を負うのであって、株式会社の監督はこのような協力という新たな精神をもって行なわれるべきことを示している (Guyon et Coquereau, n° 100, p. 83)。

2. 取締役会等への監査役の招集 会計監査役は、経過した営業年度の決算を行なう取締役会または董事会の会議にこれを招集しなければならない、と本条は規定しているが、法律は、監査役がその他の会議に出席することを禁止する趣旨ではない。監査役の出席が望ましいと会社指揮者が判断するならば、いかなる会議にもこれを招集することができる。この原則は、取締役会および董事会についてだけでなく、また監事会についても妥当する (Hémard, Terré et Mabilat, n° 1037, p. 825; Guyon et Coquereau, n° 100, p. 82)。監査役に対する招集通知は、取締役または監事会の構成員に対する通知と同時にしなければならない (令 192 条 2 項)。他方、董事会の構成員は、その職務上、常勤であり、会社指揮の必要から招集手続を経ることなく、毎日会合を開くのが常態であるから、監査役を董事会に招集する必要があるときは、その招集通知期間は会議の 3 日前と定められている (令 192 条 3 項)。以上、すべての場合に、法定の招集通知期間を遵守したことの立証を容易にするため、その招集通知は配達証明付書留郵便をもってしなければならない (令 192 条 4 項)。

監査役を株主総会へ招集する通知を怠った場合と異なり、経過した営業年度の決算を行なう取締役会 (または董事会) へ招集する通知がなされなかった場合には特別の刑事制裁の定めはない。また、取締役会の決議の効力にも影響を及ぼさない。他方、監査役としても、取締役会等への招集通知を受けても、これに応じて必ず出

席しなければならない義務はないが、理由なくして重要な会議に出席しないときは過失による責任を負う。

**3. 総会への招集** 会計監査役は、これをすべての株主総会へ招集しなければならない。したがって、総会の種類、つまり通常総会、特別総会または種類株主総会であるか否かを問わず、また議事日程に掲げられた議題が監査役の報告を必要としない場合においても招集手続を欠くことはできない。招集通知は、遅くとも株主に対する招集がなされるときまでに、これを発しなければならない（令 192 条 1 項）。会社指揮者としては、監査役が招集通知を受けて総会に出席できるように、年間の監査計画を定めるために総会の開催予定日をあらかじめ監査役に知らせておくことが望ましい。招集通知は、取締役会の場合と同様、法定の期間を遵守したことを証明するために、配達証明付書留郵便をもって行なう（令 192 条 4 項）。

監査役をすべての株主総会に招集しなかった株式会社の社長または取締役は、6 カ月以上 2 年以下の禁錮および 2,000 フラン以上 60,000 フラン以下の罰金またはそのいずれか一方の刑に処せられる（法 455 条）。同じ刑事制裁は、董事会または監事会の構成員に対しても科される（法 464 条による 455 条の準用）。このほか、法第 360 条第 2 項の規定にもとづき、株主総会の決議の効力が監査役を招集しなかったことにより影響を受けることがある。

以上のように、監査役を総会に招集することは法律上強制されているが、監査役が総会へ出席することは要求されていない。しかし、少なくとも監査役の作成した報告書が提出される総会への監査役の出席を強制しなかった点は遺憾であったとされている（Hémard, Terré et Mabilat, n° 1036, p. 824）。

### 法第 232 条 [報 酬]

会計監査役の報酬は、これを会社の負担とする。その報酬は命令の定める方式に従ってこれを決定する。

Loi Art. 232.—Les honoraires des commissaires aux comptes sont à la charge de la société. Ils sont fixés selon des modalités déterminées par décret.

〔解 説〕

1. 序説 旧法のもとでは、監査役の報酬を定めた一般的規定はなく、そこで特約がないときは、委任は無償とする民法典第1986条の規定に従い、監査役の報酬は会社の自由な判断に委ねられると解されていた。実際においても、監査役の報酬は、総会が監査役を選任する際に、一般に定額をもって (forfaitement) 決定されていた。ただ、例外的に、資金公募会社における公認監査役の選任請求を受けた商事裁判所長は、不服申立を許さない命令をもってその報酬額を定めうるものとされていた(1937年8月31日のデクレ・ロワにより改正された1867年法33条6項)。

問題はその報酬額で、実際にはまったく名目にすぎないほどの僅かな額であり(1932年7月7日の商業委員会の報告書によると、監査役に支給される報酬年額は500旧フランから2,000旧フランにすぎなかった。Emmanuel du Pontavice, *op. cit.*, p. 381)、監査役がその任務を正確に遂行すべき業務の価値がほとんど評価されていないものとして非難されていた。一方、このような事態の当然の結果として、監査役自身も本来厳正に遂行されるべき職務をいい加減にしか考えない傾向が著しかった。株式会社の監督が名目的なものでなく、真に有効な監査を期待するのなら、報酬額もそれに相応するものでなければならないと指摘されていた(Hamiaux, p. 216)。このような背景のもとに、新法は、《会計監査役報酬は、これを会社の負担とする。その報酬は、命令の定める方式に従ってこれを決定する》と定めた。

本条の審議に際して政府委員からなされた説明によれば、監査役がその支給される報酬額につき会社指揮者と協議を要するものとなれば、すでにその職務を遂行する前において会社指揮者に従属し、独立性を損うことになる。監査役の報酬額の算定については、公証人または裁判所補助者 (officier publics ou ministériels) の報酬料率表と基本的に類似した料率表の適用が可能である、とする。これについては当初、国民議会において反対があったが、結局、上院の強力な支持を得て政府

の見解が採択された。

本条の定めるところにより、会計監査人の職業組織および監査専門職に関する施行令を定める1969年8月12日の命令は、その第5章を《報酬および料率》(Honoraires et Tarifs)と題して第119条ないし第126条の規定を設けている。法第232条および上記命令の諸規定が《honoraires》という語を用いたのは、監査役は、会社の従業員に支給される salaire を受領するものでないこと、つまり監査役は、被監査会社に対しても会社指揮者に対しても従属するものでなく、完全に独立した地位においてその職務を行なうことを示すものである。

**2. 料率表の作成と適用** (1) 作成の基準 料率表の作成に当たってまず考慮されることは、上記のように監査役の仕事の正当な報酬を確保すべき要請と、他方、これにより会社の管理費を過重ならしめてはならないとする配慮との間で満足できる均衡を見出すことである。そこで、最初になすべき選択は、料率を適用するために採用される基準であった。すでに旧法上、公認監査人について、その協会の連合会が作成した料率表によれば、被監査会社の資本および準備金の額が報酬額算定の基準とされていた (Vuillermet, p. 498)。しかし、この基準は単純にすぎ、会社の事業と監査役の仕事の量を正確に反映しないという欠陥を有する (Guyon et Coquereau, n° 110, p. 95)。これに対し、貸借対照表の総額は、もちろんこれのみで完全な満足を得られるものではないが、資本の額に較べれば、より良い基準を提供するものであり、この見地から1969年8月12日の命令は、《会計監査人の1営業年度についての報酬の額は、貸借対照表の合計額 (montant du bilan) に、当期純損益計算書の額を加算し、かつ、期末商品在庫高を控除した金額に比例するものとする》という原則を定めた (令120条1項)。

(2) 料率表 このようにして、命令第120条第2項は次のような料率表を法定した。

Mercadal et Janin は、この料率表の適用を次の事例によって説明している (n° 2300, p. 565)。

株式会社の監督

MONTANT DU BILAN plus montant du compte d'exploitation générale moins valeur des stocks à la clôture de l'exercice	TAUX pour 1000 F	TOTAL pour chaque tranche
Jusqu'à 300 000 F .....	Forfait invariable	Francs 1 800
De 300 000 F à 1 million de F .....	0, 30	210
De million à 3 millions de F.....	0, 20	400
De 3 millions à 10 millions de F.....	0, 10	700
De 10 millions à 30 millions de F .....	0, 06	1 200
De 30 millions à 100 millions de F.....	0, 03	2 100
De 100 millions à 300 millions de F.....	0, 025	5 000
De 300 millions à 1, 5 milliard de F.....	0, 010	12 000
De 1, 5 milliard à 3 milliards de F .....	0, 007	10 500
De 3 milliards à 4, 5 milliards de F.....	0, 003	4 500
Au-delà de 4, 5 milliards de F .....	0, 002	

a) 貸借対照表の資産額.....	20, 000, 000
b) 当期純損益計算書の総額.....	32, 000, 000
	+
a + b .....	52, 000, 000
c) 期末在庫高 .....	6, 000, 000
(a + b) - c .....	46, 000, 000

この会社が1人の監査役のみ有する場合、会社の支払う報酬額は、

$$1800 + 210 + 400 + 700 + 1200 + (16, 000, 000 \times 0.03 \text{パーセント}) = 4790 \text{(フラン)}$$

この料率表の適用により、立法者の希望に応えうる正当な監査報酬が得られるかどうかを抽象的に判断するのは困難であるが、1,800フランの基礎額は不十分であり、第2の区分に関する210フランの報酬額は低額であると批判されている(Hémard, Terré et Mabilat, n° 972, p. 769)。会計監査人全国評議会も、この報酬額算定の基礎を物価の値上りを考慮して調整する必要があると判断し、現状に応じた料率表(barème actualisé)にもとづいてその報酬額を決定するよう会計監査人に勧告している。1978年4月13日現在では、上記の法定料率表に160パーセントの加算をなすべき旨の勧告がなされている(Mercadal et Janin, n° 2300, p. 565)。

他方、証券取引委員会によれば、監査報酬問題の論理的解決は、監査役が遂行した活動の証明にもとづき、その監査に要した時間を基準とすべきもの (facturer ses vacations) であると一貫して主張している (Hémard, Terré et Mabilat, p. 770 による。Guyon et Coquereau, n° 110, p. 95 も同旨)。

(3) 複数監査役が選任されている場合 上記料率表により算定される報酬額は、当該会社に就任している 1 人の監査役に支給されるものである。補欠監査役が選任されていても、正規の監査役に現に代行した場合でなければ報酬を請求することはできない。これに対し、同一の会社内に 2 人以上の監査役が就任している場合、監査役の報酬総額は、料率表の適用により算定される金額に 20 パーセントを加算した金額と定められている (1969 年 8 月 12 日令 121 条)。(1) に掲げた会社の場合の設例によれば、 $4,790 + (4,790 \times 20 \text{ パーセント}) = 5,748$  (フラン) となる。これは、二つの極端な解決法の妥協策である。その一つは、2 人以上の監査役には 1 人の監査役に付与される報酬額以上のものを与えないというもので、これは明らかに不当である。これに対し、各監査役に料率表による報酬額の全部を認めるという解決法によるときは、その報酬額は監査役が実際になした仕事以上のものとなり、また会社にとり負担が過重となる欠陥がある。20 パーセント加算して会社から支払われる報酬額は複数監査役の間で適宜配分される。この配分の基準としては、各監査役が監査のために費した時間と監査役の資格が考慮される。

(4) 子会社の監査役を兼任する場合 ある会社の 1 人の監査役が同時にその子会社の監査役を兼任している場合、子会社の支払うべき報酬額は、料率表の適用により算定される金額から 30 パーセントを控除した金額とされている (1969 年 8 月 12 日令 122 条 1 項)。また、複数の監査役が同時に子会社の監査役を兼任している場合、子会社の監査役として受領する報酬総額は、料率表および 1969 年の命令第 121 条にもとづいて算定する額から 40 パーセントを控除した額とする (令 122 条 2 項)。上記(1)の設例についていえば、前者の場合は、 $4,790 - (4,790 \times 30 \text{ パーセント}) = 3,353$  (フラン) となり、後者の場合は、 $5,748 - (5,748 \times 40 \text{ パーセント}) = 3,449$  (フラン) となる。このように子会社の監査役を兼任する者の報酬額が控除されるのは、子会社における監査が親会社の監査役によって行なわれる場合は、そうでない場合と比

## 株式会社の監督

較して容易であるという理由にもとづいている。しかし、必ずしもすべての場合にそうであるとは限らない。

1969年の命令には規定のない次の各場合の報酬はどうなるであろうか。一つは、親会社に2人の監査役があり、そのうちの1人が子会社のただ1人の監査役を兼任している場合である。この場合、子会社の支払うべき報酬額の算定については、やはり命令第122条第1項の適用があり、料率表の適用による金額から30パーセントが減額される。この解決は、監査役が親会社において演じた積極的役割は、子会社における職務の遂行についてその監査役を有利にしているという理由による。これに反し、親会社の監査役および子会社の監査役にはそれぞれ複数の者が就任しており、そのうち1人の者が両社の監査役を兼任している場合には、命令第122条は適用されず、子会社の監査役に有利な解決として、命令第121条の規定により、料率表の報酬額に20パーセントを加算するのが妥当である。最後に、親会社のただ1人の監査役が子会社の複数の監査役の1人を兼ねている場合は、減額することなく、料率表によるべきであろう (Hémard, Terré et Mabilat, n° 974, p. 771)。

**3. 合意による料率表の変更** (1) 原則 料率表の適用は、強行的ではないが、反面では単なる訓示的なもの (indicative) にとどまらない。法令により算定される報酬額を合意をもって増加もしくは減少することは禁止されていないが、この変更の条件は増額の場合と減額の場合とでは異なる。

(2) 合意による増額 会社は、監査役の請求にもとづき、料率表の適用により算定される額を超過する報酬を支払うことができる (令123条)。報酬額の法規制は、監査役が法律により課された仕事について余りにも僅かな報酬しか受けないことを防止しようとするところにある。したがって、その最低額を定めるのは妥当であるが、最高額を定めるのは妥当ではない。法令により定められた額を超える報酬額を合意をもって決定する自由は会社とその監査役に委ねられている。この場合、監査役と報酬額を合意できるのはもちろん会社代表者であるが、会社代表者は社員総会の承認なくして合意できるかどうか問題となる。一説によれば、1969年の命令第123条、第124条および第125条は、いずれも監査役と会社との間で合意される旨を規定し、報酬決定の権限を明文をもって株主総会の権限としてはいないから、こ

の《会社》とは、会社指揮者を指すものと解している (Mercadal et Janin, n° 2302, p. 566)。これに対し、他の説によれば、いわば被監査人たる地位にある会社指揮者が監査役の報酬を決定するのは危険であり、監査役と会社指揮者との間でなされた協議について、その確定的合意は社員総会による追認を要するものと解している (Guyon et Coquereau, n° 112, p. 97)。

報酬の増額は、監査の任務が通常を超えて活動する監査役に要請する場合に正当として認められる (Guyon et Coquereau, n° 112, p. 97)。会計監査人全国協会は、監査役の報酬に関する勧告 (Recommandations relatives aux honoraires) において、増額請求が正当と思われる場合を次のように挙げているが、これに限るといふ趣旨ではない。すなわち、内部監査がまったく行われていないか、行われていても不十分であること、会社指揮者と会社間の自己取引の回数とその複雑性、多額の引当金の設定、貸借対照表に多額の欠損が計上されていること、裏書、保証、手形保証またはその他の担保の提供を必要としている被担保債務が多額であること、フランスまたは外国における営業所または代理店の数が多いこと、監査役が選任する専門家 (法 229 条 2 項) について会社がその報酬を直接に負担しないこと、決算書類を承認する総会において企業グループの計算書類の審査を必要とすること、12カ月の通常の間を超えて例外的に延長された営業年度について監査が行なわれる場合などである (Hémard, Terré et Mabilat, pp. 772, 773 による)。

監査役は、料率表により算定される金額を超える報酬の支払を会社に請求して訴を提起できるであろうか。この点については、増額の場合の特則は純粹に契約上の性質を有することを理由として消極的に解する立場 (Guyon et Coquereau, n° 112, p. 98) と、デクレに規定がなくとも商事裁判所または民事裁判所に訴を提起することは不可能ではないとする立場 (Hémard, Terré et Mabilat, n° 978, p. 774) とがある。いずれにしても、会社が増額請求を不当に拒否すれば、監査役は辞任することができる。しかし、監査役は、その受ける報酬額が通常条件に従って行なわれる監査業務に相応しないことを理由として監査をなおざりにすることはできない。

(3) 減額の合意 監査役に要求される監査業務と被監査会社の事業の種類と

## 株式会社の監督

の関係で、料率表に定める報酬額が著しく高額と思われる場合もありうる。休眠会社 (*société en sommeil*)、持株会社、不動産会社あるいは行政上の監督が行なわれる会社の場合がその例である。そこで、1969年8月12日の命令は、《監査業務および会社事業の性質を考慮した上で、料率表にもとづいて算定される報酬額が明らかに過大である場合には、会計監査人は報酬の減額に応じなければならない》と定めている(令124条1項)。しかし、この報酬の減額に関する命令の規定は必ずしも明らかではなく、会社と監査役との間でこれに関する合意が成立したか否かの場合に分けて考察する必要がある。

まず合意が成立した場合、監査役は、自己の所属する会計監査人協会の地方評議会事務局 (*bureau*) に対して、受諾した報酬の額および減額の理由を通知しなければならない(令124条1項)。事務局は、料率表による金額が明らかに過大であると判断するときは、減額の特約を承認する。事務局がこれを承認しない場合は、8日以内に異議を申立て、別個の報酬金額を提示することができる(令124条2項)。会社がこの提案に同意しないときは、事件は会計監査人の地方懲戒部(監査役の報酬に関する争訟がこのような懲戒部の所管とされた理由は理解できない、と批判されている。Guyon et Coquereau, n° 113, p. 99) に提訴され、ここで報酬額が確定される(令124条3項)。なお、監査の条件は1年度ごとに変りうるので、減額の特約は1営業年度についてのみ認められる。

会社と監査役間に報酬の減額について合意が成立しない場合もありうる。なるほど、命令第124条第1項によれば、料率表の適用による報酬額が明らかに過大であるときは、監査役は減額に応じなければならない(*être tenu d'accepter*) とされている。しかし、監査役は、その報酬額が明らかに過大であるかどうかにつき、また会社の要求する減額の幅について争うことができる。この場合の解決について直接の規定は設けられていないが、命令第126条により最終的には商事裁判所長が即決審理をもって裁判することになる。

**4. 報酬に関する訴訟** 監査役の報酬に関する訴訟については、二つの場合に分けて考察しなければならない。一つは、報酬額の決定について訴訟が生じる場合である。この場合は、原則として商事裁判所長の管轄に属する。いま一つは、

報酬額そのものについて争いはないが、その支払を求めて訴が提起される場合である。この訴訟の管轄および訴訟手続は普通法の定めるところによる。

(1) 報酬額の決定に関する訴訟 料率表の適用その他報酬額の決定に関する訴訟は、会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の所長が即決審理をもって裁判する（1969年8月12日令126条）。商法典第631条によれば、会計監査役は社員でもなければ、商人でもないため、商事裁判所はこのような事件についての裁判管轄権を有しないはずであるが、上記命令の定める特則は、会社の権利に関する訴訟を判断するには、商事裁判所の方が大審裁判所より適しているとする理由にもとづいている。

命令第 126 条にもとづく商事裁判所長の管轄権は、料率表の適用にもとづく訴訟、特殊会社における報酬額の決定（令125条）、または報酬の減額（令124条）に関する訴訟にのみ、これを限定している。報酬の増額は、当事者間の合意を前提とするため、商事裁判所長の介入を必要としない。しかし、命令第 126 条は、商事裁判所長が報酬の減額を決定する手続において果すべき役割を明確にしていない。命令第 124 条によれば、報酬の減額の場合、地方懲戒部が確定的にこれを定めると規定しているが、一体、これと商事裁判所長の権限とはどのような関係にあるのであろうか。

おそらく、懲戒部の介入は、監査役が会社の請求する報酬の減額についてすでに承諾していることを前提とする。したがって、これをめぐる争いは、監査役と会社間に生じているのではなく、減額が著しいと判断する監査人地方評議会と会社との間に存している。これに対し、監査役が会社の減額請求を承諾しないときは、商事裁判所が管轄権を有することは疑いない（Guyon et Coquereau, n° 116, p.100）。

(2) 報酬の支払に関する訴訟 1969年の命令第 126 条は訴訟に関する普通法の特則を定めたものであるから、これは制限的に解釈しなければならない。したがって、報酬額そのものについては争いのない報酬の支払を求める訴訟の管轄権は本案の裁判所に属し、商人たる資格を一般に有しない監査役は、民事裁判所に訴を提起することができる。

**法第 233 条〔株主総会に対する報告，告発，職業上の秘密〕**

①会計監査役は，その任務の遂行中に明らかにされた違法かつ不正確な事項を次回の総会に報告しなければならない。

②前項に定めるほか，会計監査役は，その了知した犯罪事実を検察官に告発しなければならない。会計監査役は，その告発によっていかなる責任をも負うものではない。

③前 2 項の規定の適用ある場合を除き，会計監査役ならびにその協力者および専門家は，その職務によって知ることのできた事実，行為および情報について職業上の秘密を遵守する義務を負う。

Loi Art. 233.—Les commissaires aux comptes signalent, à la plus prochaine assemblée générale, les irrégularités et inexactitudes relevées par eux au cours de l'accomplissement de leur mission.

En outre, ils révèlent au procureur de la République les faits délictueux dont ils ont connaissance, sans que leur responsabilité puisse être engagée par cette révélation.

Sous réserve des dispositions des alinéas précédents, les commissaires aux comptes, ainsi que leurs collaborateurs et experts, sont astreints au secret professionnel pour les faits, actes et renseignements dont ils ont pu avoir connaissance à raison de leurs fonctions.

**令第 191 条〔自己取引に関する特別報告書の作成・備置〕**

会計監査役は，当該営業年度の終了後の翌月から起算して 3 カ月内に，かついかなる場合でも通常総会の開催の少なくとも 20 日前に，会社法第 103 条第 3 項および第 145 条第 3 項に定める特別報告書を作成して，これを本店に提出しなければならない。

Déc. Art. 191.—Les commissaires aux comptes doivent établir et déposer au siège social le rapport spécial prévu aux articles 103, alinéa 3, et 145, alinéa 3, de la loi sur les sociétés commerciales, avant la fin du troisième mois qui suit la clôture de l'exercice et, en tout cas, vingt jours au moins avant la réunion de l'assemblée générale ordinaire.

## 〔解 説〕

1. 序説 本条は、株主総会に対する監査役の報告義務のほか、犯罪事実の告発義務および職業上の秘密を遵守する義務を規定している。監査役の特別の義務については後述するところに譲り、ここでは株主総会に対する一般報告について述べることにする。

監査役は、法第 228 条に定める任務の遂行をなしたのち、株主総会に提出する報告書をもって、その監査の結果を詳細に報告しなければならない(法157条2項)。株式会社の監査制度の目的は、計算書類の監査により明らかにされた会社の状況を株主に知らせることにあるから、総会に対する監査報告書の提出は、監査役の行なった監査の当然の帰結である。すでに1867年法(34条3項)が規定していた《報告書》(rapport)の語は伝統的に用いられており、特別報告書に対比されるものとして、慣用的に一般報告書(rapport général)とよばれている。

監査役の一般報告書に関して、新法は、旧法と同様に明確性を欠いており、旧法下で認められていた解決がひきつづき適用される。

監査報告書は、総会の会日の15日前までに、株主の閲覧に供するため、しかるべき時期にこれを本店所在地に提出しなければならない。すべての監査役は報告書に署名しなければならないが、そのうちの一人が署名できない場合に補欠監査役がいるときは、この者が署名の代行をなしうる。旧法のもとで、監査役全員の署名はこれを要しない、とする定款の条項は有効と解されていたが(Hamel et Lagarde, t. I. n° 677)、新法のもとでは、このような定款をもってしても、監査報告書への署名を免除することはできないと解される(Hémard, Terré et Mabilat, n° 1004, p. 799)。なお、複数の監査役がおかれている場合、監査役は共同して報告書を作成

## 株式会社の監督

しなければならないから（令189条）、かりに上記定款の規定にもとづき署名を免除された監査役であっても、その職務の遂行における過失について責任を免れることはできない。

監査報告書は、総会において必ず朗読されなければならないであろうか。1867年法（34条4項）によれば、貸借対照表その他の計算書類の承認を含む総会の決議は、監査報告書が事前に提出（朗読ではない）されなかった場合に限り無効とされていたが、旧法のもとでは、一般に監査報告書も朗読されるべきものと解されていた。新法第157条第2項においては、取締役による報告書はこれを朗読（lecture）し、監査役の場合は《記述し》（relater）と、区別して規定されているところをみると疑問は残るが、監査報告書を朗読すべきだとする旧法上の見解はひき続き支持されるべきであろう（Hémard, Terré et Mabilat, n° 1005, p. 799）。ただし、監査報告書は、監査役自身がこれを朗読することまでは要求されていない。新法のもとにおいても、総会への監査役の出席は義務づけられていないからである。しかし、総会において株主から提起された質問に答えるため、監査役が総会に出席して、みずから報告書を提出するのが望ましいのはいうまでもない。

監査報告書には、法第228条がその任務とする事項の監査の結果を記載し（法157条2項）、かつ必要ある場合は、当該年度の計算書類について自己の意見を表明しなければならない（令193条）。具体的には、監査をなした対象、すなわち帳簿、資産、会社の財務状況および計算書類につき、また会社指揮者により与えられた情報につき監査の結果を報告し、さらに採用された監査方法（試査など）について説明しなければならない。

**2. 違法かつ不正確な事項の報告** (1) 違法かつ不正確な事項 監査役は、その報告書をもって、任務の遂行中に明らかにされた違法かつ不正確な事項を株主に知らせなければならない。ここにいう《違法な事項》（irrégularité）とは、会社が遵守すべきすべての法規範（toute règle de droit）に違反していることを意味する（Hémard, Terré et Mabilat, n° 1008, p. 801）。計算書類の作成および利益金処分の提案に関する違法行為が中心となるものと思われるが、法文の一般的な規定形式からみると、会社の計算に関する事項以外の違法行為もまた報告すべき

対象とされているように解される。この点につき会社法は、取締役または監事会の構成員が資格株 (actions de garantie) を会社に寄託しているかどうかを審査し、その違反を株主総会に報告すること (法97条, 132条) および株主平等の原則が尊重されているかどうかを確かめるべきものとしている (法228条3項)。しかし、このような法定の事項以外のすべての違法行為についても監査役の報告義務が及ぶと解すると、監査役の調査をなすべき領域は広がりすぎる危険がある。なぜなら、民法、商法、税法および社会法などの強行規定は無数にあって、会社の違法行為も少なくないからである (Hémard, Terré et Mabilat, n° 1008, p. 802)。

つぎに、《不正確な事項》(inexactitude) とは、第1に、特定の行為とこれに関する会計上の記録あるいは会計上の記録とこれを要約した貸借対照表との間に不一致が存することである。第2に、この不正確はまた、会社指揮者の報告または株主宛のすべての書類中に含まれた不実な事項の確認 (affirmation erronée) から生じる。監査役が株主に宛てて提供される情報の誠実性を審査すべきことを任務とするからには、そこに含まれる不正確さを指摘しなければならないのは当然である。

(2) 会社指揮者による修正と監査役の報告義務 他方において監査役は、その発見した違法かつ不正確な事項を、総会開催前にまた報告書の作成前であっても、これを会社指揮者に通知しなければならない (法230条3号)。そこで、通知を受けた会社指揮者が適宜必要な修正を加えて指摘された不正確かつ違法な点を除去した場合、監査役はもはやこのような事項を報告書の中で指摘しなくともよいであろうか。旧法のもとでは、会社指揮者により修正された事項が、通常の、かつ厳密に会計上の軽度の誤りに関するものであると、また会社の業務執行に影響を及ぼすような重大な欠陥であるとを問わず、報告書の中でこれを指摘しないのが慣行であった。しかし、新法では本条第1項が明文をもって規定しているところからみて、果してこのような慣行が今後もなお引続き維持しうものか否か疑問が提示されている。すなわち、一説によると (Wisner, *Réflexions sur la mission des commissaires aux comptes*, Rev. soc., 1967, p. 371), 本条第1項の規定は、株主に対して情報を提供すべきことを監査役の絶対的義務たらしめたものと解釈され、発見された違法かつ不正確な事項が総会招集前に除去されたことにより解除されるも

## 株式会社の監督

のではないとする。他方、このような見解に対しては、会社指揮者の修正によりその対象を失った理由のない情報開示が会社にもたらす不都合が強調される。この立場では、1867年法第34条第3項の規定と異なり、本条はもはや強行規定とは解されない。旧法においては、いかなるニュアンスもなく、監査役は、その明らかにした違法かつ不正確な事項を報告書において指摘すべきものと規定されていた。

(3) 報告すべき総会 本条第1項により、監査役はその発見した事項を次回の総会 (*la plus prochaine assemblée générale*) に報告しなければならない。この総会は、経過した営業年度の計算書類を審議するため監査役の一般報告書が提出される定時総会 (法157条) とは限らない。それは、別の通常総会または特別総会であることもある。すべての総会に必ず招集されるべきものとされている監査役としては(法231条)、その発見した違法かつ不正確な事項を株主に知らせるため、営業年度が終了しないときでも、最初の機会を捉えなければならない。この点は1867年法第34条の解決と異なっているが、会社内において明らかとなった会社指揮者の任務懈怠について、株主ができる限り速かに情報を得られることは有益である。監査役が継続的にその職務を遂行することにより、いつなごき総会に開示されるかも知れないという危惧は、会社指揮者をして会社の業務をとくに注意深く処理させることになるであろう。この点につき、法律は監査役に対して無視することのできない手段、すなわち総会招集権を与えていること (法158条) を忘れてはならない。

(4) 監査報告書と総会の決議の効力 年次通常総会に監査報告書の提出がないとき (法157条2項)、決算書類に関する総会の決議は無効とされるが (法173条1項)、この無効は、計算書類以外の問題に関して総会により採択された決議には及ばない。監査報告書に監査役全員の署名がない場合も監査報告書の提出がない場合と同視される。監査報告書に法定の記載事項がない場合、すなわち法第228条の定める監査役の任務の遂行が記述されていない場合も同様に解されよう。また、計算書類に関する決議の無効は、総会における監査報告書の朗読がない場合も——少なくともこの朗読が黙示的にせよ法第157条第2項によって要求されている限り——無効とされる。これに反し、総会への監査役の欠席は、監査報告書が適法に作成され、本店に寄託され、かつ総会において朗読されているかぎり、決議の瑕疵を

生じない。また、監査報告書が総会の開催に先立つ15日以内に法定の条件に従って株主に通知されず、または閲覧に供されなかったときは（法 168 条、令 139 条）、その決議は取消することができる（法 173 条 2 項）。

(5) 会社指揮者の犯罪行為の総会への告発 監査役は、取締役または董事会のメンバーが行なった犯罪行為を了知したときは、これを総会に告発しなければならない。監査役の民事責任を規定する法第 234 条第 2 項は、《会計監査役は、取締役または董事会の構成員のおかした犯罪については、これを了知しているながら、総会に対する報告書の中で明らかにしなかった場合を除き、民事上責任を負わない》と規定しており、監査役の総会に対する告発義務はこの規定から生じる。この告発は一般報告書の中で行なわれることになるので、この手続によるときは、罪を犯した者が株主より前にその露見について通知を受けることになり、妥当でない。もちろん、その事実はそれ以前に検察官に告発されるべきである。

監査役が告発すべき犯罪行為とは、取締役または董事会の構成員がその資格に基づいて行なった行為で、会社の業務および財産に影響を与える行為であろう。刑法典に定める財産犯（窃盗、詐欺、背任など）のほか、会社法の罰則に定める罪（1966年7月24日の法律第2編）およびデクレの定める違警罪（*contraventions de police*）も含まれる。

監査役の告発義務は、監事会のメンバーによって犯された行為には拡張されていない。おそらく、これらの者は業務執行を監督する地位にあり、会社指揮者ではないから、その職務の遂行において刑事上の罪を犯しえないであろうと判断されたものように解されるが、余りに楽観的な見解ではなからうか（Hémar, Terré et Mabilat, n° 1015, p. 808）。

**3. 犯罪行為の告発** (1) 立法上の評価 監査役が了知した犯罪行為を検察官へ告発すべき義務は、1867年7月24日法の第34条第5項の文言を変更することなく、本条第2項に踏襲された。この義務は、監査役を密告者（*délateur*）に変え、監査役に対する会社指揮者の信頼を損うものとして非難されてきた。みずから株主の利益を擁護する者として考え、司法当局や税務当局の協力者として考えない監査役の側からしても、この告発義務は受け入れがたいものであった（Dalsace,

Un texte à abroger ; l'avant-dernier alinéa de l'article 34 de la loi du 24 juillet 1867, Gaz. pal. 1963, I. doc. 81)。また、このような監査役の告発義務は、いかなる外国法にもその例をみない常規を逸したものであるとの主張もみられる。

しかし、他方ではこのような批判は意外であるとして、本条の立場を次のように支持する見解も有力である (Hémard, Terré et Mabilat, n° 1016, p. 808)。これによると、一定の場合に自己の了知した犯罪行為を告発するのは、すべての市民に課せられた義務ではなからうか (刑法典62条) とし、会社財産の濫用や貸借対照表の虚偽表示のような犯罪は、人間社会にとっての重罪と同様に、社会にとって危険なものである。会社において刑事制裁の対象とされる行為を発見するために監査役以外の適材はないであろう。たしかに、監査役はその発見した犯罪行為を総会に報告すれば足り、検察庁への告発は、これを監査役の義務とすることなく、株主総会の権限とすればよい、という議論も成り立つ。しかし、総会は直ちに開催できるものではなく、その間に犯罪による被害が拡大されることを思えば、上記のような解決で満足するわけにはいかない。

(2) 告発すべき義務の範囲　まず監査役が告発すべき義務を負うのは、犯罪を構成すべき事実 (faits) であって、犯罪行為ではない。ある事実ないし行為がいかなる犯罪行為 (qualification) を構成するかの判断は困難な場合が多く、かかる判断を監査役に強制することはできない。

つぎに、監査役は、いかなる者が犯罪行為をなしたか、その行為者を明らかにする義務を負うものではない。これは、告発すべき義務の対象は、犯罪行為 (crimes) であって、犯罪者 (criminels) ではないという刑事法における一般原則の適用である (Cass. crim. 2 mars 1961 : J. C. P. 61, II. 12092)。したがって、犯罪行為が会社指揮者によって行なわれたものか、従業員によって行なわれたものかの区別は問題でなく、監査役は犯罪行為そのものを検察庁に告発しなければならない。

監査役の告発義務は、取締役または副社長などの会社指揮者による犯罪行為のみならず、監査役 (監査役の資格について成立する罪には犯罪行為を告発しなかった罪もある)、清算人、更生整理または清算整理の管財人および会社の従業員ならびに会社と無関係の第三者による犯罪行為をも対象とされる。

犯罪行為とは、刑事犯を構成する行為を指すことはもちろんであるが、本条第 2 項の《*délictueux*》という形容詞は、これを制限的に解すべきではなく、義務的告発は、重罪 (*crimes*) についてはもちろん、軽罪刑 (*peines correctionnelles*) に処せられる軽罪 (*délits*) にも及ぶ。しかし、監査役は、その職務の遂行において了知したすべての犯罪行為を告発すべきものなのか (*Rousselet et Patin, Délits et sanctions dans les sociétés par actions, n° 354; Masson, 《L'exercice par les commissaires aux comptes de leur mission de contrôle et vérification》, J. soc., 1937, p. 385 et s.*)、それとも会社の設立または運営と関係をもつ犯罪行為に限られると解すべきか (*Constantin, Droit pénal des sociétés par actions, p. 847; Mercadal et Janin, n° 2281, p. 561*) 見解が分かれている。前説は、監査役の告発すべき犯罪行為について法文がいかなる区別も設けていないとする旧法いらいの学説であるが、新法のもとにおいても、普通法上の軽罪を構成する行為が会社の運営に結び付くか否かを判断するのは必ずしも容易ではない、とし、監査役はかかる区別をすることなく、自己の了知したすべての犯罪を告発すべきであるとして、これを支持する立場もある (*Hémard, Terré et Mabilat, n° 1017, p. 810*)。したがって、この立場においては、窃盗、詐欺、隠匿などの伝統的な犯罪のみならず、労働法に違反する罪 (たとえば、企業委員会の運営の妨害)、税法および為替管理法違反の罪も対象とされる。

(3) 監査役の責任 自己の了知した犯罪事実を検察官に告発しなかった監査役は、1年以上5年以下の禁錮および2,000フラン以上12万フラン以下の罰金、またはそのいずれか一方の刑に処せられる (法457条)。この特別の刑事制裁は、詐欺罪、背任罪、違法配当の罪または虚偽の情報を公示した罪にもとづき、会社指揮者の共犯者として監査役が刑事訴追を受けた場合においても、その適用を妨げられない。

また、告発義務の違反は監査役の民事責任を生ぜしめる。法第234条第2項は、取締役または董事会の構成員のおかした犯罪につき、これを了知していたながら、総会に対する報告書の中で明らかにしなかった監査役は民事上責任を免れることができない旨を規定している。一般原則として、会社指揮者の責任は監査役の責任より

## 株式会社の監督

も重いものとされている点からすると、監査役のこの連帯責任は厳しい。

監査役が犯罪行為でないものを誤って犯罪行為として告発した場合はどうなるであろうか。本条第2項第2文は、監査役はその告発によっていかなる責任も負うものでないと規定している。この免責規定の適用される範囲については議論がある。一説によれば、告発された事実が犯罪を構成するものでないときは、監査役は免責の利益を喪失し、民法典第1382条にもとづき、会社指揮者に対して損害賠償の責任を負うとする (Lefèbvre, *Les aspects juridiques du commissariat aux comptes*, 1970. n° 333)。この解釈によれば、監査役の免責は、告発された事実が犯罪を構成する場合に限られる。しかし、この見解は余りにも制限的に過ぎ、本条が明文をもって監査役の免責を規定した理由を説明できない。なぜなら、告発された事実が犯罪を構成するときは免責は当然のことだからである。監査役は、法定の義務を履行することによって違法行為 (faute) をおかしえないのである。したがって、詐欺 (dol ou fraude) の場合を除き、不実の告発は監査役の責任を生ぜしめないと解すべきであろう (Guyon et Coquereau, n° 325, pp. 250, 251)。

**4. 監査役の守秘義務** 監査役は、その職務により知り得た事実、行為および情報につき職業上の秘密を守る義務を負い (本条第3項)、これに違反する行為は刑法典第457条第2項に定める罪を構成し、1ヵ月以上6ヵ月以下の禁固および500フラン以上3,000フラン以下の罰金を併科される。この守秘義務は、監査役の協力者 (collaborateurs) および鑑定人 (experts) にも拡張され、また被監査会社についてはもちろん、その親会社および子会社または監査役が調査を実施した第三者に関する事実、行為および情報についても及ぶ。

監査役の守秘義務について旧法は単に刑法典第378条は監査役にこれを適用すると規定するにとどまっていたが (1867年法34条末項)、新法は明文をもってこれを明らかにしている。しかし、旧法上の解決が著しく変更されたわけではない。

監査役が株主総会に対して報告書を提出してその任務の遂行を報告する場合に職務上の守秘義務の違反は存在しない。本条第1項が、計算書類において明らかにされた違法かつ不正確な事項について、監査役はこれを次回の総会に報告すべきことを定めているのも、この場合に監査役の守秘義務が存在しないことを明らかにし

たものである。したがって、監査役は、職務上の秘密を楯にとり、職責上、総会に報告すべき情報の開示を拒否することはできない。

しかし、監査役が職務上知り得た事実、行為または情報を、総会に対してではなく、ある株主または別個に行動する株主のグループに対して、その求めに応じ、口頭または書面で洩らすのは、全く別個の問題である。いわんや、監査役は職業上の秘密を会社債権者に対しては守らなければならない。

総会において、ある株主から質問を受けた場合においても、監査役は総会自身からその回答を求められていると認められる場合でなければ、これを拒否することができる。また、質問の対象およびこれに対する回答は、監査役の任務と全く無関係のものであってはならない。さらに、その質問が監査報告書に記載された内容の解釈に直接関係しない場合には、監査役は総会の議長から許可を得たうえで回答することができ、この場合、議長の許可は、一般に監査役の職業上の守秘義務を解除する結果をもたらす。

取締役会、社長、副社長などの会社指揮者に対する関係においては、監査役は守秘義務を負わない。したがって、監査役は、その職務遂行中に知った事項を知らせることができ、かつ、その発見した違法かつ不正確な事項を会社指揮者に通知する義務を負う。

また監査役の守秘義務は企業委員会に対する関係でも後退している。会社指揮者は、貸借対照表、損益計算書、監査報告書その他の書類を株主総会に提出する前に企業委員会に通知しなければならない。企業委員会は、監査役の出席を求め、これら書類の各項目ならびに企業の財務状況について説明を徴することができる。この場合、監査役は職業上の秘密をもって対抗できず、提起された質問に回答しなければならない。

法律に明文の規定はないが、同一会社内の監査役相互間には守秘義務は存在しない。また同一グループに属する数社間の監査役の間においても、過度の守秘義務を緩和して解すべきだとする学説もある (E. du Pontavice, *Le secret professionnel entre commissaires de sociétés d'un même groupe*, Bull. Cons. nat. commiss., n° 8, déc. 1972, p. 487 et s.)。

**法第 234 条〔会計監査役の民事責任〕**

①会計監査役は、その職務の執行においておかした過失および懈怠により生じた損害につき、会社および第三者に対して責任を負う。

②会計監査役は、取締役または董事会の構成員のおかした犯罪については、これを了知していながら、総会に対する報告書の中で明らかにしなかった場合を除き、民事上責任を負わない。

Loi Art. 234.—Les commissaires aux comptes sont responsables, tant à l'égard de la société que des tiers, des conséquences dommageables des fautes et négligences par eux commises dans l'exercice de leurs fonctions.

Ils ne sont pas civilement responsables des infractions commises par les administrateurs ou les membres du directoire, selon le cas, sauf si, en ayant eu connaissance, ils ne les ont pas révélées dans leur rapport à l'assemblée générale.

〔解説〕

1. 序説 会計監査役の責任については、その民事責任、刑事責任および懲戒の三つの視点から考察されるが、このうち、刑事責任については、これまでの各本条ごとに述べてきたし、懲戒については、法第 219 条の解説の中で、1969年 8 月12日の命令が定める懲戒事由と懲戒の種類、懲戒部の構成、懲戒の手續および執行について概説した。したがって、ここでは、本条の表題どおり、もっぱら会計監査役の民事責任について述べることにする。

会社における監査制度の統一性により、株式会社の監査役の民事責任に関する本条の規定は、株式合資会社の監査役（法251条、254条）、有限会社の監査役（法66条）、資金を公募する民事会社の監査役（1970年12月31日の法律18条11項）および社債を発行する経済的利益団体の監査役（1967年 9 月23日オールドナンス10条 2 項）にそれぞれ適用される。

**2. 監査役の責任の性質** 1867年法は、《会社に対する監査役の責任の範囲および効果は、委任の一般原則に従ってこれを定める》と規定していた（同法43条）。これにより監査役の責任は、民法典第1991条以下の規定の適用を受けるものとされていたが、これは、監査役の地位が受任者のそれとして分析されていたかぎりでは論理的な解決であった。また、会社に対する監査役の責任は、彼が受託した委任義務の不履行に由来するものであるから、その責任の性質は契約上の責任であった。一方、判例は、監査役の職務の遂行における過失により損害を蒙った第三者に対する関係において、民法典第1382条を根拠として監査役の不法行為責任を認めていた（Paris, 9 mars 1942, J. C. P., 1942. II. 1930, note Bastian）。

これに対し、監査役の民事責任を定める本条は、委任ないし受任者としての責任を示唆するような文言は使用していない。そこで、監査役は受任者であるとする理論は、1966年法のもとにおいては、もはやこれを支持することはできないとする主張がこの規定から抽きだされた（Ripert et Roblot, n° 1337; Mercadal et Janin, n° 2211; Guyon et Coquereau, n° 4, n° 355）。さらに、監査役と会社間の関係は、たんに委任の観念と異なるのみならず、一般に契約の観念とも異なることを認める以上、会社に対する監査役の責任は、契約上の責任ではない、ということができる。

本条が会社に対する責任のみならず、第三者に対する監査役の責任を定めていることは、監査役の責任が常に同質的であり、契約責任ではなく、不法行為責任であると考えうる補足的理由となる（Hémard, Terré et Mabilat, n° 1048, p. 835）。

**3. 責任発生の要件** 本条は、会社または第三者に対する監査役の責任発生の要件を明確に定めていない。したがって、この場合においても、普通法の原則にもとづき、過失、損害の発生および過失と損害との因果関係という三つの条件を要するものと解される。

(1) 過失 監査役は、その職務の執行においておかした過失および懈怠により生じた損害につき責任を負う。懈怠（négligences）とは、過失（faute）たる性質を有するもので、法文は無益な繰り返しをしているにすぎないと解されている（Hémard, Terré et Mabilat, n° 1049, p. 835）。しかし、本条が *faute* に次いで

## 株式会社の監督

単なる *négligence* を挙げていることは、《意図的》(*intentionnelles*) な過失をも含むものと解すべきであろう。しかし、この過失が《詐欺的》(*dolosive*) または《重大な》(*lourde*) なものであることを要しない。

監査役の職務の執行における過失または懈怠には具体的な各場合に依りて多様なものがありうる。旧法のもとで一般に示されてきた二つのカテゴリーによると、一方で懈怠によると、専門的能力の欠如によるとを問わず、監査が全く行なわれなかったか、あるいは十分でなかった場合に過失が認定され、他方では、計算書類に関し、または会社指揮者が会社の状況に関し株主に提供した情報に関する不正確または不当な評価もしくは承認がなされた場合に過失が認定される。また、監査役が提出した報告書が十分でなかったか、任務の遂行が遅滞した場合にも過失が成立する。

監査役は監査の職務を個人的に嘱任されているのであるから、旧法のもとですでに認められた解決にしたがい、監査役は自らの過失 (*fautes personnelles*) についてのみ責任を負い、他の監査役の過失については責任を負わない。しかしながら、複数の監査役によって惹起された損害が同一の行為から生じたとき (刑法典55条)、あるいは損害を生ぜしめた行為または結果について各監査役に帰せられる割合を定めることのできない不可分の過失については連帯して (*in solidum*) 責任を負う。

監査役はまた、自ら嘱任した協力者 (*collaborateurs*) または任務遂行のために依頼した専門家 (*experts*) の行為について責任を負わなければならない (法229条)。監査役は、取締役の過失については責任を負わないが、ときには取締役の過失が監査役の過失を結果として伴うことがある。両者の過失が競合し、かつそこから生じる損害が不可分であるときは、取締役および監査役は連帯して責任を負う。

(2) 損害の発生 普通法にしたがい、監査役の責任は、監査役の過失によって生じた損害の立証を前提とする。この点で、監査役の義務の不履行に対する制裁という点では共通する懲戒制度とは要件を異にする。

被害者が賠償請求する損害は、直接の、かつ個人的性質を有する損害であることを要し、株主が全体として蒙った集団的損害 (*dommage collectif*) は会社訴権 (*action sociale*) の行使によって回復される。

監査役が監督の任務を負う会社指揮者の横領 (detournements) によって損害が生じた場合は、その横領された金額を損害額として算定できるが、損害が監査役の提供したまたは証明した不実の情報によって生じた場合、損害額の算定は微妙である。しかし、監査役のなした評価にもとづいて株式を取得した第三者は、株式の過大評価が監査役の過失に帰因するとき、その買入価格と株式の実価の差額に相当する損害の賠償を請求しうる (Paris, 12 avril 1962: J. spéc. soc., oct. 1962)。

(3) 因果関係 損害の賠償を請求する者は、監査役の過失と発生した損害との間の因果関係の存在を立証したときに限り、監査役の責任を追求できる。しかし、この立証はつぎのような理由から、必ずしも容易であるとは限らない。すなわち、監査役の責任は不作為という過失に基づく場合が多いので、因果関係の消極的性質はその立証をきわめて困難にする。つぎに、監査役の任務は監査または監督に限定されているから、監査役の過失は、会社または第三者の蒙った損害の唯一の原因となしえない場合が大部分である。監査役の過失が取締役の違法行為を可能とし、あるいは結果を拡大したにすぎない。したがって、因果関係は、いわば間接的な側面を有し、立証が複雑となるのである。かくして、監査役の過失がなかった場合においてさえも損害が生じたであろうと判断される場合には、因果関係の存在は立証されていないと判示された (Paris, 8 mars 1932, S. 1934, 2, 84; D. H. 1932, 225)。これに反し、より緻密かつ正確な監査が実施されていたならば、損害の発生を回避できたであろうと判断されるときは、因果関係の存在が認められている (Cass. req. 8 mars 1876, S. 1876, I, 409)。

**4. 監査法人の責任** 監査役の職務が法人、すなわち専門職民事会社の形態のもとに行なわれる場合においても、監査役たる法人の責任は、自然人たる監査役の責任と原則的に同一である。

しかし、法律は、ある者が自己の過失につきその責任を免れるために法人格の被衣の背後に隠れることを防止するために、専門職民事会社において、社員はその職務の遂行につき自己の全財産をもって責任を負うと定め (1966年11月29日法16条1項)、社員の有限責任制を排除している。監査法人においても、社員のこの個人的責任を明確にするため、会計監査人たる会社が法定の職務を遂行するに当り提出

## 株式会社の監督

するすべての報告書または書類には、会社印 (signature sociale) のほかに、その報告書または書類の作成に参加した会計監査法人の社員たる 1 名または数名の会計監査人の署名を要する、と定めている (1969年 8 月12日令69条)。

このようにして、過失ある社員の行為により発生した債務は監査法人の債務であるが、この場合、監査法人は社員と連帯して責任を負う (1966年11月29日法16条 2 項)。ここにいう社員とは、職務の遂行につき過失ある社員のみならず、監査法人たる専門職民事会社を構成するすべての社員を意味している (同法15条 1 項)。したがって、被害者は、社員がだれであるかを問うことなく、たとえ加害行為に無関係であり、監査報告書の作成に加わらなかった社員に対しても請求することができる。

### 法第 235 条〔監査役の実効性及び訴権の時効〕

会計監査役に対する責任追及訴権は、第247条に定める条件に従い、時効によって消滅する。

Loi Art. 235.—Les actions en responsabilité contre les commissaires aux comptes se prescrivent dans les conditions prévues à l'article 247.

#### 〔解説〕

1. 序説 旧法のもとにおいては、株式合資会社の業務執行者 (gérants) および監査役会の構成員 (membres du conseil de surveillance) の責任追及の訴について規定した法第17条の規定が同法第39条により全面的に株式会社に準用されており、したがって、株式会社の監査役に対する責任追及の訴も取締役に対する場合と同一の原則によるものと解されていた。

これに対し、新法は、本条により、取締役の責任追及の訴権の時効消滅を定め

た法第 247 条を監査役の場合に適用すると規定するのみであって、取締役の責任追及の訴権に関するその他の規定、とりわけ少数株主による会社訴権の行使を規定する法第245条（令200条および201条）、訴権の行使を総会への事前の通知または許可にかからせ、もしくは放棄せしめる条項を無効とする法第 246 条第 1 項、総会の決議をもってしても、取締役の職務遂行上の過失にもとづく責任追及訴権を消滅させることはできないとする法第 246 条第 2 項を監査役に準用する明文の規定が欠けている。解釈上、これらの規定が監査役にも当然に適用されるのかは必ずしも明らかではなく、いずれにしてもこのような立法の不備が判例によって補われることが期待されている（Hémard, Terré et Mabilat, n° 1054, p. 840）。

**2. 監査役に対する責任追及訴訟の提起** 訴を提起するのは、場合により会社、株主または第三者（会社債権者）である。監査役の過失により損害を蒙った会社は、その監査役に対して責任追及の訴を提起することができ、この場合の訴権を会社訴権（*action sociale*）という。会社の名において、だれが実際に訴を提起するかは、各場合に法律および定款の規定にしたがって決定される。

つぎに株主は、会社の損害とは別に株主自身が損害を蒙ったときは、過失ある監査役に対して損害賠償の請求をなしうるのもちろんであるが、通常の場合、監査役の過失は会社全体に損害を与え、株主の個人訴権（*action individuelle*）が行使されることはない。ところで、会社の損害が生じた場合、株主はその資格において、権限を有する会社機関に代わり、監査役の責任追及の訴を提起することができるであろうか。換言すれば、株主は個人として（*ut singuli*）、会社訴権を行使できるかという問題である。

上記のように、株主は、単独でまたは命令の定めるところにより共同して（令 200 条）、取締役に対する責任追及の会社訴権を行使することができるが（法 245 条）、監査役の場合にこれを準用する規定がない現行法のもとで同様の解決を認めるのは困難であり、またこれを肯定するときは、多数社員から会社業務の運営を委託された者よりも、少数社員の方が会社の利益をより良く判断できる者であることを認めることになり、会社法の一般原則に反して妥当でないとする（Guyon et Coquereau, n° 386, p. 286）。

**3. 管轄裁判所** 監査役の責任を追及する訴はいかなる裁判所に提起すべきかについては、1966年法も1967年の施行令もこれを明らかにしていないので、旧法いらいの論議がひき続き未解決のまま持ち越されている。一説によると(Houpin et Bosvieux, t. II. n° 1115; Ripert et Roblot, t. I, 5<sup>e</sup> ed. n° 1309), 監査役が商人でないという事実は商事裁判所の管轄権を排除するものではないとし、他の説によれば、民事裁判所の管轄に属するという(Copper-Royer, t. IV. n° 845; Lisbonne, nos 28 et s.). 前説を支持する立場からは、会社にとり監査役と締結される委任契約は商事であると主張されているが、監査役はもはやそのような契約的地位にはおかれていないと考える立場からすると、監査役が自然人であれ、民事会社であれ、あるいはその社員であっても、民事裁判所の管轄下にあるとみるのが自然であると説く(Hémard, Terré et Mabilat, n° 1055, p. 841)。

**4. 責任追及訴権の消滅** 1966年法は、監査役の終任に際し、または年次計算書類の承認に際して、総会が監査役に認める責任解除(quitus)に関しては、いかなる規定も設けていない。そこで、この点についても解釈が分かれ、一説によれば(Guyon et Coquereau, n° 394, p. 290), 監査役に対する関係においても責任解除は有効であり、責任解除の決議によって監査役に対する責任追及の訴権は放棄されたものとみなされるとする。これに対し、他の説によれば(Hémard, Terré et Mabilat), 責任解除(quitus)とは、《会計の管理が正確かつ正規であることを証する報告書の作成》(Larousse universel), あるいは《業務執行の責任者がすべての責任から免除されるよう義務を果たしたものと認められる行為》(Petit Robert)であるとし、この定義からしても、その職務が会社の計算書類の作成または業務執行に関係のない監査役には適用されえない、と説く。

最後に、会社訴権であると個人訴権であるとを問わず、監査役に対する責任追及訴権は、損害発生のおきから、またその行為が隠蔽されていたときは、それが明らかになったときから、3年を経過したときは時効により消滅する。ただし、その行為が重罪にあたるおき、または定款変更の際しての違法行為による損害の場合は、訴権は10年を経過したおき時効により消滅する(法235条, 247条, 7条)。

《中村真澄》